令和4年度業務実績等報告書

資 料 編

令和5年6月



目 次

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

く1.公害健康被害の補償に関する業務>	
(資料_補償 1) 公害健康被害補償制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(資料_補償 2-①) 汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移・・・・・・・	2
(資料_補償 2-②) 汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(資料_補償3) 都道府県別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況	
/申告方式別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(資料_補償 4) 汚染負荷量賦課金申告書等の審査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(資料_補償 5-①) 旧第一種地域 被認定者数の年度別推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(資料_補償 5-②) 旧第一種地域 補償給付費納付金の年度別推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(資料_補償6) 旧第一種地域 公害保健福祉事業費納付金の年度別推移・・・・・・・・	6
(資料_補償 7-①) 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況	
(旧第一種地域) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · 7
(資料_補償 7-②) 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況	
(第二種地域) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8
く2. 公害健康被害の予防事業に関する業務>	
(資料_予防 1) 調査研究の評価方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(資料_予防 2) 第 13 期(令和 4 年度)環境保健分野に係る調査研究概要	
/令和4年度環境改善分野に係る調査研究概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(資料_予防 3) 令和 4 年度研修事業実施状況	12
(資料_予防4) 令和4年度 知識の普及事業実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(資料_予防 5) 令和 4 年度 ソフト 3 事業等実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(資料_予防 6) ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査	
及び事業改善に向けた検討状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
(資料_予防7) ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告ー抜	粋一
(令和 4 年度本格調査結果一中間報告一)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(資料_予防 8) 公害健康被害予防基金債券運用状況	19
(資料 予防 9) 意見交換を実施した団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20

<3. 民間環境保全活動の助成及び振興(地球環境基金事業)>
(資料_地球 1) 助成事業に関するフォローアップ調査結果(2022 年度) ······2
(資料_地球 2) 2022 年度地球環境基金助成事業の事後評価(書面評価)結果概要・・・・ 4.
(資料_地球 3) 2022 年度助成金分野別件数内訳等······4
(資料_地球 4) 地球環境基金助成金 助成金額・件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(資料_地球 5) 令和 5 (2023) 年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての
重点配慮事項 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(資料_地球 6) 第8回全国ユース環境活動発表大会・・・・・・・・・・・・・・5
(資料_地球 7) 若手プロジェクトリーダー育成人数の推移······54
(資料_地球8) 令和4年度 振興事業 研修・講座実施状況一覧・・・・・・・・・・・5
<4. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成>
(資料_PCB1)ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理基金業務の概要 ····・5
(資料_PCB2)高濃度 PCB 廃棄物の地域別処分期間等・・・・・・・・・・・・・・・・5
く5.維持管理積立金の管理>
(資料_維持 1) 維持管理積立金管理業務の概要・・・・・・・・・・5
< 6. 石綿による健康被害の救済に関する業務>
(資料_石綿1) 申請書等の受付状況と認定等状況(令和4年度)・・・・・・・・・・55
(資料_石綿2) 審査中の案件に係る状況(令和4年度)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(資料_石綿3) 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況(令和4年度)・・・6
(資料_石綿 4) 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況
(法施行日から令和5年3月31日までの累計)
(資料_石綿5) 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況(令和4年度)・・・6
(資料_石綿 6) 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況
(法施行日から令和5年3月31日までの累計)
(資料_石綿7) 認定等に係る処理日数(令和4年度)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(資料_石綿 8) 保健所説明会等実績(令和 4 年度)·············6
(資料_石綿 9) 救済給付の支給件数・金額(経年変化)(平成 18 年度~令和 4 年度)・76
(資料_石綿 10) 被認定者等アンケート概要(令和 4 年度)· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(資料_石綿 11) 主な広報実績(令和 4 年度)・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
(資料_石綿 12) 石綿健康被害救済制度ホームページアクセス数(令和 4 年度)・・・・・76
(資料_石綿 13) 窓口相談・無料電話相談件数 (令和 4 年度) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(資料_石綿 14) 特別遺族弔慰金等の周知実績(令和 4 年度)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(資料_石綿 15) 学会等におけるセミナー実績(令和 4 年度) · · · · · · · · · · · · · · 7

<7. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務(環境研究総合推進費業務)>
(資料_推進 1) 環境研究総合推進費 令和 5 年度新規課題公募要領(抜粋版) ····· 80
(資料_推進 2) 環境研究総合推進費 令和 5 年度新規採択研究課題 · · · · · · · · · · · · · 86
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
(資料_共通 1) 予算と決算の対比/経費削減及び効率化目標との関係89
(資料_共通 2) 計画額及び実績額(令和4年度)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91
(資料_共通3) 令和4年度独立行政法人環境再生保全機構
調達等合理化計画の実績及び自己評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・101
第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
(資料_共通 4-①) 簡潔に要約された財務諸表(法人全体)・・・・・・・・・・・・・・104
(資料_共通 4−②)財務情報 主要な財務データの経年比較・・・・・・・・・・・・106
(資料_共通 5) 令和 4 年度運用方針······107
第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
(資料_共通 6) 内部統制の推進に関する組織体制 (R5.3~) ······109
(資料_共通 7) 令和 4 年度実施研修······110
(資料_共通8) 独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの
排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画 ・・・・・・・ 112
(資料_共通 9) 令和 4 (2022) 年度環境配慮のための実行計画
(資料_共通 10) 令和 5 (2023) 年度環境配慮のための実行計画123
参考資料
(参考 1) 令和 4 年度その他の項目における業務実績等
(参考 2) 第 4 期中期目標・第 4 期中期計画・令和 4 年度計画(抜粋) ・・・・・・・ 130

公害健康被害補償制度の概要

[制度の発足] 昭和49年9月(昭和63年3月改正法施行)

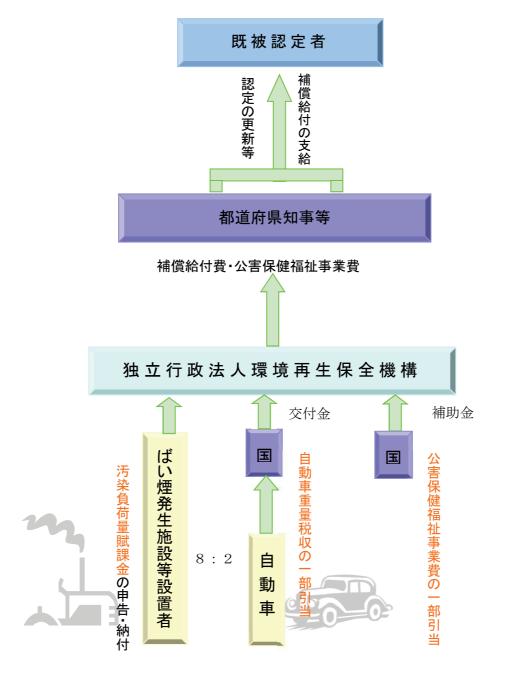
[制度の趣旨] 本来当事者間で民事上の解決が図られるべき公害健康被害について 補償を行い、被害者の迅速・公正な保護を図るものです。

> なお、昭和63年3月の制度改正により旧第一種地域(41地域)の 指定解除を行うとともに、新たな患者の認定は行われていません。

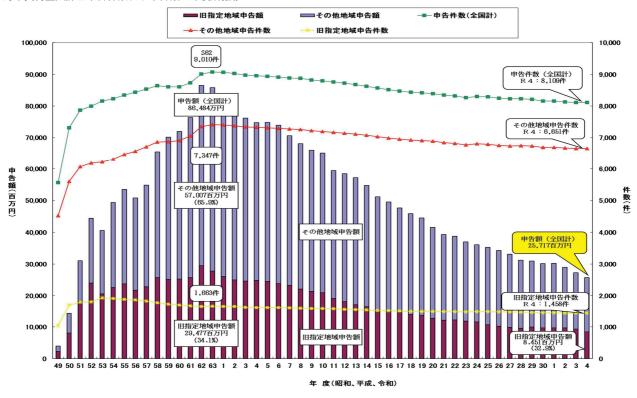
[制度の内容]

公害健康被害補償制度は、補償給付及び公害保健福祉事業に必要な 費用の相当分(汚染負荷量賦課金、特定賦課金)をばい煙発生施設等 設置者又は特定施設等設置者から徴収し、それを公害に係る健康被害 発生地域の都道府県等(46 県市区)に納付するというものです。

[本制度の概要]

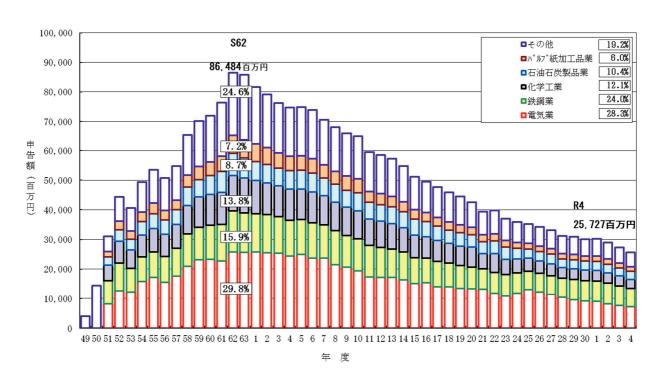


汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移



汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移

資料_補償2-②



都道府県別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況

(単位:件、千円)

区		分		和3事業年度		和4事業年度
			件数	金額	件数	金額
北	海	道	503	2, 720, 777	502	2, 702, 127
青		森	96	231, 416	96	227, 388
岩		手	109	149, 060	109	132, 951
宮		城	132	217, 430	132	198, 919
秋		田	106	172, 847	106	179, 172
山		形	77	100, 180	77	109, 501
福		島	143	725, 580	143	627, 232
茨		城	213	1, 200, 340	213	1, 117, 533
栃		木	159	147, 121	159	140, 580
群		馬	132	148, 010	132	139, 884
埼		玉	283	167, 408	283	149, 083
千		葉	270	1, 132, 792	269	1, 177, 137
東		京	660	641,364	660	593, 828
神	奈	Ш	401	1, 391, 484	399	1, 213, 355
新		潟	177	369, 507	177	347, 033
富		山	120	236, 185	120	235, 191
石		ĴΠ	64	36, 914	64	34, 766
福		井	68	147, 172	68	143, 487
山		梨	46	15, 839	45	14, 617
長		野	127	75, 437	127	72, 692
岐		阜	150	222, 527	150	201, 268
静		岡	329	451, 990	328	437, 352
愛		知	600	3, 068, 887	600	2, 549, 316
愛三		重	162	968, 777	162	935, 029
滋		賀	109	113, 720	109	107, 036
京		都	126	108, 635	126	97, 697
大		阪	543	892, 383	544	810, 789
兵		庫	390	913, 330	389	865, 092
奈		良	65	31, 507	65	29, 499
和	歌	Щ	72	410, 703	72	346, 252
鳥		取	35	82, 204	35	70, 948
島		根	63	90, 506	63	95, 562
畄		Щ	186	2, 202, 234	186	2, 080, 438
広		島	187	1, 117, 725	186	1, 015, 262
Щ			151	1, 093, 461	153	1, 066, 127
徳		島	55	177, 064	56	169, 855
香		Щ	69	521, 117	69	452, 848
愛		媛	93	662, 307	93	664, 797
高		知	38	57, 159	38	57, 008
福		岡	268	1, 149, 890	268	1, 117, 405
佐		賀	60	124, 000	59	115, 959
長		崎	64	424, 212	64	404, 567
熊		本	102	94, 832	102	96, 636
大		分	91	1, 172, 794	91	1, 335, 764
宮		崎	70	484, 689	70	464, 748
鹿	児	島	89	184, 948	89	168, 012
沖		縄	61	427, 241	61	405, 530
	計		8, 114	27, 275, 703	8, 109	25, 717, 271
過 4	年 度	分	17	29, 497	7	10, 108
合		計	8, 131	27, 305, 200	8, 116	25, 727, 379

申告方式別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況

(単位:件、千円)

	(事匠: 片、111)								· IL / 1 1 1 1			
[2	₹.	分	Ì		令和3事業年度					令	和4事業年度	
				件	数	比率 (%)	金 額	比率 (%)	件 数	比率 (%)	金 額	比率 (%)
オン	/ライ	イン目	自告	5, 7	37	70.7	22, 045, 734	80.8	6,021	74. 3	21, 664, 516	84. 2
FD	• C	D 申	告	4	29	5.3	3, 688, 083	13.5	340	4.2	2, 707, 644	10.5
電	子	申	告	6, 1	66	76.0	25, 733, 817	94.3	6,361	78.4	24, 372, 160	94.8
用	紙	申	告	1, 9	48	24.0	1, 541, 886	5. 7	1,748	21.6	1, 345, 111	5. 2
合			計	8, 1	14	100.0	27, 275, 703	100.0	8, 109	100.0	25, 717, 271	100.0

⁽注) 1. 令和3年度の数値は令和4年3月末、令和4年度の数値は令和5年3月末の数値である。

^{2.} 金額の計欄の数値と合計の数値は、四捨五入しているため一致しない場合がある。

汚染負荷量賦課金申告書等の審査結果

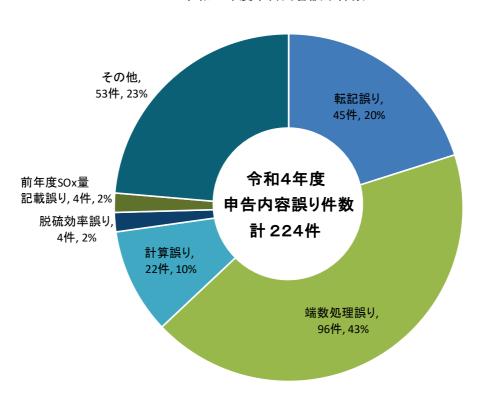
「汚染負荷量賦課金申告書審査事務取扱達」及び「汚染負荷量賦課金申告書審査 の手引」に基づいて、申告書等の審査を行った。

なお、申告書審査において、審査件数 8,109 件のうち 224 件 (2.8%) の端数処 理誤りや転記誤り等があった。残りは適正な申告が行われていた。

審査件数 備 考 申 告 8,109件 名称等変更決議 312件 * 1 申告書送付先変更決議 279 件 * 2 合併・譲渡・会社分割等 納付義務者判定決議 109 件 による納付義務者判定

申告書等の審査結果

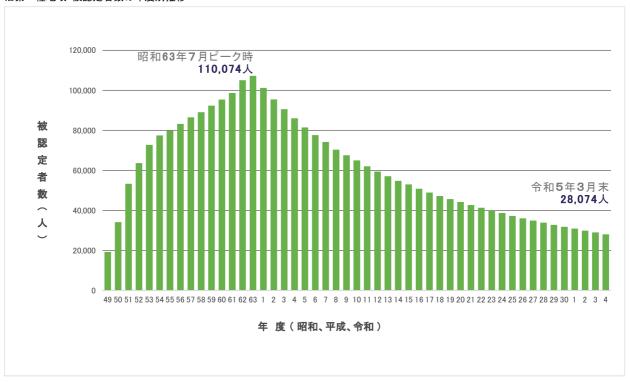
- *1 事業所の名称や住所の変更、会社の合併や分社化等による名称等変更届出書の処理
- *2 事業所の移転や閉鎖等による申告書送付先変更処理



令和4年度申告内容誤り件数

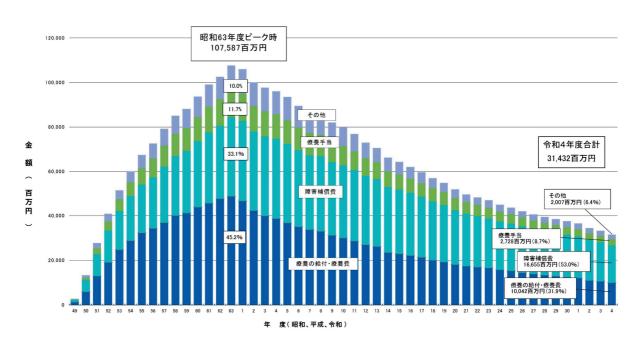
資料_補償5-(1)

旧第一種地域 被認定者数の年度別推移

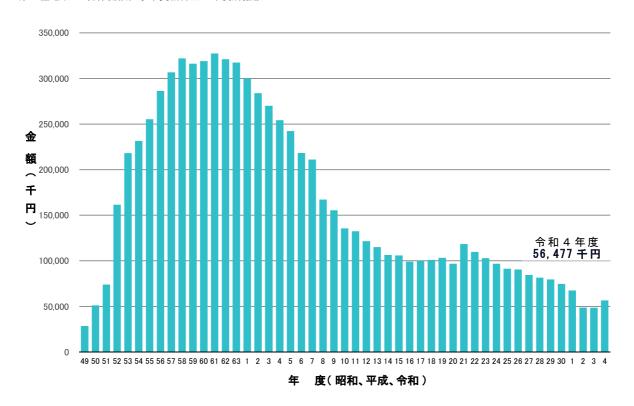


旧第一種地域 補償給付費納付金の年度別推移

資料_補償5-②



旧第一種地域 公害保健福祉事業費納付金の年度別推移



補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況(旧第一種地域)

(単位:千円、%)

	令和3事業	上 上 上 上 上	令和4事美		2. 111, 707
区 分	金額	構成比	金額	構成比	対前年度比
補償給付費	33, 195, 262		31, 432, 235		94. 7
	00, 100, 202	100.0	01, 102, 200	100.0	
療養の給付及び療養費	10, 675, 118	32. 2	10, 041, 779	31. 9	94. 1
障害補償費	17, 397, 967	52. 4	16, 655, 222	53. 1	95. 7
遺族補償費	1, 460, 183	4. 4	1, 332, 881	4. 2	91.3
遺族補償一時金	655, 675	2. 0	576, 475	1.8	87. 9
旧本块牌工业					
児童補償手当 	_	_	_	_	_
療養手当	2, 893, 559	8. 7	2, 727, 739	8. 7	94. 3
/// (投 丁 コ	2, 090, 009	0. 1	2, 121, 109	0.1	34. 5
 葬祭料	112, 761	0. 3	98, 139	0. 3	87. 0
	,		,		
公害保健福祉事業費	48, 511		56, 477		116. 4
納付対象総事業費	(64, 704)	100.0	(75, 324)	100.0	116. 4
リハビリテーション事業費	(6, 013)	9. 3	(7,607)	10. 1	126. 5
#_717/华 夫 单 	(1 400)	0.0	(0.045)	0 1	150 4
転地療養事業費 	(1, 480)	2. 3	(2, 345)	3. 1	158. 4
療養用具支給事業費	(11)	0.0	(0)	0.0	_
从 及 川 六 入 州 于 木 兵	(11)	0.0	(0)	0.0	
家庭療養指導事業費	(19, 551)	30. 2	(32, 248)	42.8	164. 9
インフルエンザ予防接種費用助成事業	(37, 649)	58. 2	(33, 124)	44. 0	88. 0
計	33, 243, 773		31, 488, 712		_

- (注) 1 金額は4月の納付金確定時点での値である。
 - 2 金額、構成比欄の値は、各給付毎に四捨五入しているので、これらを合計しても計欄 の値とは一致しない場合がある。
 - 3 () 書きは、公害保健福祉事業費の納付対象事業費を示す。
 - 4 公害保健福祉事業費の機構納付額は、補償法第48条第2項の規定に基づき納付対象 総事業費の3/4の額であり、残りの1/4の額は、地方公共団体の負担である。

補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況(第二種地域)

(単位:千円、%)

	I 4 4 1.31	ta a t .	I 4 - 1.31	:干円、% <i>)</i>	
区分	令和3事業	美年度	令和4事第	対前年度	
	金額	構成比	金 額	構成比	比
補償給付費	42, 646	100.0	43, 423	100.0	101.8
療養の給付及び療養費	4, 036	9. 5	3, 721	8.6	92. 2
	,		,		
 障害補償費	30, 817	72. 2	32, 226	74. 2	104. 6
	00, 011	12.2	02, 220	11.2	101.0
遺族補償費	2, 848	6. 7	3, 008	6. 9	105. 6
起 次冊頁頁	2, 040	0. 1	3,008	0. 9	105.0
、电标块路 n+ 人		0 0		0 0	
遺族補償一時金	0	0.0	0	0.0	_
10 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
児童補償手当	_	_	_	_	_
療養手当	4, 624	10.8	4, 468	10.3	96. 6
葬祭料	322	0.8	0	0.0	0.0
公害保健福祉事業費	3, 348		2, 511		75. 0
納付対象総事業費	(4, 468)	100.0	(3, 349)	100.0	75. 0
リハビリテーション事業費	(0)	0.0	(0)	0.0	_
	(1)		(1)		
療養用具支給事業費	(337)	7. 5	(539)	16. 1	159. 9
が及内へへ削す不見	(001)	•••	(000)	10.1	100.0
家庭療養指導事業費	(4, 131)	92. 5	(2, 810)	83. 9	68. 0
<u> </u>	(4, 131)	94.0	(2, 010)	00.9	00.0
⇒ I.	45.004		45.004		
計	45, 994		45, 934		_

- (注) 1 金額は4月の納付金確定時点での値である。
 - 2 金額、構成比欄の値は、給付毎に四捨五入しているので、これらを合計しても計欄 の値とは一致しない場合がある。
 - 3 () 書きは、公害保健福祉事業費の納付対象事業費を示す。
 - 4 公害保健福祉事業費の機構納付額は、補償法第48条第2項の規定に基づき納付対象 総事業費の3/4の額であり、残りの1/4の額は、地方公共団体の負担である。

調査研究の評価方法について

1. 評価の区分

事前評価: 調査研究の実施が決定されるまでに実施する。

年度評価 : 各年度の調査研究の終了時(最終年度は除く)に実施する中間評価。

事後評価: 調査研究の最終年度終了後、調査研究成果が取りまとまり次第実施する。

2. 評価軸

各項目に係る評価は、基準となるA~Eの5段階評価結果を5点から1点に換算し、それぞれの評価をした委員の数を乗じた値の平均点を算出している。

A: 大変優れている(5点)、B: 優れている(4点)、C: 普通(3点)、

D: やや劣っている(2点)、E: 劣っている(1点)

	評	価 軸	事前 評価	年度 評価	事後 評価
	環境保健及びた への貢献度	0		0	
個	研究成果	明確性、的確性	0		
別	目標	達成度		0	0
の評	研究計画	適切さ	0		
価軸		妥当性		0	0
	研究内容の独し	自性	0		0
	社会・経済に対	0		0	
	総合評価			0	0

※全体評価 : 年度評価では個別の評価軸2項目と総合評価の平均

第 13 期(令和4年度)環境保健分野に係る調査研究概要

調査研究課題名	調査研究の概要	年度評価 (全体評価)
3分野6課題について採択 分野 I 小児・成人ぜん息に関す る調査研究 1. 小児ぜん息児のため の ICT を活用した自己 管理支援	「新規ぜん息管理アプリケーション導入による小児気管支ぜん息患者コントロール状態とアドヒアランスの変化」(大阪公立大学 濱崎 考史)・アプリ版のぜん息日記の有効性の評価及びICT の特性を活かした病診薬連携等について検討を行う。	2. 3
2. 高齢ぜん息患者の療養状況に関する問題点の解明とその改善のための効果的な治療法の策定	「高齢ぜん息患者の療養状況に関する問題点の解明とその改善のための効果的な治療方法の策定」(国立病院機構東京病院 鈴川 真穂)・高齢ぜん息患者の治療や療養状況の実態をもとに問題点を解明し、効果的な治療やその効果測定に関する臨床研究に向けた計画案を策定する。	3. 5
3. 重症ぜん息患者の増悪予防策	「表現型別のぜん息増悪因子の同定と長期予後の解析」(帝京大学 長瀬 洋之)・重症ぜん息の増悪や呼吸機能低下に影響を及ぼす因子を明らかにし、表現型別の長期予後を明らかにする。	4. 8
分野Ⅱ COPDに関する調査研究		
1. COPD患者の自己管 理と重症化予防	「COPD患者に対する個別歩数目標値提供の有用性検証と自己管理法の確立」(国立病院機構和歌山病院 南方 良章)・COPD 患者の自己管理と重症化予防のため、自己管理に有用なツールと重症化を予防するためのプログラム等の開発・運用を行い、検討(検証)を行う。	4. 1
分野Ⅲ 気管支ぜん息・COPD の動向等に関する調査		
1. 気管支ぜん息の動向等	「小児気管支ぜん息の重症化予防と効果的寛	3. 6

調査研究課題名	調査研究の概要	年度評価 (全体評価)
2. 予防事業対象地域を含む気管支ぜん息等の有症率と動向等	解導入を目指す多層的プログラム開発に関する研究」(国立病院機構三重病院 藤澤 隆夫) ・小児ぜん息の寛解導入、重症化予防と長期予後の改善を目指し、ぜん息の進展レベルと一ズに応じた新しい治療スキームの提案を行う。 「予防事業対象地域を含む気管支ぜん息等の有症率と動向等に関する検討」(福岡市立こども病院 手塚 純一郎、国立病院機構福岡市立こども病院 手塚 純一郎、国立病院機構福岡市立こども病院 手塚 純一郎、国立病院機構福岡市立こども病院 手塚 純一郎、国立病院機構福岡市立こども病院 手塚 純一郎、国立病院機構福岡市立こども病院 手塚 純一郎、国立の対策を含む気管支 が過去調である。	4. 4

令和4年度環境改善分野に係る調査研究概要

調査研究課題名	調査研究の概要	年度評価 (全体評価)
2課題について採択		
1. 大気環境の改善に向けた施策に関する調査研究	「地域ごとの光化学オキシダントに関する研究のレビューとそのとりまとめに関する調査研究」(日本環境衛生センター)・地域(関東、東海、関西、瀬戸内、九州)ごとのオキシダント対策の立案に役立つように、光化学オキシダントに関する過去の文献情報のレビュー及び取りまとめを実施する。	3. 9
	「地方公共団体におけるシミュレーションモデルを活用した光化学オキシダント対策の検討に関する調査研究」(福岡県保健環境研究所)・汎用性のあるモデルによる大気汚染シミュレーションを用いた、詳細な光化学オキシダントの予報システムを構築する。	3. 9

令和4年度 研修事業実施状況

		₩=#	15-	受講者アンケート調査結果				
コース名	実施時期 受講 者数		修了 者数	回答数	回答率		満足度 価で上位 での評価)	
ソフト3事業研修	8月~10月 1月~2月	44 人	31 人	31 人	70.5%	31 人	100%	
保健指導研修	8月~10月 1月~2月	73 人	45 人	45 人	61.6%	43 人	95.6%	
呼吸ケア・リハビリテーショ ンスタッフ養成研修	12月~1月	314 人	186 人	186 人	59.2%	183 人	98.4%	
環境改善研修	1月~2月	188 人	110 人	110 人	58.5%	105 人	95.5%	
ぜん息患者教育スタッフ養 成研修	11 月~12 月 2月~3月	507 人	310 人	310 人	61.1%	305 人	98.4%	
アレルギー指導研修	11 月~12 月 2月~3月	495 人	299 人	299 人	60.4%	289 人	96.7%	
計		1,621 人	981 人	981 人	60.5%	956 人	97.5%	

※ソフト3事業研修と保健指導研修については研修生の所属上長を対象として追跡アンケート調査を実施し、次のとおりの結果となった。

				所属上	長追跡アン	ケート調査	
コース名	実施時期	受講 者数	修了 者数	回答数	回答率	(5段階評	足度 呼価で上位 での評価)
ソフト3事業研修	8月~10月 1月~2月	44 人	31 人	20 人	45.5%	20 人	100%
保健指導研修	8月~10月 1月~2月	73 人	45 人	30 人	41.1%	30 人	100%
計		117 人	76 人	50 人	42.7%	50 人	100%

令和4年度 知識の普及事業実施状況

1. ぜん息・COPD 電話相談事業

(1)実施状況

実施期間	相談時間	相談員	相談件数
令和4年4月1日~ 令和5年3月31日 月~土(年末年始及び祝日を除く)	10 時~17 時	専門医又は看護師	691 件

(2)アンケート調査の結果

相談件数	回答者数	回答率	5段階評価で上位2段階までの評	
691 人	560 人	81.0%	552 人	98.6%

2. イベント等の実施

○ぜん息患者団体との協働による「講演会及び呼気中一酸化窒素濃度(FeNO)測定・呼吸筋ストレッチ体験会」の実施

毎年度実施している 10 の患者団体との「公害健康被害予防事業に関する連絡会」及び機構職員が患者団体へ直接訪問による意見交換を踏まえ、患者団体と協働で、「呼気中一酸化窒素(FeNO)測定体験会」を実施するとともに、「呼吸筋ストレッチ体操教室」及び専門医による講演会も同時開催しました。

このイベントでは、人材バンク登録の理学療法士及び看護師を講師として選任したことで、人材バンクの更なる活用を促進しました。



呼気 NO 測定を体験する参加者



呼吸筋ストレッチ体操を体験する参加者

- ○生活情報誌「すこやかライフ」の発行及びweb版「すこやかライフ」でのコラムの連載
 - ・ぜん息&COPD のための生活情報誌「すこやかライフ」No.57を発行。

特集記事では、小児ぜん息・成人ぜん息、それぞれのガイドラインの改訂に伴い、改訂のポイントや 治療・管理方法を取り上げたほか、新型コロナウイルス感染症に関連して、ウイズコロナの過ごし方 を紹介しました。









(すこやかライフ No.57)

URL:https://www.erca.go.jp/yobou/zensoku/sukoyaka/index.php

・Web 版「すこやかライフ」では、編集委員や専門医によるコラムを機構ホームページに月2回掲載。 改訂された「アトピー性皮膚炎診療ガイドライン」のポイントや、食物アレルギーの今と昔の治療 方法・対策の違いなど、最新情報を発信しました。

ぜん息、COPD患者さんとインフルエンザ〜感染流行に備えて、インフルエンザの基礎知識、ワクチン、新型コロナウイルスとの同時感染リスクについて知っておきましょう〜

③ インフルエンザと新型コロナ、同時にかかる可能性は? かかるとどうなる?

引きつづきインフルエンザ(季節性)の流行所が到来しています。ぜん息・COPD患者さんとそのご家族のみなさんに、インフルエンザに対する備え方を 紹介する連載コラムの第3回目は、気になるインフルエンザと新型コロナの同時流行、同時感染についてです。ぜん息・COPDをはじめとする呼吸器・ア レルギー疾患や感染症にも豊富な知識をもつ昭和大学病院病院長の相良特典先生にお話を伺いました。正しい知識と情報を得て、安全・安心、すこやか な日常を送りましょう。

ポイント!

発熱などの症状があらわれたらすぐ検査!インフルエンザと新型コロナの同時検査ができる医療機関を 見つけておきましょう。



■ インフルエンザと新型コロナの両方のワクチンを接種できます!

すでに新型コロナ感染の第8波が始まっていると言われており、そこに3年ぶりのインフルエンサの流行が 重なれば、同時流行という可能性があります。

これらのウイルスに同じタイミングで感染し、発症した場合、症状がより重くなることが排定されます。 また、インフルエンザ (あるいは新型コロナ) に罹患して体力が下がり、免疫機能が大きく低下した後 に、新型コロナ (あるいはインフルエンザ) に感染するといった連続感染にも注意が必要です。

ぜん息・COPD患者さんは、インフルエンザだけでなく、新型コロナに対する予防策を講じておくことが 肝心です。マスクの装着や手指消毒、うがいの励行はもちろんですが、インフルエンザワクチンに加え て、引き続き新型コロナワクチンの接種も検討しましょう。なお、インフルエンザワクチンと新型コロナ ワクチンの両方を接種することに問題はありません。

「ぜん息、COPD 患者さんとインフルエンザ」では、昭和大学病院病院長 相良博典先生から ぜん息・COPD の患者さんが、インフルエンザ・新型コロナウイルスに感染しないための予防方法や ワクチンの有効性、感染してしまった際の対応方法などを計3回のコラムを通じて発信しました。

令和4年度 ソフト3事業等実施状況

	事	業内容	実施地方 公共団体 数	実施状況	₹	金額(千円)
				参加人数(人)	27,722	
	リソ	 	39	家庭訪問指導(人)	2,057	75 100
 環	 フ	健康怕談 事未 	39	ピークフローメーター(個)	35	75,183
^垛 境				ネブライザー(台)	130	
· ^現 - - - 保	3	健康診査事業	25	スクリーニング参 加人数(人)	59,399	114,957
健	事	*** \$P\$ \$P\$ \$P\$ \$P\$	0.0	参加人数(人)	12,013	00.050
事	業	機能訓練事業	22	ピークフローメーター(個)	309	86,056
デ 業		小 計		参加人数(人)	99,1340	276,196
未 	附帯	事業				72,873
		機器等整備 戊)事業	0	施設数	0	0
	小	計				349,069
環境	計画	作成事業	1	事業数	1	5,247
環境改善事業		浄化植樹	2	植樹面積(㎡)	485.2	2,522
事 業 			小	計		7,769
事務	事務連絡等経費					8
			合	ᆉ		356,846

[※] ソフト3事業には自立支援型公害健康被害予防事業補助金も活用

^{※※} 附帯事業は、自立支援型公害健康被害予防事業に附帯する事業として、ぜん息・COPD 電話相談事業など機構自らが実施する事業

ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査 及び事業改善に向けた検討状況

46 地方公共団体におけるソフト3事業の事業対象者に対し、統一様式による調査票を用いて、 事業実施後及び事業実施2ヵ月後にアンケート調査を実施しており、令和元年度には調査項目の 整理をし、利用者負担軽減のために項目の削減と、地方公共団体の要望による項目の追加を行い、令和4年度においても引き続き調査を行った。

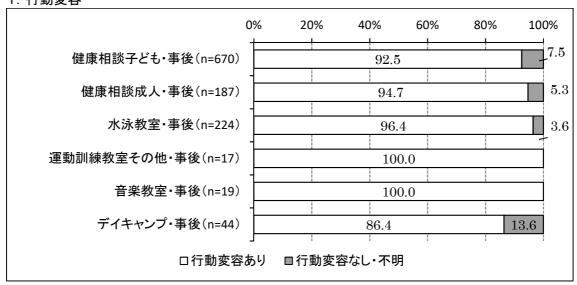
令和4年度においても、得られたアンケートからは事業実施に伴う一定の効果を確認できた。今後も、新しい生活様式に対応した事業の効果的な実施のため、効果の測定・把握及び結果等の共有を行っていくとともに、令和5年度には新型コロナウイルス感染症の流行以降、事業の実施方法が変化しつつある昨今の状況を踏まえ、アンケート調査をより効率的に実施し、アンケート結果をより効果的に活用すべく、オンラインによる事業の場合にはクラウド化を進めるなど、調査実施方法等の検討を行う。

		平成21年度~25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度~	5年度~	1
				見直し後の助	成事業メニュー	の実施				
		事業効果の測定・把握調査 (機構が入力、集計)								
	効果の測定把握	(1級時が入り、未計)	システムを活用	 した調査の実施	行					
事業				日体が入力集計						
評価		ソフト3事業の全体評価				全体	 評価+個別評	価		
							評価票内容	limi		
	評価手法の検討	定量的な評価手法の検討 (評価指標の設定)	個別事業の評	価手法の検討			の 見直し	改訂後の調査票	による調査	
										ソ
	事業実施状況の把握	事業実施方法・事業内容の整理 (実施状況アンケート)		事業実施状 況の把握						
										3
		事業企画・連宮の参考となる情報			企画立案の支	I 援(事例集				事
	グッドプラクティスの	の 提供 (事例集の製作・配布)			の改訂・配布))				未全
	抽出·周知				情報提供の名	 実(地方公共	団体による好き	事例の発表)		体
					INTERDED (VO)		E PT-(COC 80X) -	F1/300764X7		のか
効果	集計システムの開発・	事業効果を把握評価するシステムの 開発提供	システムの活用	l l(機構、地方	公共団体)					ソフト3事業全体の効果の向
向上	提供									向
									効率的な実施方法の	上
									検討(クラウド化等)	
			調査結果の活	用促進、事業	の普及啓発等の	の推進				
	その他									
						ソフト3事業を 等の調査・分割		効果的な実施	のための情報提供	
検討会		(各年2回開催)	(1回開催)	(2回開催)	(3回開催)	(1回開催)	(3回開催)	l		1

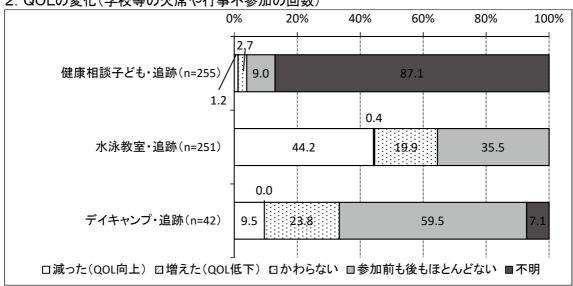
ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告 - 抜粋-(令和4年度本格調査結果 -中間報告-)

(令和4年4月1日~令和5年3月末までの回収データを集計)

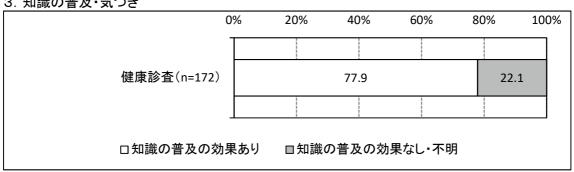
1. 行動変容



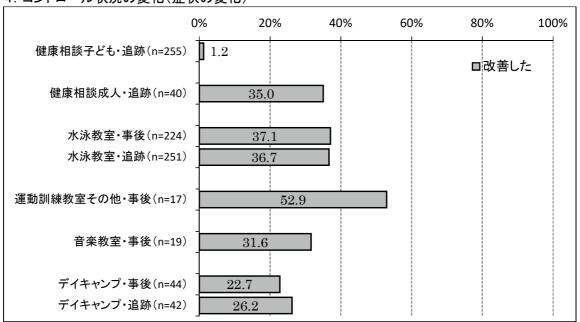
2. QOLの変化(学校等の欠席や行事不参加の回数)



3. 知識の普及・気づき



4. コントロール状況の変化(症状の変化)



公害健康被害予防基金債券運用状況

1. 2022 年度購入債券

(単位:百万、%)

銘柄	購入額	表面利率
東京電力パワーグリッド株式会社第45回(一般担保付)	200	0.800%
東京電力パワーグリッド株式会社第46回(一般担保付)	500	1.050%
オリックス株式会社第 205 回無担保 (グリーンボンド)	100	0.210%
第 19 回 Z ホールディングス	100	0.350%
三菱UF JFG(第 29 回)(実質破綻時免除特約および劣後特約付)	200	0.345%
日本生命 2021 基金流動化株式会社第 1 回無担保社債	400	0.280%
東京電力パワーグリッド株式会社第47回(一般担保付)	400	0.680%
東京電力パワーグリッド株式会社第48回(一般担保付)	400	0.880%
ソフトバンク株式会社第 14 回無担保社債	100	0.240%
ソフトバンク株式会社第 15 回無担保社債	100	0.410%
西部ガスホールディングス株式会社第 18 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)	200	0.670%
北海道電力株式会社第 372 回 (一般担保付) (グリーンボンド)	100	0.330%
社債計	2,800	
第1回川崎市グリーンボンド5年公募公債	100	0.005%
地方債計	100	
合計	2,900	

2. 債券別運用状況(令和5年3月31日現在)

(単位:百万円、%)

	平均残高	構成割合	運用収入	平均利回り
国債	9,502	21.07	167	1.76
地方債	1,943	4.31	25	1.28
政府関係機関債	19,382	42.98	226	1.17
社債	14,270	31.64	93	0.65
合計	45,096	100	512	1.13

※四捨五入のため合計が合わない場合があります。

意見交換を実施した団体

本中期目標期間中に、公害健康被害補償制度と関係の深い患者団体、及びぜん息・COPD の予防や健康回復に資する活動に取り組むNPO法人等、次表の団体と意見交換を行った。

日仕夕		開作	崔日	
団体名	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全国公害患者の会連合会				
公益財団法人 公害地域再生センター				
公益財団法人 水島地域環境再生財団				
NPO アレルギー児を支える全国ネット(アラジーポット)				
NPO 法人 アレルギーを考える母の会	12 月 20 日	12月2日	12月6日	12月14日
認定 NPO 法人 日本アレルギー友の会				
NPO 法人 環境汚染等から呼吸器病患者を守る会(エパレク)				
NPO 法人 相模原アレルギーの会				
NPO 法人 日本呼吸器障害者情報センター(J-BREATH)				
一般社団法人 アレルギー患者の声を届ける会				

助成事業に関するフォローアップ調査結果(2022年度)

I フォローアップ調査の目的

地球環境基金の助成を受けた活動について、その後の活動状況及び波及効果、組織の発展等について 調査し、他団体の参考に供するとともに、助成事業の一層の充実を図ることを目的としてアンケートによる調 査を実施した。

2018 年度から 2020 年度までの3年間継続して助成を受けた 30 団体(つづける助成:8団体、ひろげる助成:21 団体、プラットフォーム助成:1 団体)に対して、助成終了後1年を経過した時期に、活動状況に関するアンケート調査を実施し、全ての団体から調査票を回収した。(表1)

なお、2020 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響に鑑み、同年度が助成最終年度の活動の一部について助成期間の延長措置(翌年度への助成金一部繰越)を講じた。本件調査対象としては、2020 年度中に活動を推進することができなかった団体等 15 件が期間延長措置の対象となり、2021 年度も引き続き助成を受けて活動を継続した。今回の 2022 年度調査では一部に例年とは異なる傾向が見られたが、この母数の変動によるものなのか、あるいは新型コロナウイルス感染拡大の影響なのかを含めて、今後経年的な変化を観察する必要があると考えている。

表1 調査団体数 及び 回収団体数

調査団体数	回収団体数	回収率
30	30	100%

Ⅱ 助成を受けて行った活動について

1) 活動の継続実施の有無

「地球環境基金の助成を受けて行った活動は現在も継続して実施していますか」という質問に対し、「自団体で継続している」と回答した団体は 24 団体(80.0%)、「他団体で継続している」と回答した団体は 2 団体(6.7%)であり、活動がその後も何らかの形で「継続している」のは 30 団体中 26 団体(86.7%)であった。(表2)

表2 活動の継続実施の有無

□ 八	対象団体数 30 件			
区分	件数	構成比		
a. 自団体で継続している	24	80.0%		
b. 他団体で継続している	2	6.7%		
c. 継続していない	4	13.3%		

※端数処理により、合計があわない場合がある。

「継続していない」と回答した4団体(13.3%)に対して、その主な理由を尋ねた回答は以下の通りであった。 (表3)

表3 活動を継続していないと回答した理由

区分	件数
a. 活動の目的を達成した。	1 件
b.活動の効果が表れなかったので、実施していない。	0 件
c. 団体の活動を休止または団体を解散した。	0 件
d.運営体制に問題があり、実施できなかった。	0 件
e.資金不足のため実施できなかった。	0 件
f.その他	3 件

(「その他」の具体的な回答)

- ① 昨今の状況下では現地渡航が事実上困難であり(外国人研究者の許可窓口自体が閉鎖)、また 現地においても村人らの森林内外での安易な移動、活動は慎むべきと判断し、現在は一時中止 している。国立公園や関係者との間での連絡、情報交換は継続。
- ② 応募当時の担当者が退職し、当人が代表を務めている別法人にて活動を継続しているかもしれないが当団体では本活動は行っていない。
- ③ コロナにより、現地 NPO の存続が危ぶまれ、活動を継続することができなくなった。

回答団体 30 件のうち、「活動の目的を達成した」ため「活動を継続していない」1 件を集計母数から差し引いた場合、実質的な活動継続率は 89.7%(26 団体/29 団体)が継続していることが分かった。前年度は、90.8%(59 団体/65 団体)であったため、やや減少している。

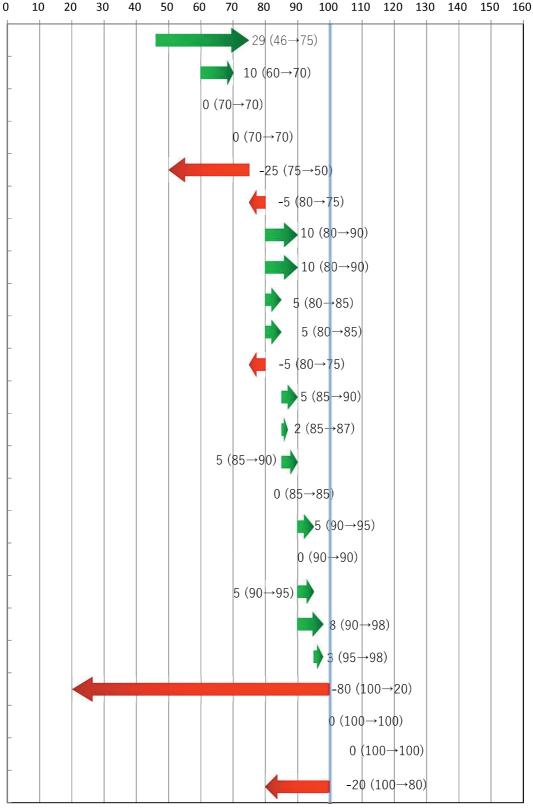
さらに、一時的な休止状態にあり「新型コロナウイルス感染拡大の影響による活動休止」と回答した2件を 母数から除いて整理すると、本来継続されるべき活動の9割超、96.3%(26 団体/27 団体)が継続していることが分かった。

<u>また、「活動を継続していない」と回答した4団体のうち、その理由として新型コロナウイルス感染拡大の影響を挙げた団体は2団体に上った。「新型コロナウイルス感染拡大の影響による活動休止」をした実質的な割合は、今年度(2022年度)6.9%(2団体/29団体)であった。昨年度調査では6.2%(4団体/65団体)であり、割合としては前年度と同水準であった。</u>

2) 活動の達成状況について

自団体で活動を継続している 24 団体を対象とした、「助成活動終了時と現時点のアウトカム目標の達成 状況」についての質問への回答は以下のとおりであった。(表4)

表4 助成活動終了時と現時点の達成状況 **達成状況(%)** 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120 130 1



助成終了後→1年経過(現在)でアウトカム目標の達成状況が上昇 助成終了後→1年経過(現在)でアウトカム目標の達成状況が下降

3) 活動の規模の現状について

自団体で活動を継続している 24 団体を対象とした、「地球環境基金の助成を受けて行った活動は、現在上位目標の達成のために十分な規模で実施できていますか」という質問への回答は次のとおりであった。(表5)

表5 助成活動は、十分な規模で実施できているかについて

回答項目	対象団体数 24 件		
凹合坝日	件数	構成比	
a. 活動の規模は十分	20	83.3%	
b. 活動の規模は十分でない	4	16.7%	

「活動の規模は十分」と答えた団体数は、「活動の規模は十分でない」と回答した団体数より多かった。

活動の規模、人数、資金について、目標達成に十分な状態であるかどうかと助成終了時からの変化を尋ねる質問を昨年度設置した。また、昨年度、「活動の規模は十分」と答えた団体は 53.8%(28 団体/52 団体)であった。

4) 活動の継続実施の規模について

活動を継続している 24 団体を対象とした、「活動の規模は、どのように変化しましたか」という質問への回答は以下のとおりであった。(表6)

また、その回答結果について、上記3)による現在の活動規模が上位目標達成のために十分かどうかの別の内訳を調べた。

表6 活動の継続実施の規模

	対象団体数 24 件			
回答項目	件数	構成比	活動の規模の現状について	
			う ち 「十分」	うち 「十分でない」
a. 拡大した	19	79.2%	16	3
b. 変わらない	3	12.5%	3	0
c. 縮小した	2	8.3%	1	1
			20	4

※端数処理により、合計があわない場合がある。

「拡大した」または「変わらない」と回答した団体は 24 件中 22 件あり、計 91.7%の団体が助成を受けた期間と同程度以上の活動規模を維持している。割合としては、昨年度の調査結果 69.2%(36 団体/52 団体)から大きく増加しているが、今回の母数の変動によるものなのか、新型コロナウイルス感染拡大が一定の収束を見せたことによる拡大を含めた示唆なのかまでは判断できない。

また、活動規模の変化については「縮小した」、現状については「活動の規模が十分でない」と回答した団体が 1 団体 (4.2%)であった。活動規模が縮小したと回答した 2 団体 (8.3%)に、具体的な事例を聞いたところ、 1 団体 (4.2%)で新型コロナウイルスの影響で活動に制約が生じるなどして、十分な活動をできず縮小していることがわかった (6%-5%) 。

「拡大した」と回答した団体の具体的な活動の事例は、以下のとおりであった。(抜粋)

●基金助成活動そのものの量的な増加

- 参加者数は 589 名から 539 名に微減したが、セッション数は 29 から 31 に拡大し、海外からの登壇者も増加した。
- サンゴ畑は年々拡大しています。企業からの支援も増えてきています。
- 活動に、コミュニティの学校 6 校も参加し、参加人数等規模が拡大しています。

●基金助成活動の成果が生かされた

- これまでの活動を地域循環共生圏づくりの取り組みへと拡大し、21 年度から特別助成を受けて活動をは じめた。
- 喜界島から奄美群島内へと活動を波及させる取り組みにつながっている。
- ・ 地域リーダー育成・プラットホームづくり事業を経、2021年度から県内3か所に拠点づくり事業に着手
- 2021 年度からはもう少し規模を広げてプラットフォーム助成を申請し、その中の一部で継続している。
- アドボカシー・プラットフォームが拡大し、アドボカシーのアーカイブ作成ならびに人材育成の核となっている。

●行政との協働、協力

- 社会教育委員会議でSDGsを学ぶことが位置付けられて2年間の取り組みが始まっている。
- 地元行政が引き継いで周辺地域に普及拡大、またパイロット事業はコミュニティが主体的に活動を継続している。
- ・ 近隣自治体との連携が深まった
- 行政の受託、さまざまな団体からの講演依頼、学校等からの ESD 支援依頼が増えた。
- 活動の中長期のビジョン検討について、利用者と行政を交えて検討する取り組みに展開している。

●外部との連携

- 地球環境基金のひろげる助成に繋がっている他、石巻市との協働が進んでいる
- 長野県内の社協や支援団体等とのネットワークが広がり寄贈食料が 1.5 倍となり、食料循環が進んだ
- 資金規模が拡大(クラウドファンディングなど)するとともに、連携する組織も拡大(気候変動とジェンダー 関連団体など)
- ネットワークに加盟する CS 運営団体が増え、多くの情報が集まるようになっている。
- 本活動を通して、自治体、地元の高校、漁協、水族館、福祉施設、旅行会社ほか、幅広い分野へ広がっている。
- 別のコミュニティが活動場所の森を一緒に支えていきたいと手をあげてくれ、共に拠点として活動を展開するようになった。

「縮小した」と回答した団体の具体的な活動の事例は、以下のとおりであった。(抜粋) 活動の規模が縮小した事例では、コロナ禍で活動のイベントなどを縮小して行っている団体が見られた。

●活動内容の調整 変更

• 活動の目標を見直すためメンバーが各チームに分かれた活動を一時的にしているため、全体としては縮小している形になる

●資金面

• コロナ禍等による財政逼迫により、職員の数の減少

5) 活動の継続実施の人数について

自団体で活動を継続している 24 団体を対象とした、「地球環境基金の助成を受けて行った活動のスタッフ人数 (常勤または非常勤スタッフ)は、現在上位目標の達成のために十分な人数で実施していますか」という質問への 回答は次のとおりであった。(表7)

表7 助成活動の人数は十分かについて

回答項目	対象団体数 24 件	
凹合坝日	件数	構成比
a. 活動の人数は十分	10	41.7%
b. 活動の人数は十分でない	14	58.3%

活動を継続している 24 団体を対象とした、「活動人数は、どのように変化しましたか」という質問への回答は以下のとおりであった。(表8)

表8 活動の継続実施の人数(常勤スタッフと非常勤スタッフの合計)

21 - 11 30 - 11 11 10 2 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10				
	対象団体数 24 件			
回答項目	件数 構成比		活動の人数の現状について	
		うち 「十分」	う ち 「十分でない」	
a. 増加した	7	29.2%	4	3
b. 変わらない	11	45.8%	4	7
c. 減少した	6	25.0%	2	4
			10	14

※端数処理により、合計があわない場合がある。

「変わらない」団体数が 11 件と最も多く、「増加した」と合わせて 75.0%の団体が助成終了時の人員を維持または増加していることがわかった。活動人数が減少した、且つ、現状については「活動の人数が十分でない」と回答した団体が 4 団体(16.7%)であった。

なお、活動人数の変化は、助成を受けて行った活動に直接係わる常勤スタッフ、非常勤スタッフの別と合計人数でそれぞれ見ることとした。(表9及び表 10)

表9 活動の継続実施の人数(常勤スタッフ)

	対象団体数 24 件			
回答項目		件 数 構成比	活動の人数の現状について	
	件数 		う ち 「十分」	う ち 「十分でない」
a. 増加した	2	8.3%	1	1
b. 変わらない	18	75.0%	7	11
c. 減少した	4	16.7%	2	2
			10	14

※端数処理により、合計があわない場合がある。

表 10 活動の継続実施の人数(非常勤スタッフ)

	対象団体数 24 件			
回答項目		構成比	活動の人数の現状について	
	件数 		うち 「十分」	うち 「十分でない」
a. 増加した	8	33.3%	4	4
b. 変わらない	10	41.7%	4	6
c. 減少した	6	25.0%	2	4
			10	14

※端数処理により、合計があわない場合がある。

<常勤スタッフと非常勤スタッフのいずれかの減少が見られた9団体>

常勤スタッフと非常勤スタッフの人数のいずれかが減少した9団体について、人数の変化は以下のとおりである。

F2 14 12	2020 年→ 2022 年		
団体名	常勤職員	非常勤職員	
① 団体 A	0人 → 0人	4人→2人	
② 団体 B	2人→1人	2人→2人	
③ 団体 C	2人→1人	2人→3人	
④ 団体 D	15人 → 14人	3人→2人	
⑤ 団体 E	2人 → 2人	1人→0人	
⑥ 団体 F	2人→1人	1人→1人	
⑦ 団体 G	3人 → 4人	2人→1人	
⑧ 団体 H	2人 → 3人	3人→2人	
9 団体1	0人 → 0人	12人 → 11人	

(人数の変化の理由)

- ① 現在主な活動は行政やコミュニティが担っているため。
- ② 事業の円滑な実施の観点から現地での事業従事者を増やしたため
- ③ 職員の退職のため
- ④ 1名退職、1名契約期間満了があったため。
- ⑤ 資金不足
- ⑥ コロナ禍等による財政逼迫
- ⑦ 職員の退職や、それに伴う人員補充などがあったため。
- ⑧ 活動のニーズの高まりに対応し、常勤スタッフ化を進めた
- ⑨ 新しく加入したメンバーもいるが、高齢など私情で活動に参加できなくなったメンバーもいるため

6) 活動の継続実施の資金について

自団体で活動を継続している 24 団体を対象とした、「地球環境基金の助成を受けて行った活動の資金は、現在上位目標の達成のために十分調達できていますか」という質問への回答は次のとおりであった。(表 11)

回答項目 対象団体数 24 件 件数 構成比 a. 活動の資金は十分 14 58.3%

b. 活動の資金は十分でない

表 11 助成活動の資金は十分かについて

活動を継続している 24 団体を対象とした、「資金はどのように変化しましたか」という質問への回答は以下のとおりであった。(表 12)

10

41.7%

表 12 活動の継続美他の資金				
	対象団体数 24 件			
回答項目			活動の資金の現状について	
	件数 構成比	うち	うち	
			「十分」	「十分でない」
a. 増加した	8	33.3%	6	2
b. 変わらない	6	25.0%	6	0
c. 減少した	10	41.7%	2	8
			14	10

表 12 活動の継続実施の資金

※端数処理により、合計があわない場合がある。

「増加した」または「変わらない」と回答した団体が合わせて 14 件 58.3%と、「減少した」と回答した団体を上回った。また、昨年度の調査結果 53.8%(28 団体/52 団体)を割合としてはやや上回った。

また、活動資金の変化については「減少した」、現状については「活動の資金が十分でない」と回答した団体が8団体(33.3%)であった。活動資金が縮小したと回答した 10 団体(41.7%)に、具体的な事例を聞いたところ、3団体(12.5%)で新型コロナウイルスの影響で活動に制約が生じるなどして、十分な活動をできず活動資金が減少していることがわかった(12ページ参照)。

「活動資金が増加した」と回答した団体の要因は、以下のとおりであった。(抜粋)

●新しいプロジェクトとして地球環境基金の助成金を獲得

- 地球環境基金の助成金を新たに増額して得られるようになった。
- 地球環境基金ひろげる助成を継続しているため(団体 A ①)
- 事業継続に際し、新たに増額助成が得られた。
- ・ 地球環境基金の助成を受けて行った活動を発展させる形で、引き続き地球環境基金からフロントランナー助成を受けたため。(団体 B ①)

●他の助成金/補助金を獲得

他の助成金を組み合わせて実施したため。

●新規で委託事業を受託/委託事業収入の増加

■ 地方自治体からのサンゴ礁保全に関わる受託業務(団体 B ②)

●寄付金/会費収入増加

- コロナ禍における食料循環への社会的関心が高まり、企業、団体や市民からの寄付金が増加し対応
- クラウドファンディングによる資金増

●その他

- 新たな活動に伴う他団体との打ち合わせや準備や調整が増えたため、これに伴い必要な資金が増 また
- 土地利用の一部は石巻市より補助されているため(団体 A ②)

「活動資金は変わらない」と回答した団体の要因は、以下のとおりであった。(抜粋)

- ●新しいプロジェクトとして地球環境基金の助成金を獲得
- 引き続き地球環境基金をいただいているから。会員の拡大に取り組んでいる。
- 特別助成をいただいて発展継続させていただいているため。
- 引き続き活動の規模を拡大して、地球環境基金様からご助成をお受けすることができております。

●寄付金/会費収入増加

• クラウドファンディング等を活用し、同規模の資金を確保できている。

●委託事業の受託

■ 本活動の資金は変化なし。<後述 7)助成終了後の現在の主な財源について、h.その他を選択し、「地方自治体の指定管理料および委託料」と回答(13ページ参照)>

●他の資金の獲得が難しい

■ 本助成事業の広報活動が十分でないため、新規寄付者等の獲得が進んでいないため

「活動資金が減少した」と回答した団体の要因は、以下のとおりであった。(抜粋)

●コロナ禍で活動縮小など

- **■** 賛助金などが増えたが、プログラムがコロナのために実施できず参加費が確保できないため。
- コロナ禍等により海外事業が実施できなくなっている
- 日本人はコロナで現地に行くことができず、3年で事業が終了し、今は現地スタッフのみで維持管理している。

●地球環境基金の助成がなくなったため

- 地球環境基金の割合が大きかったため
- 自主事業では基金と同程度の収入になっていないため

●現地団体へ活動主体を移行

活動主体が行政やコミュニティに移行したため、弊団体の活動予算としては縮小した。

●活動内容の調整 変更

各チームでの活動期間となっており、現時点では研修や制作物など、全体として実施する事業を行っていないため。

●他の資金の獲得が難しい

応援してくれる企業数は増えましたが、資金的には減少しました。

●その他

- 上述のように、新たなプラットフォーム助成の一部となっており、資金の額としては少し縮小している。
- 物品費などの資金は回せているが、人件費分が捻出できていないため。

7) 助成終了後の現在の財源について

自団体で活動を継続している 24 団体において、助成活動終了後の現在の主な財源は、以下のとおりであった。(表 13)

直近2か年は、g.事業収入を選択した団体が一番多く、2021 年度 53.8%(28 団体/52 団体)、2020 年度、69.6%(32 団体/46 団体)だったが、今年度は、4番目 33.3%(8団体/24 団体)だった。

2022 年度調査では、新型コロナウイルスの影響で活動が制限される中、寄付金や会費といった事業実施と直結・連動しない収入を確保できている団体が、助成終了後にも活動を継続できている傾向にあると推察される。

表 13 助成終了後の現在の主な財源について(複数回答可)

件数	対象団体数に対する 割合
14	58.3%
12	50.0%
9	37.5%
8	33.3%
4	16.7%
3	12.5%
3	12.5%
2	8.3%
	14 12 9 8 4 3

※端数処理により、合計があわない場合がある。

また、「その他」と回答した2団体から具体的に以下のような回答が得られた。(各1件)

- 地方自治体の指定管理料および委託料
- クラウドファンディング

8) 助成活動の波及効果について

自団体で活動を継続している 24 団体において、助成活動の波及効果(活動の成果または協働の成果)については、以下のとおりであった。(表 14)

表 14 助成活動の波及効果について(複数回答可)

	対象団体数 24 件					
回答項目	件数	対象団体数に対する率	活	うち 動の成果	協信	うち 動の成果
f. 他団体等とのネットワークが構築された。	21	87.5%	5	(23.8%)	16	(76.2%)
k. 活動への参加者が増えた。もしくは、パンフレット等 配布物の配布数が増えた。	19	79.2%	14	(73.7%)	5	(26.3%)
e. 他の団体から問い合わせまたは説明依頼があった。	14	58.3%	9	(64.3%)	5	(35.7%)
a. 組織が成長し、活動地域において NPO の中のつなぎ役になった。もしくは、リーダー的存在になった。	13	54.2%	5	(38.5%)	8	(61.5%)
1. メディアに掲載された。	12	50.0%	9	(75.0%)	3	(25.0%)
g. 行政の政策に具体的な提言をし実現させた。	8	33.3%	6	(75.0%)	2	(25.0%)
b. 組織が成長し、受託事業が増えた。もしくは、地域の ための業務が増えた。	7	29.2%	1	(14.3%)	6	(85.7%)
i. 地域の環境保護(保全)システムづくりに貢献した。	7	29.2%	7	(100.0%)	0	(0.0%)
c. 助成活動を参考にして、他の団体でも類似の活動を 実施するようになった。	6	25.0%	4	(66.7%)	2	(33.3%)
n. その他	5	20.8%	5	(100.0%)	0	(0.0%)
j. 環境保全や保護を目的とした施設づくりに貢献した。	3	12.5%	3	(100.0%)	0	(0.0%)
m. 表彰を受けた。	3	12.5%	3	(100.0%)	0	(0.0%)
h. 法令や条例等の制定や改正に貢献した。	2	8.3%	1	(50.0%)	1	(50.0%)
o. 特になし	1	4.2%				
d. 助成活動を参考にして、類似の活動を行う団体が新たに設立された。	0	0.0%				

※端数処理により、合計があわない場合がある。

昨年と比較して、順位や対象団体数に対する率に大きな変動はない。上位3項目に関して昨年と同じ項目であり、全体的な順位も対象団体数に対する率も同水準であった。

また、「その他」と回答した5団体から具体的に以下のような回答が得られた。(複数回答可)

- 他自治体の同様の取り組みに対して助言を行なった。…活動の成果
- 環境パートナーシップちば、エコメッセ実行委員会との連携ができた。…活動の成果
- イベントへの登壇や寄稿が増えた ※「オルタナ」(株式会社オルタナ)、「社会運動」(市民セクター政策機構)、「アジェンダ未来への課題」(アジェンダ・プロジェクト)など…活動の成果
- 国連のハイレベル政治フォーラムの公式サイドイベントでの発表など発信力が上がった…活動の成果
- JICA 環境社会配慮ガイドラインの改訂時に勉強会を開き、パブリックコメントの提出、同ガイドラインの改訂に貢献した。…活動の成果

① メディアへの掲載について

「I. メディアに掲載された。」と回答した 12 団体から、以下のとおり具体的な回答が得られた。 (複数回答可)

▪新聞	10 件
•月刊誌、専門誌	5件
▪テレビ放送	4件
-ラジオ	1件

昨年同様、新聞掲載が1番多く、次いで、月刊誌、専門誌という結果となった。

② 表彰について

「m. 表彰を受けた。」と回答した3団体から、以下のとおり具体的な回答が得られた。(複数回答可)

- ・ 地球環境基金 ベストプラクティス事業
- 第6回三島市景観賞「優秀賞」、第21回中部の未来創造大賞「大賞」
- 令和2年度鹿児島県共生・協働型地域コミュニティづくり推進優良団体表彰 NPO 部門会長賞、2019 年度日本サンゴ礁学会 サンゴ礁保全奨励賞

Ⅲ 団体の活動全般について

1) 組織の拡充につなげるために、団体として必要なものについて

組織の拡充につなげるために、団体として必要なものについて、30 団体から得られた回答は以下のとおりであった。(表 15)

表 15 組織の拡充につなげるために、団体として必要なものについて(複数回答可)

	対象団	体数 30 件
回答項目	件数	対象団体数に対する率
f. 活動資金の安定化	25	83.3%
b. 人材の育成や確保	21	70.0%
d. 活動資金調達のための組織体制	19	63.3%
a. 活動内容の周知方法の確立や拡大	18	60.0%
e. 地域・企業の連携や協力体制の確立	17	56.7%
h. 事務局組織の運営・強化	15	50.0%
g. 会員増加	13	43.3%
c. 活動の継続実施(実績を積むこと)	12	40.0%
i. その他	1	3.3%
j. 特になし	0	0.0%

※端数処理により、合計があわない場合がある。

昨年と比較して、順位や対象団体数に対する率に大きな変動はない。上位2項目に関して、昨年 と同じ項目で、対象団体数に対する率も同水準であった。

また、「その他」と回答した団体から、以下のとおり具体的な回答が得られた。

長期スパンでの活動方針・戦略の策定

2) 団体の活動を推進するため、日常的な情報交換先の内訳について

団体の活動を推進するため、日常的な情報交換先の内訳について、30 団体から得られた回答は以下のとおりであった。(表 16)

表 16 団体の活動を推進するため、日常的な情報交換先の内訳について(複数回答可)

区分	対象団体数 30 件件数	合計	中央値	平均値	最大値
a. 他の NPO、市民団体等	25	221	7	8.8	40
b. 行政	18	72	3	4.0	12
e. 大学	16	65	3	4.1	20
c. 企業	15	113	4	7.5	30
d. 保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校	13	53	3	4.1	10
f. その他	6	26	3	4.3	12
g.特になし	4				

昨年同様、日常的な情報交換をしている相手として、8割以上(25/30件)の団体が「a. 他のNPO、市民団体等」と回答しており、情報交換先の数も多いことがわかった。次点として行政や企業・大学などと情報交換をしている団体が大半であった。

また、「その他」と回答した6団体から、以下のとおり具体的な回答が得られた。

- 障害児学童保育
- 研究機関
- 労働組合
- 生協、労働組合
- 協同組合組織、研究機関
- 長野県フードバンク活動団体連絡会(県行政、県社協、市町村社協、施設団体等で構成)

3) 地球環境基金に対する要望について

地球環境基金に対する要望について、30団体から得られた回答は以下のとおりであった。(表 17)

表 17 地球環境基金に対する要望について(複数回答可)

回答項目		体数 30 件
		対象団体数 に対する率
f. 有給の役職員の人件費も認めてほしい。	13	43.3%
a. 事務作業を簡潔にしてほしい。(申請書類、報告書類)	11	36.7%
b. 事務作業を簡潔にしてほしい。(会計書類)	7	23.3%
e. 連携できそうな企業を紹介してほしい。	7	23.3%
h. その他	5	16.7%
i. 特になし	5	16.7%
c. 概算払いを認めてほしい。	4	13.3%
d. 同様の活動をしている他団体を紹介してほしい。	1	3.3%
g. 会計をチェックする人を派遣してほしい。	0	0.0%

※端数処理により、合計があわない場合がある。

昨年と比較して、順位や対象団体数に対する率に大きな変動はない。上位3項目が昨年度と同様の要望であり、対象団体数に対する各回答割合も同水準であった。

なお、主な要望事項についての検討状況は概ね次のとおりである。

- 人件費助成の拡充については、そのメリット/デメリットを含めて慎重に検討する必要があると 考えている。
- 事務作業の簡潔化については、オンラインの入力フォームから各種手続を行う「地球環境基金助成金申請システム(仮称)」の構築を進めており、2023年度助成金要望手続から稼働させる予定である。(システム化によりコピー&ペースト等の手間が少なくなる見込み。)
- 企業や他団体との連携・協働については、地球環境基金の各担当にご連絡・ご相談をいただきたい。また、EPOとの連携・協力により各地域での事例紹介セミナー等の場(オンライン併用)を企画・検討している。

また、「その他」と回答した団体から以下のとおり具体的な回答が得られた。

●助成対象費用、上限額

■ 助成額のうち、人件費の上限を引き上げてもらえるととても有難い。

●事務局の業務改善

- 予算書の書き方や費目の仕分け方が属人的なところがあるため例外的なケースなどを要項 やウェブサイトに掲載するなどし、ある程度統一していただきたい。
- 海外団体へのアンケートやヒアリングなど代理人を通じて行うもので助成開始時に期日が明記されていなかったものについては回答日数に配慮をしていただきたい
- 基金の担当者にはいつも大変お世話になった。ただ、こうした担当窓口だけではなく、もっと 広く基金の方々に活動内容を知っていただく機会があったらよかったと思う。

●その他

• いつもご迷惑をおかけしておりますところ、細かいところまでサポート下さり感謝しております。どうぞ引き続きご教示のほどよろしくお願い申し上げます。

Ⅳ まとめと考察

- ① 助成対象活動の8割強(86.7%)が、助成期間終了後も活動を継続していた。活動を継続していないと回答した4団体のうち、1 団体が活動の目的を達成したため、活動を継続していないと回答した。活動の目的を達成したため活動を継続していない 1 団体を集計母数から差し引いた場合、実質的な活動継続率は 89.7%(26 団体/29 団体)が継続していることが分かった。前年度は、90.8%(59 団体/65 団体)であったため、割合としてはやや減少している。
- ② 「活動の規模は十分」と回答した団体が8割強となるなど、一部に例年の調査結果とは異なる傾向が見られた点については、新型コロナウイルス感染拡大の状況等も含めて今後の経年的な変化を注視していく。

次の③~⑪は、活動を「継続している」と回答した24件の結果

※カッコ内は24件に対する割合

- ③ 活動規模が「拡大した」と回答した団体は 19 団体(79.2%)、「変わらない」と回答した団体は3団体 (12.5%)で、9割強の活動が助成終了時の規模以上で維持していた。
- ④ 活動規模が「拡大した」と回答した団体の具体的な事例として、「基金助成活動の成果が生かされた」、「行政との協働、協力」、「外部との連携」などが挙げられた。
- ⑤ その一方で、団体の意向に反して活動規模が縮小してしまった団体(活動規模が「縮小した」、かつ「活動の規模が十分でない」と回答した団体)が1団体(4.2%)を占めた。また、活動規模が「縮小した」と回答した団体に、具体的な事例を聞いたところ、1団体(4.2%)が新型コロナウイルスの影響を理由に挙げている。
- ⑥ 活動人数(常勤スタッフと非常勤スタッフの合計)が「増加した」、または「変わらない」団体が 18 団体(75.0%)で、7割強の団体で概ね維持できている結果であった。
- ⑦ その一方で、団体の意向に反して活動人数が減少してしまった団体(活動人数が「減少した」、かつ「活動の人数が十分でない」と回答した団体)が4団体(16.7%)を占めた。
- ⑧ 活動の資金が「減少した」と回答した団体が 10 団体(41.7%)と4割以上を占めた。
- ⑨ そのうち、団体の意向に反して活動資金が減少してしまった団体(活動資金が「減少した」、かつ 「活動の資金が十分でない」と回答した団体)が8団体(33.3%)を占めた。また、活動資金が「減少 した」と回答した団体に、具体的な事例を聞いたところ、2団体(8.3%)が地球環境基金の助成が 無くなったこと、3団体(12.5%)が新型コロナウイルスの影響を理由に挙げている。
- ⑩ 助成活動の波及効果の中で最も多く挙げられたのが、「他団体とのネットワーク」で 21 団体 (87.5%)であった。

① 活動の規模について、昨年度は規模が縮小した団体が 52 団体中 16 団体(30.8%)であったのに対し、今年度は 24 団体中2団体(8.3%)であった。

次の①~⑭は、全対象団体 30 件の結果

※カッコ内は30件に対する割合

- ① 組織の拡充に必要なものとして、「活動資金の安定化」と回答した団体が 25 団体(83.3%)で、約 8割と多くの団体が挙げていた。次いで、「人材の育成や確保」が 21 団体(70.0%)、「活動資金調達のための組織体制」が 19 団体(63.3%)となっており、団体内部の体制整備について挙げる団体が多かった。
- ③ 団体活動の推進のために日常的な情報交換先として、「他の NPO」と回答した団体が 25 団体(83.3%) で、8割以上の団体が回答していた。次いで「行政」とも 18 団体(60.0%)と多くの団体で情報交換していることが分かった。
- ④ 地球環境基金に対する要望として、「有給役職員の人件費」と回答した団体が 13 団体(43.3%) と、約4割が回答し最も多かった。また、例年と同じく助成金にかかる「事務作業の簡潔化」についても3割強の団体が挙げていた。

2022 年度地球環境基金助成事業の事後評価(書面評価) 結果概要

1. 事後評価(書面評価)についての背景・経緯

地球環境基金は、平成 5 年設立以来、国内外の NGO・NPO 等民間団体が実施する環境保全活動に対し助成を行ってきた。2022 年までに、その件数は延べ 5,798 件、総額 189 億円超の支援を実施してきたところである。

環境問題をめぐる課題は多様化しており、地球環境基金の助成事業は、ますますその重要性を増している。こうしたなか、国や国民等に対して事業成果の評価が求められており、平成 18 年から外部専門家による事後評価を実施し、評価で得られた問題点、課題等の教訓を今後の助成事業への参考とするとともに、助成金募集要領や審査方針に反映させている。

なお、平成 26 年に評価要領を改正し、評価制度を見直し、助成初年度に事前目標共有、2 年目に中間コンサルテーション、助成終了年度の翌年度に事後評価(書面評価)(以下「書面評価」という)を実施することとした。

このたび、2021 年度に助成を終了した活動について、地球環境基金評価専門委員会による書面評価を行った結果がまとまったので報告する。

【助成事業評価の流れ】



2. 書面評価の進め方

① 実施団体の選定方法

2022 年度の書面評価については、2021 年度に助成を終了した活動(LOVEBLUE 助成を除く)のうち、3 年以上の計画を有した活動 65 件を対象に行った。対象団体は別紙のとおり。

th ct: ノー	泪	活動区分(※)		
助成メニュー	1		/\	計
つづける助成	1件	1件	11件	13件
ひろげる助成	8件	4件	37件	49件
フロントランナー助成	0件		1件	1件
プラットフォーム助成	0 件		O件	O件
復興支援助成			2件	2件
計	9件	5件	51件	65件

※活動区分:活動は団体所在地及び活動地によって以下のように大別される。

イ案件:国内の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動

ロ案件:海外の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動

ハ案件: 国内の民間団体による国内での環境保全のための活動

②実施方法

地球環境基金から評価対象団体の資料(交付申請書、中間コンサルテーション資料、活動実績報告書等)を評価専門委員に提示し、各委員は、担当する団体について資料に基づき書面評価チェックシートの評価項目にそって採点とコメントの記載を行った。なお、助成2年目に中間コンサルテーションを担当した委員による評価とし、「計画の妥当性」、「目標の達成度」、「実施の効率性」「助成活動の効果(見込み)」について総合的に評価を行った。

評点は、各項目A: 5点、B: 4点、C: 3点、D: 2点、E: 1点とし、その合計点により上位、中位、下位に分類した。

3. 実施結果

20点満点中、上位(16点以上)が34団体、中位(12点~15点)が29団体、下位(11点以下)が2団体であった。

(参考)

分類	2022 年度評価		
万独	評価点数	件数	
	2 0	10件	
上	1 9	2件	
上 (16点以上)	1 8	5件	
(工及从以工)	1 7	7件	
	1 6	10件	
	1 5	9件	
中	1 4	5件	
(12~15点)	1 3	5件	
	1 2	10件	
	1 1	0件	
下	1 0	0件	
r (1 1 点以下)	9	1件	
(11点以下)	8	1件	
	0~7	0件	
		6 5 件	

2021 年度評価		
評価点数	件数	
2 0	2件	
1 9	6件	
1 8	4件	
1 7	1件	
1 6	4件	
1 5	5件	
1 4	0件	
1 3	4件	
1 2	2件	
1 1	0件	
1 0	0件	
9	0件	
8	1件	
0~7	1件	
	30件	

また、全評価対象団体の総合平均点は、15.6点(20点満点)であり、前回の15.7点を若干下回る結果となった。イ・ロ・ハごとでは前回と同じく海外での活動(イ・ロ)の評価点が国内での活動(ハ)を上回っていた。評価項目別にみると、項目1「計画の妥当性」が前回同様、最も高い結果となり、各項目とも平均点については昨年度とほぼ同様の結果となった。

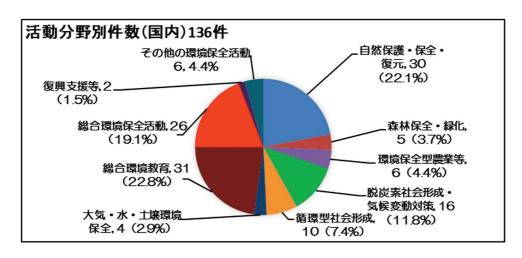
※端数処理により平均点の合計が合わない場合があります

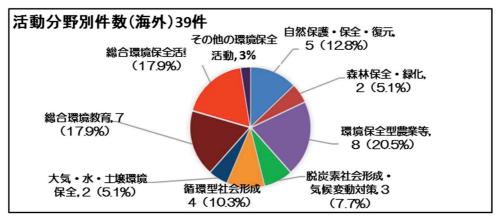
	総数	活動区分		
	松级	イ	口	ハ
評価件数	65 件	9 件	5 件	51 件
うち上位件数(16 点以上)	34 件	5 件	4 件	25 件
	(52.3%)			
うち中位件数(12~15 点)	29 件	4 件	1 件	24 件
	(44.6%)			
うち下位件数(11 点以下)	2 件	_	_	2 件
	(3.0%)			
総合平均点	15.6 点	15.7 点	18.4 点	15.3 点
項目1:計画の妥当性(5点)	4.2 点	4.6 点	5.0 点	4.0 点
項目 2:目標の達成度(5 点)	3.8 点	3.9 点	4.4 点	3.8 点
項目 3:実施の効率性(5点)	3.9 点	3.8 点	4.4 点	3.8 点
項目 4:助成活動の効果(5点)	3.7 点	3.4 点	4.6 点	3.7 点
つづける助成	14.8 点	13.0 点	20.0 点	11.4 点
ひろげる助成	15.7 点	16.0 点	18.0 点	15.4 点
フロントランナー助成	20.0 点	_		20.0 点
プラットフォーム助成	_	_		_
復興支援助成	17.0 点			17.0 点

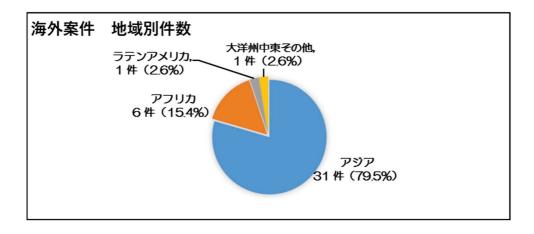
参考: 2021 年度 事後評価(書面評価)結果

	総数		活動区分	
	松田 松田	イ	口	ハ
評価件数	30 件	5 件	3 件	22 件
うち上位件数(16 点以上)	17件(56.7%)	3 件	2 件	12 件
うち中位件数(12~15 点)	11 件(36.7%)	2 件	1件	8 件
うち下位件数(11 点以下)	2件(6.7%)	_	_	2件
総合平均点	15.7 点	17.4 点	17.7 点	15.1 点
項目1:計画の妥当性(5点)	4.2 点	4.8 点	4.7 点	4.0 点
項目 2:目標の達成度(5 点)	3.7 点	4.0 点	4.0 点	3.7 点
項目 3:実施の効率性(5点)	4.0 点	4.6 点	4.3 点	3.8 点
項目 4:助成活動の効果(5点)	3.8 点	4.0 点	4.7 点	3.7 点
つづける助成	12.8 点	_	_	12.8 点
ひろげる助成	16.9 点	17.4 点	17.7 点	16.5 点
フロントランナー助成	_	<u>—</u>		_
プラットフォーム助成	16.0 点	-		16.0 点
復興支援助成	_			—

2022 年度助成金分野別件数内訳



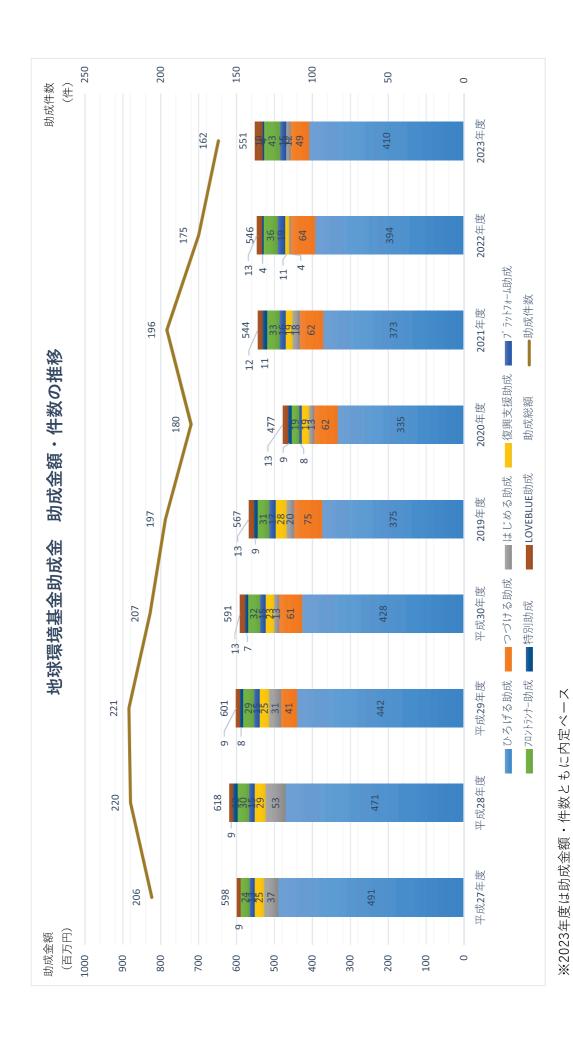




〇2022年度助成金重点分野内訳

重点分野の項目		活動数
脱炭素社会形成·気候変動対策		20
生物多	多様性保全	69
	自然保護·保全·復元	32
	森林保全·緑化	7
	砂漠化防止	0
	環境保全型農業	14
	総合環境保全	14
	その他の環境保全活動	2
循環型	型社会形成	16
有害物質の被害防止		4
復興支援		6
パート	ナーシップに基づく活動	1
環境∙	経済・社会の持続可能性	54
	SDGs	2
	経済社会	11
ESD、総合環境教育		41
地域循環共生圏		3
国際的	りな視点を持つ活動	0
	合計	173

交付決定した175件中の割合 98.86%



「復興支援助成」は 2022年度をもって終了し、災害復興支援等の活動は、各助成メニューにおける「復興支援等」分野にて実施。

平成26~28年度:当時、ひろげる助成は「一般助成」、はじめる助成は「入門助成」

令和 5 (2023) 年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項

【活動分野の配慮事項】

① 脱炭素社会形成・気候変動対策に資する活動への支援

2015 年(平成 27 年) パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) では、2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組であるパリ協定が合意、2016 年(平成 28 年) に発効し、取組が始まっています。「気候変動に関する政府間パネル(以下「IPCC」という。)第6次評価報告書の第1~3作業部会報告書が 2021 年8月から 2022 年4月にかけて順次公表され、今後統合報告書の公表も予定されています。これら報告書では、気候変動の深刻さ、対策の緊急性が改めて指摘されています。

日本は、2020年10月に「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロ、すなわちカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、2021年に地球温暖化対策推進法を改正、基本理念として法定化しています。また、「2030年度の目標として2013年度比46%を削減する」ことが表明され、2021年10月策定の地球温暖化対策推進計画に規定されました。

<u>さらに、国と地域が協力して、2030年までに全国各地の100以上の地域で脱炭素の実現を目指すこととされ、2022年4月には26地域が「脱炭素先行地域」に選定されています。</u>こうした地域脱炭素の取組は、その実現のために、私たち一人一人が主体となって今ある技術で取り組めるものであり、再エネなどの地域資源を最大限に活用し、地域の経済活性化、地域課題の解決にも貢献するものです。

<u>このような状況を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた仕組みづくり、温室効果ガスの排出削減</u>に向けた活動など、「脱炭素社会」の実現に向けた取組、気候変動への適応に関する活動(熱中症対策等)について積極的に支援していきます。

② 生物多様性の保全に資する活動への支援

生物多様性条約第 10 回締約国会議において「愛知目標」が採択され、これを受けて「生物多様性国家戦略 2012-2020」では「愛知目標」の達成に向けたロードマップが示されました。その取組に当たっては、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」で示された、関係者の有機的な連携による活動が期待されています。

2022 年 12 月には生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)で「ポスト愛知目標」が採択される予定であり、それらを踏まえて 2022 年度中に「次期生物多様性国家戦略」が策定される見通しです。また 2021 年の G7 コーンウォールサミットでは、2030 年までに陸と海の 30%の保全を目指す「30by30 目標」が合意されており、日本でも 2022 年 4 月にはその国内目標の達成に向けた「30by30 ロードマップ」が策定されています。そのためには、保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域(OECM: Other Effective area-based Conservation Measures)を設定し、保全を進めることも重要となっています。

引き続き、生物多様性国家戦略に示された 4 つの危機 (開発など人間活動による危機、自然に 対する働きかけの縮小による危機、人間により持ち込まれたものによる危機、地球環境の変化に よる危機) に対処するための個々の活動のほか、森里川海のつながりを確保しその恵みを持続的 に引き出すための活動や、生物多様性の価値を社会に浸透させる活動など、関係者の連携のもと 実施される様々な活動を積極的に支援していきます。

③ 循環型社会の形成に資する活動への支援

2018年(平成30年)6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」及び2019年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」を踏まえ、多様な主体の連携・協働による地

域内での循環に向けた取組や、3R(リデュース・リユース・リサイクル)に加えて、再生可能資源への代替え(Renewable)、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策、ライフサイクル全体における徹底的な資源循環、アジア各国における適正な国際資源循環体制の構築に向けた活動、廃棄物の適正処理及び不法投棄撲滅のための活動など、循環型社会形成に資する活動への支援を進めていきます。

④ 有害物質による被害防止のための取組

水銀に関する水俣条約の実施のための取組、化学物質対策に関する 2020 年目標 (WSSD2020 年目標) 達成に向けた取組、アスベスト飛散防止など、有害物質によるリスクを低減し、被害を防止することは、重要な課題です。こうした視点から、リスク低減、被害防止のための活動への支援を進めていきます。

【分野横断的な活動に対する配慮事項】

① パートナーシップ (協働) に基づく環境保全活動への支援

地域の多様な環境問題の解決については、市民、民間団体、事業者、行政等の各主体が適切な役割分担をしつつ、対等の立場で相互に協力して行う協働取組の推進が重要であることから、各主体間において 目的・目標の共有化、対等性、相互理解、信頼性などが確保されたパートナーシップによる活動について重点的に支援していきます。また、パートナーシップによる活動をベースとして、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワークを構築していくことで、地域資源等を補完し支え合う地域循環共生圏の創造に繋がる活動についても重点的に支援していきます。

さらに、<u>類似分野で活動する団体などが連携してネットワーク化を図る活動及びパートナーシップ推進の基礎として重要な環境NGO・NPOを支援する活動</u>(中間支援的な活動)についても積極的に支援していきます。

② 環境・経済・社会の持続可能性を目指した活動への支援

2015 年 9 月の国連総会において、2030 年に向けた世界の行動計画である 2030 アジェンダとその目標である持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals:SDGs) が採択されました。また、持続可能な開発のための教育 (Education for Sustainable Development:ESD) については、2019 年に「持続可能な開発のための教育:SDGs 実現に向けて(ESD for 2030)」(2020-2030年)が採択されています。環境保全の取組も、「環境・経済・社会」が統合的に向上した持続可能な社会の実現に向けて取り組む必要があります。

こうした視点から、SDGs の 17 のゴール、169 のターゲットを活用し、<u>国際的なレベル、全国のレベル、地域のレベルそれぞれにおいて、持続可能な社会の実現に向け</u>て、多様なステークホルダーとの連携により SDGs の実現に資する積極的な取組を支援していきます。

③ 復興支援・防災

近年、東日本大震災や熊本地震などの地震・津波による災害に加え、豪雨による水害・土砂崩れなど特定非常災害に指定される規模の災害が多く発生しており、気候変動対策と防災・減災を効果的に連携させて取り組むことの重要性が再確認され、その推進が望まれています。東日本大震災や豪雨水害等、災害の甚大な被害を受けた被災地における再生・復興等の活動、気候変動リスクを踏まえた気候変動×防災活動、適応促進のための活動を重点的に支援していきます。

④ 地域循環共生圏の創造につながる活動への支援

パートナーシップ(協働)による活動をベースとして、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワークを構築していくことで、地域資源等を補完し支え合う地域循環共生圏の創造に資する活動を重点的に支援していきます。

⑤ 国際的な視点を持つ活動への支援

先述の 2030 アジェンダ・SDGs やパリ協定においては、それぞれ、パートナーシップや非政府 主体の取組の重要性が強調されています。こうした国際的な潮流を踏まえ、我が国の環境 NGO・NPO がより質の高い国際貢献を果たすため、世界的な会合の開催やネットワークの形成、国際的パートナーシップの形成や既存のネットワークとの協力などグローバルな活動に対する支援を行うとともに、環境 NGO・NPO が行う開発途上地域での環境協力についても引き続き支援していきます。特に、アジア太平洋地域における活動を重点的に支援していきます。

⑥ 2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)に関連する活動への支援

2025 年 4 月 13 日から 10 月 13 日まで、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに大阪・関西万博が開催されます。

市民セクターも、多様な参加者が主体となり、理想としたい未来社会を共に創り上げることを目指す取組を推進する「TEAM EXPO 2025」プログラムなどを通じた参加が期待されています。大阪・関西万博のテーマに関連し、環境 NGO・NPO が主体となって推進する活動を支援していきます。

第8回全国ユース環境活動発表大会

1. 概要

主催:全国ユース環境活動発表大会実行委員会

(環境省、独立行政法人環境再生保全機構、国連大学サステイナビリティ高等研究所)

後援:読売新聞社

協賛:キリンホールディングス株式会社、協栄産業株式会社、SGホールディングス株式会社、協栄産業株式会社、SGホールディングス株式会

社、株式会社タニタ

協力:環境省地方環境パートナーシップオフィス (EPO)、地球環境パートナーシッププラザ (GEOC)、ESD活動支援センター

2. 結果

賞	高校名	活動名
環境大臣賞	宮城県農業高等学校	#ZEROマイプラ2
環境再生保全機構理事長賞	群馬県立藤岡北高等学校	小川の未来を考える~地域連携・協働によるヤリタナゴ保護活動~
国連大学サステイナビリティ 高等研究所所長賞	熊本県立熊本農業高等学校	廃棄豚脂の有効活用に関する研究 ~養豚業におけるゼロエミッションへの挑戦~
読売新聞社賞	高校生エシカル推進委員会	気候変動×楽しさ 〜私たちが行動する意味〜
高校生が選ぶ特別賞	長野県佐久平総合技術高等学校	カスを価値に! ~未来~佐久酒粕プロジェクト~
先生が選ぶ特別賞	北海道士幌高等学校	持続可能な地域環境を目指して~次の100年~、地域を守る防風林造成を~
協賛企業特別賞	晃華学園中学校高等学校	バナナペーパーを普及するためのプロジェクト
SDGs活動特別賞	大阪府立堺工科高等学校 定時 制の課程	脱炭素!地球温暖化防止プロジェクト
優秀賞	北海道羽幌高等学校	羽幌町に飛来する海鳥と今後の課題
II	岩手県立花巻農業高等学校	サスティナブルな地域創生児 ~ホップの抗菌作用を活かした商品開発に関する研究~
ll ll	愛知県立佐屋高等学校	愛知県愛西市内用水路に生きるカメ類
II	山口県立下関西高等学校	下関市風力発電導入大作戦 ~脱炭素社会の実現に向けて~
II	山口県立下関西高等学校	カイロを変えろ!!
II	愛媛大学附属高等学校	瀬戸内海のマイクロプラスチック汚染の実態と対策に向けた啓発活動
II	愛媛県立長浜高等学校	カワイイのぼり旗でゴミを減らそう! えひめゴミ0プロジェクト
И	大分県立大分商業高等学校	食品ロスさせない連携〜規格外トマトを活用した商品開発〜

<若手プロジェクトリーダー育成人数の推移>

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	採択人数	途中 離脱 ※1
第1期	16	14	12	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	16	4
第2期		10	9	8	(8)	(8)	(8)	(8)	(8)	10	2
第3期			12	10	8	(8)	(8)	(8)	(8)	12	4
第4期				10	7	7	(7)	(7)	(7)	10	3
第5期					5	7	6	(6)	(6)	9 ※2	3
第6期						13	12	12	(12)	14	2
第7期							8	7	6	8	2
第8期								7	6	8	2
第9期									7	9	2
年度末在籍者	16	24	33	28	20	27	26	26	19	_	-
修了者 累計	_	_	_	(12)	(20)	(28)	(35)	(41)	(53)		

※1:離脱者は全て自己都合による団体退職者

※2:第5期については当初7名でスタートしたが、2名離脱後、令和元年度当初に2名追加採択

令和4年度 振興事業 研修・講座実施状況一覧

研修・講座名	実施方法または開催地	開催日時等	参加者數	回答數	有意義回答率
第1回: 多様なステークホルダーと協働 していく方法	オンライン	令和5年3月10日	26	19	89. 59
第2回: これからの地域づくりや地域課題の解決を担うNGO/NPOのあり 方(目指すべき姿)	オンライン	令和5年3月17日	28	9	88. 9
リーダー研修					
第1回	神奈川県川崎市	令和4年7月6日~7月7日	6	6	1009
第2回	岐阜県郡上市	令和4年10月18日~10月20日	6	6	1009
第3回	神奈川県川崎市	令和5年1月26日~1月27日	6	6	1009
第1回	神奈川県川崎市	令和4年7月6日~7月7日	7	7	1009
第2回	神奈川県川崎市	令和4年10月11日~10月12日	6	6	1009
第3回	神奈川県川崎市	令和5年1月26日~1月27日	6	6	1009
第1回	神奈川県川崎市	令和4年7月6日~7月7日	8	8	1009
第2回	神奈川県川崎市	令和4年10月11日~10月12日	9	9	1009
第3回	神奈川県川崎市	令和5年1月26日~1月27日	8	8	1009
ルド研修					
レド研修	熊本県阿蘇郡南阿蘇村	令和4年11月21日~11月23日	5	5	1009
	第1回: 多様なステークホルダーと協働 していく方法 第2回: 定れからの地域づくりや地域課題の解決を担うNGO/NPOのあり 方(目指すべき姿) リーダー研修 第1回 第2回 第3回 第1回 第2回 第3回 第1回 第2回 第3回	第1回: 多様なステークホルダーと協働 していく方法 第2回: これからの地域づくりや地域課題の解決を担うNGO/NPOのあり 方(目指すべき姿) リーダー研修 第1回 神奈川県川崎市 第2回 神奈川県川崎市 第3回 神奈川県川崎市 第1回 神奈川県川崎市 第2回 神奈川県川崎市	第1回: 多様なステークホルダーと協働 していく方法 第2回: これからの地域づくりや地域課題の解決を担うNGO/NPOのあり 方(目指すべき姿) フーダー研修 第1回 神奈川県川崎市 令和4年7月6日~7月7日 第2回 岐阜県郡上市 令和4年10月18日~10月20日 第3回 神奈川県川崎市 令和4年7月6日~7月7日 第1回 神奈川県川崎市 令和4年7月6日~7月7日 第1回 神奈川県川崎市 令和4年7月6日~7月7日 第2回 神奈川県川崎市 令和4年7月6日~7月7日 第2回 神奈川県川崎市 令和4年10月11日~10月12日 第3回 神奈川県川崎市 令和4年7月6日~7月7日 第1回 神奈川県川崎市 令和4年7月6日~7月7日 第1回 神奈川県川崎市 令和5年1月26日~1月27日	第1回: 多様なステークホルダーと協働 オンライン 令和5年3月10日 26 第2回: これからの地域づくりや地域課 オンライン 令和5年3月17日 28 初16年2月3月17日 第1回 神奈川県川崎市 令和4年7月6日~7月7日 6 第2回 検阜県都上市 令和4年10月18日~10月20日 6 第1回 神奈川県川崎市 令和5年1月26日~1月27日 6 第1回 神奈川県川崎市 令和4年7月6日~7月7日 7 第2回 神奈川県川崎市 令和4年7月6日~7月7日 7 第2回 神奈川県川崎市 令和4年7月6日~7月7日 7 第2回 神奈川県川崎市 令和4年7月6日~7月7日 8 第3回 神奈川県川崎市 令和5年1月26日~1月27日 6 第1回 神奈川県川崎市 令和5年1月26日~1月27日 8 第2回 神奈川県川崎市 令和4年7月6日~7月7日 8	第1回: 第1回: 第1回: 第2回: 第2回: 第2回: 第2回: 第2回: 第2回: 第2回: 第2

98. 2%

ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理基金業務の概要

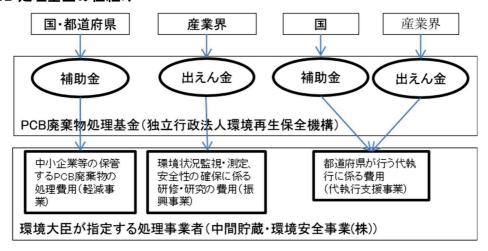
I 目的

- 1)中小企業者等が保管する高濃度 PCB 廃棄物(トランス・コンデンサ等)の処理に要する費用の軽減 (軽減事業)
- 2)PCB 廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定、安全性の確保に係る研究・研修の振興促進 (振興事業)
- 3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。) 第 19 条の8第1項の規定に基づく生活環境の保全上の支障の除去等の措置及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 13 年法律第 65 号) 第 13 条第1項に基づく処分等措置に要する費用の軽減(代執行支援事業)

Ⅱ 造成の方法

- 1) 国及び都道府県は、補助金その他の方法により、機構に対して資金を拠出する。
- 2) 産業界等(製造者等)に対しては、環境大臣が資金の出えん等の協力要請を行う。
- 3)国が機構に対して補助金を拠出する。産業界(製造者等)に対しては、環境大臣が資金の 出えんの協力要請を行う。

Ⅲ PCB 処理基金の仕組み



高濃度 PCB 廃棄物の地域別処分期間等

JESCOの 処理施設	高濃度PCB廃棄物の 種類	保管の場所の所在する区域	処分期間	計画的処理 完了期限	
北九州 (北九州市若松区)	廃PCB等、廃変圧器、 廃コンデンサー等	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、 佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県	平成30年 3月31日まで (終了)	平成31年 3月31日まで (終了)	
大阪 (大阪市此花区)		滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	令和3年 3月31日まで (終了)	令和4年 3月31日まで (終了)	
豊田 (愛知県豊田市)		岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	令和4年 3月31日まで	令和5年 3月31日まで	
東京 (東京都江東区)		埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	(終了)		
北海道 (北海道室蘭市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、 長野県			
北九州 (北九州市若松区)			令和3年 3月31日まで (終了)	令和4年 3月31日まで (終了)	
北海道 (北海道室蘭市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県	令和5年 3月31日まで	令和6年 3月31日まで	

(環境省・経済産業省パンフレット「ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて」より抜粋)

維持管理積立金管理業務の概要

I 目的

特定最終処分場を埋立終了後も適正に維持管理するために、必要な費用を埋立期間中に環境再生保全機構に積み立てるもので、平成9年廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)の改正により創設された制度である。

II 維持管理積立金の仕組み

1)積立て義務

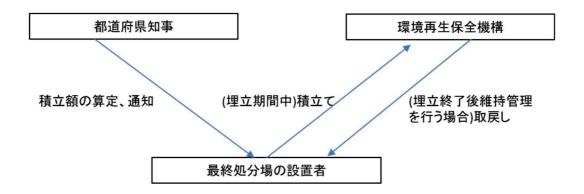
特定最終処分場の設置者は、埋立開始から埋立終了までの毎年度、各処分場ごとに、 積立を行う。毎年度の積立額は都道府県知事等が算定する。

2)積立金の管理

機構は、維持管理積立金を管理する。法令に基づき利息を付す。

3)積立金の取戻し

特定最終処分場の設置者は、埋立終了後、維持管理積立金を取り戻し、維持管理費用に充てる。



申請書等の受付状況と認定等状況(令和4年度)

(1)療養者の方からの認定申請

(ア) 受付状況 (単位:件)

	項目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
前年度ま	 医学的判定中*1 	155 (408)	75 (94)	6 (3)	6 (8)		242 (513)
で の 受付	医学的判定の 準備中	123 (45)	57 (15)	17 (4)	22 (7)	0 (0)	219 (71)
令和	口4年度受付	715 (766)	216 (266)	68 (53)	72 (79)	13 (12)	1, 084 (1, 176)
	計						1, 545 (1, 760)

注:()は前年度の実績。以下同様。

*1 は、医学的判定にて追加補足資料を求められたものを含む。以下同様。

(イ)認定等の状況 (単位:件)

項目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん 性胸膜	その他	計	割	合
認定	645 (882)	168 (189)	1 (1)	23 (18)		837 (1, 090)	54. 2% (61. 9%)	
不認定	34 (41)	57 (53)	59 (34)	50 (52)	0 (0)	200 (180)	12. 9% (10. 2%)	68. 8% (73. 8%)
取下げ	18 (22)	7 (7)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	26 (29)	1. 7% (1. 7%)	
医学的判定中	227 (155)	95 (75)	14 (6)	32 (6)		368 (242)	23. (13.	
計	924 (1, 100)	327 (324)	74 (41)	106 (76)	0 (0)	1, 431 (1, 541)	92. (87.	
医学的判定の 準備中	70 (123)	28 (57)	9 (17)	7 (22)	0 (0)	114 (219)	7. (12.	

(2)未申請死亡者の遺族からの請求

(ア) 受付状況 (単位:件)

	項目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
前年度	医学的判定中	40 (86)	24 (28)	1 (1)	2 (2)		67 (117)
までの 受付	医学的判定の 準備中	54 (15)	38 (2)	7 (8)	3 (1)	0 (0)	102 (26)
令和4年度受付		176 (177)	98 (91)	18 (18)	20 (7)	5 (7)	317 (300)
	計						486 (443)

(イ)認定等の状況 (単位:件)

項目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計	割合	À
認定	134 (146)	65 (46)	0 (0)	4 (3)		203 (195)	41.8% (44.0%)	
不認定	21 (32)	29 (18)	12 (17)	12 (5)	0 (0)	74 (72)	15. 2% (16. 3%)	58. 8% (61. 9%)
取下げ	6 (4)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (7)	1.8% (1.6%)	
医学的判定中	101 (40)	53 (24)	10 (1)	8 (2)		172 (67)	35. 4 (15. 1	
計	262 (222)	150 (91)	22 (18)	24 (10)	0 (0)	458 (341)	94. 2 (77. 0	
医学的判定の 準備中	11 (54)	11 (38)	4 (7)	2 (3)	0 (0)	28 (102)	5. 89 (23. 0	

(3)施行前死亡者の遺族からの請求

(ア) 受付状況 (単位:件)

	項目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
前年度までの	医学的判定中	0 (0)	2 (3)	1 (0)	0 (0)		3 (3)
受付	医学的判定の 準備中	27 (2)	39 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	69 (2)
令	和4年度受付	3 (45)	2 (41)	0 (5)	0 (0)	0 (4)	5 (95)
	計						77 (100)

(イ) 認定等の状況 (単位:件)

項目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん 性胸膜	その他	計	割	合
認定	15 (22)	1 (0)	0 (0)	0 (0)		16 (22)	20. 8% (22. 0%)	
不認定	0 (0)	5 (4)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (5)	7. 8% (5. 0%)	74. 0% (28. 0%)
取下げ	10 (1)	23 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	35 (1)	45. 4% (1. 0%)	
医学的判定中	2 (0)	12 (2)	0 (1)	0 (0)		14 (3)	18. (3.	
計	27 (23)	41 (6)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	71 (31)	92. (31.	
医学的判定の 準備中	2 (27)	3 (39)	1 (3)	0 (0)	0 (0)	6 (69)		8% 0%)

審査中の案件に係る状況(令和4年度)

(1) 療養中の方 (単位:件)

	申請受付年度	審査中件数	前年度
追加・補足資料依頼中	令和3年度	11	
(239 件)	令和 4 年度	228	 令和 2 年度 4
医学的判定中(129件)	令和 4 年度	129	今和 3 年度 457
その他機構において 審査中(114件)	令和4年度	114	13/14 0 1/2 10/
計		482	461

(2) 未申請死亡者の遺族

(単位:件)

	請求受付年度	審査中件数	前年度
追加・補足資料依頼中 (131 件)	令和 3 年度 12		
	令和 4 年度	119	A T- 0 F- F- 1
医学校测点点 (41 14)	令和 3 年度 1		令和 2 年度 1 令和 3 年度 168
医学的判定中(41 件)	令和 4 年度	40	令和3年度 168
その他機構において	令和4年度	28	
審査中 (28 件)	□ 取和4千度	20	
計		200	169

(3) 施行前死亡者の遺族

(単位:件)

	請求受付年度	審査中件数	前年度
追加・補足資料依頼中	令和3年度	12	
(13 件)	令和 4 年度	1	
医学的判定中(1件)	令和3年度	1	令和3年度 72
その他機構において	令和3年度	5	
審査中(6件)	令和4年度	1	
計		20	72

認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況(令和4年度)

(申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの) (令和5年3月31日現在における機構本部受付分、単位:人)

			認定申請	<u> </u>					族弔慰金			(1)	г цо- 11 о г	特別遺	族弔慰釒	等請求	中华即文	付分、単	拉:人)
都道府県名	中中睡	D± AŠ /		びまん性	7 m	小計			申請死亡	びまん性	7.00	小計	中中時		行前死亡	びまん性	7 m	小計	総計
11.34.34	中皮腫	肺がん	石綿肺	胸膜肥厚	不明	41	中皮腫	肺がん		胸膜肥厚	不明	14	中皮腫	肺がん	石綿肺	胸膜肥厚	不明		
北海道	32	6	1	2	0	41	8	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	55 10
青森県	6	1	1	2	0	10	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	7
岩手県	5	0 4	0	0	0	6	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0		
宮城県	11 7	6	0	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
秋田県		2	0			13	0		0	0		2		0	0	0	0	0	13
山形県	7	3	1	1	2	13	3	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	17
福島県		7		3	0	24	3	5	0	2	0	10	0	0	0	0	0	0	34
茨城県	13 7	4	0	2	0	13	5	1	0	1	0	7	0	0	0	0	0	0	20
栃木県	10	2		1	0	14	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	16
群馬県 埼玉県	35	8	4	5	1	53	13	8	1	1	0	23	0	0	0	0	0	0	76
	25	9	5	5	0	44	12	3	0	2	1	18	0	0	0	0	0	0	62
十葉県	68	24	9	9	0	110	27	12	0	1	0	40	0	0	0	0	0	0	150
東京都	38	18	6	6	0	68	14	8	3	2	1	28	0	0	0	0	0	0	96
新潟県	38 7	18	4	0	0	12	6	0	1	1	0	8	0	0	0	0	0	0	20
富山県	6	0	0	1	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
石川県	4	2	0	0	0	6	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	8
福井県	5	0	1	1	0	7	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8
山梨県	3	2	1	0	0	6	2	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	9
長野県	8	3	3	1	0	15	7	2	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	24
岐阜県	15	2	0	0	0	17	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	22
静岡県	17	10	1	1	1	30	3	1	1	0	0	5	0	0	0	0	0	0	35
愛知県	49	12	2	2	1	66	11	3	3	1	0	18	0	0	0	0	0	0	84
三重県	6	0	0	1	0	7	2	0	1	1	0	4	0	0	0	0	0	0	11
滋賀県	9	1	0	2	0	12	2	2	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	16
京都府	13	9	0	1	0	23	1	2	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	26
大阪府	83	18	11	6	4	122	15	8	1	1	0	25	1	1	0	0	0	2	149
兵庫県	61	13	3	3	1	81	7	6	2	2	0	17	1	1	0	0	0	2	100
奈良県	19	4	1	1	0	25	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	27
和歌山県	6	1	0	0	0	7	3	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	11
鳥取県	1	0	1	0	0	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
島根県	3	2	0	0	0	5	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	7
岡山県	10	3	0	1	0	14	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	18
広島県	16	6	1	1	0	24	2	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	27
山口県	10	2	0	2	0	14	1	1	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	17
徳島県	3	1	0	1	0	5	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	7
香川県	5	0	1	0	0	6	0	3	1	0	0	4	0	0	0	0	0	0	10
愛媛県	5	3	1	0	0	9	0	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	11
高知県	5	0	1	1	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
福岡県	39	4	2	4	0	49	3	4	0	1	1	9	1	0	0	0	0	1	59
佐賀県	6	2	0	0	0	8	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	9
長崎県	4	8	2	0	0	14	3	4	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	21
能本県	9	3	0	2	0	14	2	1	1	1	1	6	0	0	0	0	0	0	20
大分県	3	2	0	0	0	5	1	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	7
宮崎県	5	3	2	0	0	10	1	4	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	16
鹿児島県	7	5	0	1	0	13	1	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	15
沖縄県	5	0	0	1	0	6	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	8
海外在住者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
					13						5	317							
総計	715	216	68	72	13	1, 084	176	98	18	20	5	১ 1/	3	2	0	0	0	5	1, 406

認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況(法施行日から令和5年3月31日までの累計)

(申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの) (令和5年3月31日現在における機構本部受付分、単位:人)

		===	定申請					特別遺	族弔慰金	等請求		(%	和5年3月		!仕にお 族弔慰金		軍本部 安	受付分、単位	位:人)
都道府県名		pić.	上 中胡			小計			申請死亡	者)		小計			行前死亡	者)		小計	総計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		
北海道	491	118	14	10	9	642	84	29	7	4	0	124	154	27	1	0	1	183	949
青森県	81	22	1	6	0	110	10	1	0	0	0	11	26	9	0	0	0	35	156
岩手県	75	15	1	5	1	97	23	3	0	1	1	28	31	3	0	0	0	34	159
宮城県	226	95	5	7	7	340	29	14	2	1	2	48	68	12	1	0	2	83	471
秋田県	59	25	3	1	1	89	8	2	0	0	0	10	38	4	0	0	1	43	142
山形県	63	29	1	4	5	102	13	6	1	0	1	21	20	7	1	0	1	29	152
福島県	110	19	4	7	3	143	39	13	0	0	3	55	48	4	1	0	0	53	251
茨城県	197	72	7	18	5	299	38	20	6	3	1	68	61	6	1	0	3	71	438
栃木県	111	38	5	12	6	172	27	12	1	4	2	46	42	6	2	0	0	50	268
群馬県	140	30	5	8	2	185	25	9	1	2	1	38	60	10	1	0	2	73	296
埼玉県	646	196	39	45	21	947	105	63	9	10	0	187	200	46	4	3	5	258	1, 392
千葉県	442	205	27	32	10	716	91	30	5	7	2	135	133	31	1	3	0	168	1, 019
東京都	1, 015	283	63	64	15	1, 440	204	74	9	7	6	300	316	53	7	0	9	385	2, 125
神奈川県	768	236	34	51	27	1, 116	149	61	19	12	2	243	250	48	4	0	7	309	1, 668
新潟県	167	47	7	2	3	226	40	6	2	2	0	50	62	12	0	0	0	74	350
富山県	128	18	2	5	1	154	16	6	1	2	0	25	56	9	0	0	1	66	245
石川県	84	20	5	4	3	116	19	2	0	2	1	24	32	2	0	0	1	35	175
福井県	62	20	3	2	3	90	7	1	1	0	1	10	18	1	0	0	0	19	119
山梨県	77	10	7	4	2	100	12	1	0	0	0	13	21	3	0	0	0	24	137
長野県	134	46	10	11	1	202	37	7	4	1	1	50	35	4	0	1	1	41	293
岐阜県	183	45	4	2	2	236	35	10	3	2	2	52	60	9	0	0	2	71	359
静岡県	284	73	10	10	7	384	56	19	4	1	0	80	108	13	2	1	1	125	589
愛知県	716	132	15	20	7	890	107	26	7	2	4	146	141	26	2	0	3	172	1, 208
三重県	117	33	2	3	4	159	18	9	3	2	0	32	33	10	1	0	0	44	235
滋賀県	136	38	4	5	3	186	16	6	3	0	1	26	40	5	0	0	0	45	257
京都府	203	69	3	5	0	280	26	10	4	0	1	41	77	9	2	1	1	90	411
大阪府	1, 445	318	58	54	36	1, 911	211	60	11	8	7	297	372	95	12	1	6	486	2, 694
兵庫県	1, 298	301	28	31	30	1, 688	143	53	11	9	2	218	362	103	2	1	9	477	2, 383
奈良県	204	58	6	13	4	285	26	9	2	0	0	37	61	11	1	1	3	77	399
和歌山県	76	24	2	5	0	107	23	4	1	0	1	29	34	4	0	0	0	38	174
鳥取県	44	1	2	0	0	47	3	1	1	0	0	5	23	2	0	0	0	25	77
島根県	53	23	4	2	2	84	10	4	1	0	0	15	12	3	0	0	0	15	114
岡山県	162	73	2	7	3	247	30	14	1	1	0	46	89	6	2	0	3	100	393
広島県	241	95	9	11	11	367	39	21	6	2	2	70	116	25	2	0	2	145	582
山口県	175	62	4	14	3	258	26	14	1	2	0	43	48	13	2	1	0	64	365
徳島県	65	16	0	2	0	83	8	7	1	0	0	16	22	3	0	0	0	25	124
香川県	100	33	2	1	0	125	20	7	1	0	1	29	33	4	2	0	0	39	193
愛媛県	100	38	6	4	1	149	22	7	3	1	1	34	37	3	3	0	0	43	226
高知県	45	14	1	2	0	62	8	3	0	0	0	11	28	5	0	0	0	33	106
福岡県	517	146	28	31	16	738	88	33	3	6	6	136	139	26	1	1	4	171	1, 045
佐賀県	126	21	3	1 1 5	1	92	5	5	0	1	0	11	29	1	4	0	2	36	139
長崎県	136	73 48	11	15	4	239	25	15	2	1	3	43	48	9 7	0	1	0	61 48	343
熊本県	124		12	12	1	197	22	13		2		42	41			0			287
大分県	81	15	5	1	3	105	10	9	1	0	0	20	24	5	0	1	0	30	155
宮崎県	85	26	8	2	1	122	12	7	1	1	2	23	37	3	0	0	1	41	186
鹿児島県	159	37	8	16	3	223	19	5	2	1	0	27	42	8	1	0	2	53	303
沖縄県	45	15	5	2	2	69	15	8	0	0	0	23	35	6	3	0	2	46	138
海外在住者	2	1	0	0	0	3	0	720	0	100	0	0	1	711	0	0	0	1 004	4
総計	11, 927	3, 372	485	569	269	16, 622	1, 999	739	142	100	58	3, 038	3, 763	711	67	16	77	4, 634	24, 294

医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況(令和4年度)

(申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの) 令和5年3月31日現在(単位:人)

		認定	申請			'		慰金等請求 死亡者)	₹			特別遺族弔 (施行前		रं		
都道府県名-	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	小計	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	小計	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	小計	総計
北海道	21	7	0	1	29	6	3	0	0	9	0	0	0	0	0	38
青森県	6	1	0	1	8	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	9
岩手県	9	1	0	0	10	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	13
宮城県	7	5	0	2	14	2	2	0	0	4	0	0	0	0	0	18
秋田県	4	3	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
山形県	2	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
福島県	5	1	1	0	7	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	10
茨城県	12	8	0	0	20	2	3	0	1	6	0	0	0	0	0	26
栃木県	8	5	0	0	13	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	18
群馬県	10	2	0	1	13	4	1	0	0	5	0	0	0	0	0	18
埼玉県	41	9	0	0	50	9	5	0	0	14	0	0	0	0	0	64
千葉県	22	6	0	2	30	8	3	0	0	11	0	0	0	0	0	41
東京都	60	15	0	4	79	16	8	0	0	24	1	0	0	0	1	104
神奈川県	41	10	0	2	53	7	6	0	1	14	0	0	0	0	0	67
新潟県	7	4	0	1	12	6	0	0	1	7	0	0	0	0	0	19
富山県	4	0	0	1	5	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6
石川県	6	2	0	0	8	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	10
福井県	3	0	0	0	3	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	4
山梨県	4	0	0	0	4	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	6
長野県	6	3	0	0	9	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	12
岐阜県	7	0	0	0	7	1	1	0	0	2	1	0	0	0	1	10
静岡県	18	3	0	0	21	3	2	0	0	5	0	0	0	0	0	26
愛知県	52	12	0	0	64	10	4	0	1	15	0	0	0	0	0	79
三重県	4	2	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
滋賀県	5	0	0	0	5	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	7 20
京都府	14	12	0	0	16	1	3	0	0	4	0 5	0	0	0	0	
大阪府	80 53		0	2	96 67	9	3	0		12	2	1	0	0	5 3	113 78
兵庫県	21	12	0	0	25	1	2	0	0	8	0	0	0	0	0	28
奈良県	5	0	0	0	5	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	8
和歌山県 鳥取県	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
島根県	3	3	0	0	6	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	7
岡山県	10		0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
広島県	12	5	0	0	17	3	0	0	0	3	1	0	0	0	1	21
山口県	10	2	0	1	13	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	15
徳島県	2	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
香川県	4	0	0	0	4	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	5
愛媛県	2	2	0	0	4	1	2	0	0	3	2	0	0	0	2	9
高知県	4	0	0	0	4	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	6
福岡県	28	6	0	0	34	6	4	0	0	10	1	0	0	0	1	45
佐賀県	5	2	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
長崎県	3	4	0	0	7	1	3	0	0	4	0	0	0	0	0	11
能本県	5	4	0	0	9	4	1	0	0	5	1	0	0	0	1	15
大分県	2	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
宮崎県	4	1	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
鹿児島県	7	4	0	0	11	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	13
沖縄県	4	0	0	0	4	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5
海外在住者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	645	168	1	23	837	134	65	0	4	203	15	1	0	0	16	1, 056

医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況(法施行日から令和5年3月31日までの累計)

(申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの) 令和5年3月31日現在(単位:人)

		初宁	申請				特別遺族弔	慰金等請求	₹		特別遺族弔慰金等請求				1 3t L	(単位:人)
都道府県名	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	小計	中皮腫	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	死亡者) 石綿肺	びまん性胸膜肥厚	小計	中皮腫	肺がん	死亡者) 石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	小計	総計
北海道	407	86	2	4	499	62	14	0	1	77	140	4	0	0	144	720
青森県	69	16	0	2	87	8	1	0	0	9	24	1	0	0	25	121
岩手県	64	8	0	1	73	17	4	0	0	21	30	1	0	0	31	125
宮城県	182	66	0	4	252	22	10	0	0	32	63	2	1	0	66	350
秋田県	41	14	1	2	58	8	0	0	0	8	36	0	0	0	36	102
山形県	55	17	1	2	75	8	3	0	1	12	17	2	0	0	19	106
福島県	88	14	1	3	106	24	7	0	0	31	46	2	0	0	48	185
茨城県	167	50	0	7	224	26	11	0	1	38	58	1	1	0	60	322
栃木県	96	27	0	2	125	24	6	0	1	31	39	2	1	0	42	198
群馬県	118	21	0	3	142	19	7	0	1	27	56	1	0	0	57	226
埼玉県	572	134	4	17	727	76	35	0	4	115	187	17	2	1	207	1, 049
千葉県	385	127	1	16	529	68	17	0	0	85	127	7	1	2	137	751
東京都	873	172	3	25	1, 073	162	39	2	1	204	295	6	6	0	307	1, 584
神奈川県	649	118	1	17	785	101	33	1	2	137	238	15	4	0	257	1, 179
新潟県	127	28	0	1	156	30	4	0	1	35	57	2	0	0	59	250
富山県	110	9	1	3	123	12	2	0	0	14	52	5	0	0	57	194
石川県	71	8	0	3	82	10	1	0	0	11	31	0	0	0	31	124
福井県	51	10	0	0	61	4	1	0	0	5	15	0	0	0	15	81
山梨県	68	4	1	0	73	10	0	0	0	10	17	1	0	0	18	101
長野県	112	32	0	4	148	18	3	0	1	22	32	1	0	1	34	204
岐阜県	149	30	0	2	181	23	6	1	1	31	56	0	0	0	56	268
静岡県	244	47	0	3	294	46	8	0	2	56	104	2	2	0	108	458
愛知県	625	83	1	7	716	82	19	0	2	103	124	4	1	0	129	948
三重県	103	12	0	0	115	11	2	0	0	13	29	1	0	0	30	158
滋賀県	116	24	0	0	140	11	3	0	0	14	38	1	0	0	39	193
京都府	167	34	0	0	201	23	7	0	2	32	72	1	1	1	75	308
大阪府	1, 216	187	11	19	1, 433	161	37	2	5	205	334	29	6	3	372	2, 010
兵庫県	1, 120	186	5	10	1, 321	106	27	0	3	136	335	16	1	0	352	1, 809
奈良県	172	36	2	5	215	18	7	0	0	25	56	3	1	0	60	300
和歌山県	66	15	0	0	81	20	2	0	0	22	30	0	0	0	30	133
鳥取県	34	2	0	0	36	2	0	0	0	2	21	2	0	0	23	61
島根県	43	12	0	0	55	6	2	0	1	9	11	1	0	0	12	76
岡山県	137	45	0	3	185	19	14	0	0	33	79	1	1	0	81	299
広島県	186	54	1	5	246	26	13	0	1	40	103	5	1	0	109	395
山口県	156	44	0	7	207	20	7	0	0	27	42	3	0	2	47	281
徳島県	54	10	0	0	64	8	3	0	0	11	20	0	0	0	20	95
香川県	76	28	0	0	104	17	4	0	0	21	28	0	2	0	30	155
愛媛県	85	23	2	1	111	17	7	0	0	24	37	2	3	0	42	177
高知県	38	6	0	0	44	8	2	0	0	10	26	1	0	0	27	81
福岡県	427	90	1	15	533	74	27	0	0	101	127	5	1	0	133	767
佐賀県	59	13	1	1	74	4	3	0	0	7	28	0	2	0	30	111
長崎県	110	46	0	4	160	16	10	0	0	26	47	2	1	0	50	236
熊本県	97	37	0	3	137	15	12	0	2	29	35	1	0	0	36	202
大分県	73	9	0	0	82	6	5	0	0	11	22	1	0	1	24	117
宮崎県	69	12	0	3	84	10	0	0	0	10	35	1	0	0	36	130
鹿児島県	127	21	0	4	152	13	3	0	1	17	39	0	0	0	39	208
沖縄県	34	5	0	1	40	10	2	0	0	12	34	1	1	0	36	88
海外在住者	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
総計	10, 089	2, 072	40	209	12, 410	1, 481	430	6	34	1, 951	3, 473	153	40	11	3, 677	18, 038

認定等に係る処理日数(令和4年度)

中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の認定等に係る処理日数は、次のとおりである。なお、療養中の方からの申請及び未申請死亡者の遺族からの請求を併せた認定等決定までの平均処理日数は 168 日である。

1. 療養中の方からの申請

(単位:日、件)

区分	認定等決 平均処	. – -	判定申出までの 平均日数	件数
1回の医学的判定	162	117 (136)	54	695 (894)
追加資料が必要と されたもの	(177)	253 (274)	(42)	342 (376)

⁽⁾書きは前年度の実績。計数は取り下げ、再審査及び原処分取消後の処分を除く(以下同じ。)。

2. 未申請死亡者の遺族からの請求

(単位:日、件)

区分	認定等決 平均処	定までの 理日数	判定申出までの 平均日数	件数
1回の医学的判定	190	125 (145)	68	146 (168)
追加資料が必要と されたもの	(204)	262 (304)	(52)	131 (99)

3. 施行前死亡者の遺族からの請求

(単位:日、件)

			\ - 1	2 · H · 11/
区分		定までの 理日数	判定申出までの 平均日数	件数
1回の医学的判定	279	200 (166)	126	2 (3)
追加資料が必要と されたもの	(216)	311 (291)	(70)	5 (2)
医学的判定を経な いで機構で認定し たもの		66	_	15 (22)

(参考) 療養中の方からの申請及び未申請死亡者の遺族からの請求で判定が 1 回で済んだケースの処理日数の分布状況

認定等決定までの日数	件数	件数累計	累計の比率	前年度
60 日以下	24 件	24 件	2. 9%	1. 2%
61~90 日	174 件	198 件	23. 5%	13. 9%
91~120 日	218 件	416 件	49. 5%	44. 6%
121~150 日	335 件	751 件	89. 3%	65. 2%
151 日以上	90 件	841 件	100.0%	100.0%
総計	841 件			

保健所説明会等実績(令和4年度)

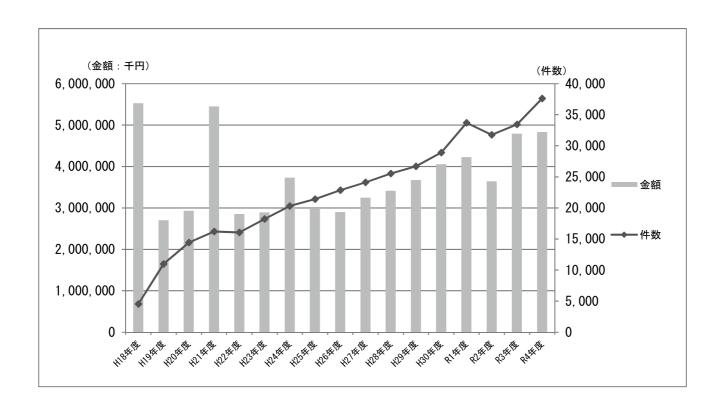
<保健所等説明会>

対象者	令和4年度	令和3年度
全国の保健所等受付業	※新型コロナウイルス感	新型コロナウイルス感染
務担当者	染拡大防止の観点から、	拡大防止の観点から現地
	Web によるライブ配信によ	開催を中止とした。
	り開催した。また、機構ホ	代替措置として、外部の医
	ームページHPにてアー	師の協力も得て、救済制度
	カイブ配信を行った。	及び申請・給付の手続に関
		する動画を制作し、機構ホ
		ームページに掲載した。
参加数計	377 名	_

<地方公共団体主催救済制度担当者研修会>

実施地区	令和4年度	令和3年度
埼玉県	37 名	_
千葉県	26 名	16 名
群馬県	42 名	_
参加数計	105 名	16 名

救済給付の支給件数・金額(経年変化) (平成 18 年度~令和 4 年度)



被認定者等アンケート概要(令和4年度)

被認定者及びその遺族に対するアンケート

アンケート対象者	回収件数	主な回答結果(複数回答)
制度利用者アンケー		〇石綿健康被害医療手帳についての認知度について
F		手帳について病院の人が知っていた 53.3%
		○制度の満足度については、52.9%が満足
石綿健康被害医療手	1 200	〇認定の有効期間(5年)であるが、認定更新の手続があることを
帳交付者(4月)	1, 308	知っていた 59.1%
被認定者アンケート		〇救済制度を知った経緯
		病院の医師・スタッフ 70.1%、テレビ 16.8%、
被認定者(療養者)		家族・知人 12.3%、ポスター・チラシ 9.2%、
(認定通知送付時		機構ホームページ 8.1%、保健所・地方環境事務所 7.7%、
に実施)		新聞広告 7.2%、労働基準監督署 5.3%、ラジオ 3.0%、
		雑誌広告 1.1%
		〇申請・請求手続がスムーズでなかった理由
		様式の記入方法が分かりにくい44.2%、
		手引きがわかりにくかった 41.3%、
	666	医学的資料の収集 18.3%、
		病院の医師・スタッフの知識・協力不足 18.3%、
		保健所・地方環境事務所の知識・協力不足 9.6%
		戸籍等の収集 9.6%
		〇要望
		・申請から認定までの期間短縮
		・提出書類・手続の簡略化
		・進捗状況を知らせてほしい
		・制度に関する一般的な周知
		・医師や医療機関等への周知活動
未申請死亡者遺族ア		〇救済制度を知った経緯
ンケート		病院の医師・スタッフ 56.9%、テレビ 29.4%、
		家族·知人 13.1%、新聞広告 13.1%、
認定された未申請死	160	機構ホームページ 11.3%、労働基準監督署 11.3%、
亡者の遺族(認定通	100	ポスター・チラシ 8.8%、保健所・地方環境事務所 8.8%、
知送付時に実施)		ラジオ 8.8%、雑誌広告 0.6%
		〇申請・請求手続がスムーズでなかった理由
		医学的資料の収集 38.9%、

		様式の記入方法が分かりにくい30.6%、
		手引きが分かりにくかった 22.2%、戸籍等の収集 22.2%、
		病院の医師・スタッフの知識・協力不足 22.2%、
		保健所・地方環境事務所の知識・協力不足 2.8%
		〇要望
		・手続の短縮化、簡素化
		・制度に関する一般的な周知
		・進捗報告、中間報告がほしい
		・医師や医療機関への周知
大公共工士老法大 之		〇救済制度を知った経緯
施行前死亡者遺族ア 、		ラジオ又はテレビで 36.4%、新聞・雑誌等の広告 18.2%、
ンケート		ポスター・チラシ 9. 1%、自治体広報誌を見て 9. 1%、
		機構ホームページを見て 16.7%
認定された施行前死	6	〇請求から認定・支給までの長さが「とても早い」「早い」との
亡者の遺族(認定通		回答が 81.9%、「どちらでもない」18.2%、
知送付時に実施) 		「遅い」「とても遅い」0.0%
		〇要望
		・手続の短縮化、簡素化(生計同一証明や居住歴、職歴)

主な広報実績(令和4年度)

1. テレビCM





(1)テレビCM(地上波)

放送期間:令和5年1月16日(月)~29日(日)

	放送地域	投下 GRP※	本数	本数
		(15 秒換算)	15 秒	30 秒
北海道	北海道テレビ放送	130GRP	16	2
青森	青森朝日放送	100GRP	11	1
岩手	岩手放送	100GRP	20	1
宮城	東北放送	130GRP	20	2
秋田	秋田テレビ	100GRP	14	1
山形	山形テレビ	100GRP	14	1
福島	福島テレビ	100GRP	18	1
関東	テレビ朝日	240GRP	34	2
新潟	テレビ新潟放送網	100GRP	14	1
富山	富山テレビ放送	100GRP	19	1
石川	石川テレビ放送	100GRP	18	2
福井	福井放送	100GRP	6	1
山梨	山梨放送	100GRP	14	2
長野	信越放送	100GRP	21	1
静岡	静岡放送	130GRP	21	3
東海	CBC テレビ	130GRP	19	1
関西	朝日放送	240GRP	40	3
鳥取・島根	山陰放送	100GRP	15	2
岡山・香川	瀬戸内海放送	100GRP	20	1
広島	広島テレビ	130GRP	15	1
山口	テレビ山口	100GRP	10	2
徳島	四国放送	100GRP	12	2
愛媛	南海放送	100GRP	14	2
高知	高知放送	100GRP	11	1

福岡	TVQ 九州放送	130GRP	30	4
佐賀	佐賀テレビ	100GRP	20	2
長崎	長崎文化放送	100GRP	11	1
熊本	熊本朝日放送	100GRP	13	1
大分	テレビ大分	100GRP	13	1
宮崎	宮崎放送	100GRP	13	1
鹿児島	鹿児島テレビ放送	100GRP	16	2
沖縄	琉球放送	100GRP	10	1

※GRP (Gross Rating Point):延べ視聴率(視聴率の積重ね)

(2) テレビCM (BS)

	放送局	番組名	放送日
1	BS-TBS	60 秒スポット 7本	1月16日(月)~
			22 日 (日)
2	BS-TBS	「トレンドクリップ」内 ミニ枠	2月4日(土)

2. 新聞広告 (全5段)



	新聞名	区分	掲載日
1	朝日新聞	全国版 朝刊	2月19日(日)
2	産経新聞	全国版 朝刊	2月19日(日)
3	日刊スポーツ	大阪名古屋本社版※ 朝刊	3月29日(水)

※東海北陸6県・近畿2府4県・中国4県(山口県除く)・四国4県

3. ラジオCM

	媒体名	番組名	放送日
1	TBS ラジオ	安住紳一郎の日曜天国	2月19日(日)

4. WEB広告



	媒体名	区分	表示回数	配信期間
1	Yahoo ! JAPAN	ブランドパネル動画	2, 189, 161 imp	2月13日(月)~
				2月28日(火)

5. 医療専門誌



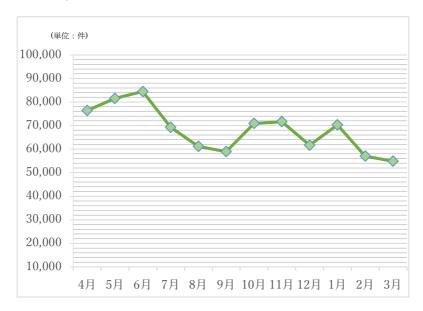
	医療専門誌名	掲載号	発行日
1	季刊ナーシング	2023 年春号	3月20日(月)
2	月刊画像診断	4 月号	3月25日(土)

6. 街頭ビジョン放送



	街頭ビジョン名	表示回数		放送日
1	「DHC Channel」	15 秒スポット	2回/時間(合計420回)	1月16日(月)~
				22日(日)

石綿健康被害救済制度ホームページアクセス数(令和4年度)



(単位:件)

	4 月	5 月	6 月	7月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月	計
R4	76,435	81,579	84,477	69,344	61,202	58,942	70,921	71,660	61,699	70,310	57,067	54,864	818,500
R3	76,319	125,613	112,956	74,337	66,725	66,629	96,319	213,431	69,912	79,523	80,712	102,457	1,164,933
R2	61,657	66,791	88,996	79,031	68,836	65,479	79,109	66,691	396,603	112,669	82,405	77,645	1,245,912
R1	67,976	73,886	79,679	92,556	77,685	66,229	69,325	66,723	69,886	81,724	98,696	99,950	944,315
H30	55,396	54,978	70,236	59,290	57,500	59,601	65,775	62,734	59,040	86,489	69,879	65,202	766,120

窓口相談・無料電話相談件数 (令和4年度)

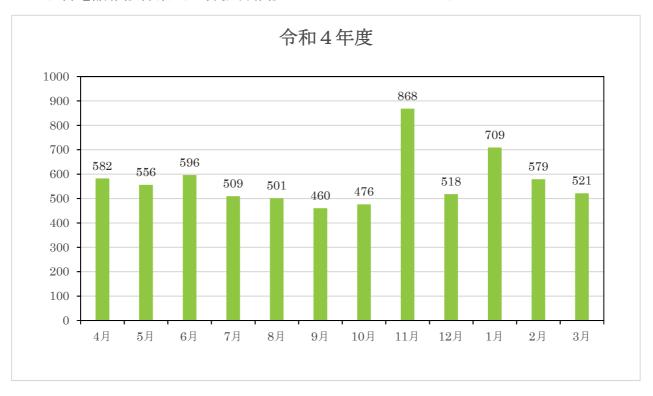
1. 窓口相談 49件

相談内容内訳(複数回答あり)

(単位:件)

制度について	手続について	健康不安	建物関係	その他	計
3	43	2	1	2	51

2. 無料電話相談件数 (石綿救済相談ダイヤル 0120-389-931)



<9ヵ年比較>

	4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3 月	計
R4	582	556	596	509	501	460	476	868	518	709	579	521	6, 875
R3	451	569	728	493	504	468	916	787	639	1, 224	705	1, 268	8, 752
R2	355	280	426	454	385	389	407	367	431	339	372	512	4, 717
R1	425	450	408	476	424	432	457	435	446	525	579	572	5, 629
H30	501	514	507	462	419	387	456	429	377	1, 038	575	518	6, 183
H29	423	398	563	431	413	456	461	397	427	920	692	633	6, 214
H28	383	374	395	392	396	373	334	391	405	909	682	614	5, 648
H27	314	292	396	388	344	327	358	365	354	1, 530	739	477	5, 884
H26	359	329	329	356	271	323	409	331	634	508	502	481	4, 832

特別遺族弔慰金等の周知実績(令和4年度)

番号	実施日	件名	件数
1	2022年6月10日	学会抄録集広告 (第63回日本臨床細胞学会総会春期大会)	1
2	2022年6月27日	機構ソーシャルメディアによる周知 (ERCA Facebook)	1
3	2022年6月29日	機構ソーシャルメディアによる周知 (地球環境基金 Instagram)	1
4	2022年7月4日	機構ソーシャルメディアによる周知(予防事業 Twitter)	1
5	2022年8月8日	機構ソーシャルメディアによる周知 (ERCA Facebook)	1
6	2022年8月27日~	労働者健康安全機構主催令和 4 年度石綿関連疾患診断技術研修による 周知(計34回)	34
7	2022年9月1日	ポスターの配布による周知①(保健所等)	1
8	2022年9月1日	ポスターの配布による周知②(医療機関)	1
9	2022年10月7日	学会セミナ一① (第 76 回国立病院総合医学会)	1
10	2022年10月27日	保健所説明会(WEB)	1
11	2022年11月2日	神奈川県建設労働組合連合会への周知協力依頼 (50 事務所にポスター・チラシの設置)	1
12	2022 年 11 月 5 日	学会抄録集広告(第 70 回日本職業・災害医学会)	1
13	2022年11月6日	 学会セミナー②(第 61 回日本臨床細胞学会秋季大会)	1
14	2022年11月17日	│ │ 環境関連イベントによる周知①(川崎国際環境技術展)	1
15	2022年11月17日	│ │地方公共団体研修会(埼玉県)	1
16	2022年11月17日	学会セミナ一③(第 68 回日本病理学会秋期特別総会)	1
17	2022年12月1日	学会セミナー④(第 63 回日本肺癌学会学術集会)	1
18	2022年12月7日~9日	環境関連イベントによる周知②(エコプロ 2022)	1
19	2023年1月16日~29日	TVCM	592
20	2023年1月16日~22日	BSCM	7
21	2023年1月16日~29日	渋谷ビジョン	1
22	2023年1月20日	地方公共団体研修会(千葉県)	1
23	2023年2月2日	地方公共団体研修会(群馬県)	1
24	2023年2月4日	BS (トレンドクリップ)	1
25	2023年2月13日~28日	インターネット広告(Yahoo!ブランドパネル広告)	1
26	2023年2月17日	学会セミナ―⑤ (第 30 回日本 CT 検診学会学術集会)	1
27	2023年2月19日	新聞広告①(朝日新聞朝刊)	1
28	2023年2月19日	新聞広告②(産経新聞朝刊)	1
29	2023年2月19日	ラジオ CM	1
30	2023年3月20日	医療専門誌による周知①(ナーシング)	1
31	2023年3月25日	医療専門誌による周知②(画像診断)	1
32	2023年3月29日	新聞広告③(日刊スポーツ新聞大阪名古屋本社版朝刊)	1
計			662

学会等におけるセミナー実績(令和4年度)

	学会セミナー名	開催日	場所	参加者
1	第 76 回国立病院総合医学会	10月7日(金)	熊本城ホール	95 名
2	第 61 回日本臨床細胞 学会秋期大会	11月6日(日)	仙台サンプラザホテ ルホール	79 名
3	第 68 回日本病理学会 秋期特別総会	11月17日(木)	アイーナ・いわて県 民情報交流センター	36 名
4	第 63 回日本肺癌学会学術集会	12月1日(木)	福岡国際会議場	38名
5	第30回日本CT検診学 会学術集会	2月17日(金)	熊本城ホール	71 名
	計5回			計 319 名

環境研究総合推進費 令和5年度新規課題公募要領(抜粋版)

1. 推進費の目的と研究の性格

○環境政策に貢献することを目的としています。

推進費は、調査研究による科学的知見の集積や環境分野の技術開発等を通じ、気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための数々の環境問題を解決に導くための政策(以下「環境政策」という。)への貢献・反映を図ることを目的としています。このため、<u>想定される研究成果により環境政策</u>への貢献が期待できることが、採択の条件となります。

○競争的研究費です。

推進費では、研究者より応募された研究課題候補を、外部有識者等による審査に付し、環境行政上の意義、科学的・技術的意義、研究体制・研究計画の妥当性、研究目標の達成可能性、環境政策等への貢献度、成果の波及効果の観点から評価し、競争的に選定・採択します。

2. 推進費の実施体制

ERCAは、推進費の配分機関として、新規課題の公募及び審査、研究費の配分・契約、中間・事後 評価等の業務を行っています。推進費の基本方針の検討・策定、行政要請研究テーマ(行政ニーズ) の策定・提示、環境政策への活用及び推進費制度全体の管理・評価については、環境省で実施しています。

3 研究開発の対象

(1) 公募区分

令和5年度新規課題の公募区分は、表1のとおりです。詳細は、Ⅱ.及びⅢ.をご参照ください。

公募区分	年間の研究開発費 の支援規模 ^(※1)	研究期間	委託費 ・ 補助金の別
環境問題対応型研究	4,000万円以内	3年以内	委託費
環境問題対応型研究(ミディアムファンディング枠)	2,000万円以内	3年以内	委託費
環境問題対応型研究(技術実証型)(※2)	4,000万円以内	3年以内	委託費
次世代事業 ^(*3) (補助率1/2) ア. 「技術開発実証・実用化事業」 イ. 「次世代循環型社会形成推進技 術基盤整備事業」	ア. 1億円以内 イ. 2億円以	3年以内	補助金
革新型研究開発(若手枠) (※4)	600万円以内	3年以内	委託費

表 1 令和 5 年度新規課題公募区分

戦略的研究開発

戦略的研究開発(I)	3億円以内	5年以内	委託費
戦略的研究開発(Ⅱ)	1億円以内	3年以内	安託貝

- ※1 間接経費(30%)、消費税を含む1年間の上限額。
- ※2 環境問題対応型研究(技術実証型)は、技術開発成果の社会実装を進めるため、当該技術の 実用可能性の検証を行う課題となります。
- ※3 「技術開発実証・実用化事業」は、環境問題対応型研究等で得られた技術開発等であって、 全ての研究対象領域において、実証・実用化を図ることを目指した事業、「次世代循環型社 会形成推進技術基盤整備事業」は、資源循環領域において、廃棄物の安全かつ適正な処理、 循環型社会の形成推進に関するもので、実現可能性、汎用性及び経済効率性が見込まれる技 術を開発する事業となります。
- ※4 革新型研究開発(若手枠)には、年間支援規模600万円以内の申請枠に加え、年間支援規模 300万円以内の申請枠を設置します。詳細は本要領p.30「II.1.(2)公募区分」をご参照く ださい。

(2) 公募研究領域と重点課題

令和5年度新規課題の公募は、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」(令和元年5月環境大臣決定)(以下「推進戦略」という。)の構成に沿った5つの研究領域で行います。各研究領域において、中長期的な社会像の実現に向けた研究・技術開発を推進するために、今後5年間で重点的に取り組むべき課題として示された「重点課題」は、表2のとおりです。

応募に当たっては重点課題と対応する研究領域を選択してください(「戦略的研究開発」を除く)。重点課題は2つまで選択することが可能です。最も重視する重点課題の領域を「主」として選択し、研究領域は「主」とした重点課題に対応するものを選択してください。審査は研究領域毎に設置された研究部会にて行います。

表 2 公募研究領域と重点課題

	我 2
研究領域	各領域に対応する「推進戦略」の重点課題
統合領域	【重点課題①】持続可能な社会の実現に向けたビジョン・理念の提示
	【重点課題②】ビジョン・理念の実現に向けた研究・技術開発
	【重点課題③】持続可能な社会の実現に向けた価値観・ライフスタイルの変革
	【重点課題④】環境問題の解決に資する新たな技術シーズの発掘・活用
	【重点課題⑤】災害・事故に伴う環境問題への対応に貢献する研究・技術開発
	【重点課題⑥】グローバルな課題の解決に貢献する研究・技術開発(「海洋プラス
	チックごみ問題への対応」)
気候変動領域	【重点課題⑦】気候変動の緩和策に係る研究・技術開発
	【重点課題⑧】気候変動への適応に係る研究・技術開発
	【重点課題⑨】地球温暖化現象の解明・予測・対策評価
	※本領域における研究・技術開発は、特定の産業の発達、改善、調整を目的として
	いるものではありません。
資源循環領域	【重点課題⑪】地域循環共生圏形成に資する廃棄物処理システムの構築に関する
	研究・技術開発
	【重点課題⑪】ライフサイクル全体での徹底的な資源循環に関する研究・技術開発

研究領域	各領域に対応する「推進戦略」の重点課題
	【重点課題⑫】社会構造の変化に対応した持続可能な廃棄物の適正処理の確保に
	関する研究・技術開発
自然共生領域	【重点課題⑬】生物多様性の保全に資する科学的知見の充実や対策手法の技術開
	発に向けた研究
	【重点課題⑭】生態系サービスの持続的な利用やシステム解明に関する研究・技術
	開発
安全確保領域	【重点課題⑮】化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進に係る研究
	【重点課題⑯】大気・水・土壌等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び
	評価・解明に関する研究

※推進費における研究・技術開発の公募にあたっては、エネルギー起源 $CO_2^{(**1)}$ の排出抑制を主たる目的 とした研究提案は公募対象外とします (エネルギー起源 CO_2 の排出抑制を主たる目的とした研究提案はエネルギー対策特別会計事業 (**2) の対象となります)。 非エネルギー起源 CO_2 の排出抑制を目的とした研究提案は公募対象です。

- (※1) エネルギー起源CO₂とは、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素を指します。
- (※2)環境省ホームページ「エネ特 (エネルギー対策特別会計)とは」 https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/about/
- 〇「環境研究・環境技術開発の推進戦略」(令和元年5月環境大臣決定) については、以下をご 参照ください。

https://www.env.go.jp/policy/tech/kaihatsu.html

(3) 行政要請研究テーマ(行政ニーズ)

行政要請研究テーマは、前項で示した公募研究領域の16の重点課題ごとに、環境省各部局が速 やかに環境政策に反映するため、今後2、3年間に必要となる環境研究・技術開発のテーマを設 定したものです。本公募においては、<u>行政要請研究テーマに適合する研究技術開発の提案を重視</u> しますが、行政要請研究テーマへの適合は申請にあたっての必須条件ではありません。

<u>今回、環境省が設定した行政要請研究テーマは「別添資料 1 令和 5 年度新規課題に対する行</u> 政要請研究テーマ(行政ニーズ)について」をご参照ください。

4. 令和5年度新規課題公募に関する特記事項

(1) 一定の採択枠を設ける研究課題

令和5年度の新規課題公募では、以下の課題について一定の採択枠を設けます。

(1)環境問題対応型研究(ミディアムファンディング枠)

自然科学分野から人文社会科学分野まで多様な分野からの研究提案、若手研究者からの研究 提案など、より多くの研究提案に機会を提供することを目的として設置する申請枠で、環境問 題対応型研究の研究開発費の年間支援規模が全研究期間2,000万円以内/年の規模で実施する 課題。 ※環境問題対応型研究のうち、研究開発費の<u>年間支援規模が全研究期間2,000万円以内/年</u>の申請課題は、全てミディアムファンディング枠として審査を行います。

なお、環境問題対応型研究(技術実証型)にミディアムファンディング枠はありません。

②革新型研究開発(若手枠)

研究代表者及び研究分担者の全てが「令和5年4月1日時点で40歳未満であること」、または「令和5年4月1日時点で博士の学位取得後8年未満であること」を要件とする、若手研究者向けの募集枠である革新型研究開発(若手枠)として実施する課題。

令和5年度新規課題公募より、人文・社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の育成支援及び活躍促進を一層図るため、従来の<u>年間支援規模600万円以内の申請枠に加え、年間支援規模300万円以内の申請枠を設置</u>します。詳細は本要領p. 30「II. 1. (2)公募区分」をご参照ください。

- ※革新型研究開発(若手枠)のうち、研究開発費の<u>年間支援規模が全研究期間300万円以内/年</u> の申請課題は、全て300万円以内の申請枠として審査を行います。
 - 例:初年度 300万円/2年度目 200万円/3年度目 300万円 ⇒全ての研究年度で研究費 が300万円以内のため、300万円以内の申請枠として審査を行います。

初年度 600万円/2年度目 200万円/3年度目 300万円 ⇒いずれかの1年でも300万円を超える年度があるため600万円以内の申請枠として審査を行います。

(2) 特に提案を求める研究開発テーマ

令和5年度の新規課題公募では、以下の課題を重点的に募集します。

①カーボンニュートラルの達成に貢献する課題

2050年までの脱炭素社会の実現に貢献するため、「カーボンニュートラルに特に資する行政要請研究テーマ(行政ニーズ)」に該当する研究・技術開発課題。

- ※「カーボンニュートラルに特に資する行政要請研究テーマ(行政ニーズ)」の内容は、公募 要領別添資料1をご参照ください。
- ②多様な分野による総合的な知見により環境政策へ貢献する課題

全ての公募区分において、環境政策への貢献(成果の社会実装)をより一層推進するため、 自然科学分野から人文・社会科学分野までを含めた幅広い研究提案、多様な分野の知見を総 合的に活用した研究提案も奨励します。

(3) 海外研究機関との研究連携について

国際共同研究による研究成果の最大化を目的として、研究課題を実施するにあたり、海外の研究機関に所属する研究者が自国等で独自に研究費を調達した研究と国際共同研究を実施し、その連携により研究成果に優れた効果をもたらすと思われる研究課題については加点を考慮します。

該当する場合は当該研究機関の名称と連携内容(単なる意見交換、情報交換は除く)及び当該

連携が本研究成果にもたらす効果を申請書に具体的に記入してください。

(4) 「研究目標」の設定について

計画的かつ効率的に研究を進めるため、研究終了時における到達点をあらかじめ明確にしてください。また、研究成果の最大化を図るため、意欲的、具体的かつ明確な目標を申請時に設定してください。

研究目標は中間・事後評価の際に、研究目標の困難度を踏まえて、進捗・達成状況等を評価する基準となります。なお、研究目標は契約締結後に、研究者の都合で変更できません。

○環境研究総合推進費令和 4 年度 中間·事後評価要領

https://www.erca.go.jp/suishinhi/keiyaku/document/keiyaku_6_1.pdf

5. 過去の採択課題・実施中の研究課題について

過去の採択課題・実施中の研究課題については、以下のERCAホームページで公開している研究課題データベースをご参照ください。応募を予定している研究がどの研究領域に該当するのか判断が難しい場合や、推進費において既に実施されている研究課題との重複又は類似について確認する場合等に参考にしてください。

〇環境研究総合推進費 研究課題データベース

https://www.erca.go.jp/suishinhi/seika/db/search.php?research_status=ing

〇 (参考) ERCA移管前に終了した課題一覧 (環境省ホームページ)

http://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/kadai/syuryo_report/h29/h29_suishin_report.html

6. 応募手続き

(1) 応募方法

府省共通研究開発管理システム(以下「e-Rad」という。)での応募とします。

推進費[委託費]と推進費[補助金]で必要な書類が異なりますので、それぞれⅡ.(本要領p.29) 又はⅢ.(本要領p.44)をご参照ください。

(2) 応募期間の主なスケジュール

公募開始	令和4年9月16日(金)13時
公募締切	令和 4 年10月21日 (金) 13時
2 35 dub 20	(e-Radでの応募書類の受付期限)

例年、締切間近に申請が集中し、e-Radの受付処理が滞る事態が生じています。e-Radへの情報入力には最低でも60分前後かかりますので、募集締切前数日以上の余裕をもって申請してください。

また、e-Radでの応募に当たっては、公募区分毎にシステムへの入り口が異なりますので、くれぐれもご注意ください。間違えた入り口から入り、別の公募区分に応募した場合は、ERCAにご相談ください。ただし、締切後は、公募区分の変更はできず不受理となりますので、ご注意ください。

※e-Radシステムへの登録について

推進費の応募に当たっては、e-Radシステムへの事前登録(研究機関・研究者情報、研究インテグリティに係る情報)が必要です。事前登録の詳細は本要領p.8「I.7.(3)e-Rad使用に当たる事前登録」をご参照ください。e-Radに研究機関の登録がされていない場合は、登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

- ※締切日時は、記入ミス等の訂正による再提出も含めた締切日時です。訂正版の提出でも締切時刻を過ぎると一切受理できませんのでご注意ください。
- ※受付期間以降に到着した書類のうち、遅延がERCAにおける事情に起因しない場合は、いかなる 理由があっても応募課題として受付けません。

環境研究総合推進費 令和5年度新規採択研究課題 環境問題対応型研究·革新型研究開発(若手枠)

課題番号	研究課題名	研究代表者	研究代表機関				
統合領域(統	合部会)						
②ビジョン・理 ③持続可能な ④環境問題の ⑤災害・事故	【重点課題】 ①持続可能な社会の実現に向けたビジョン・理念の提示 ②ビジョン・理念の実現に向けた研究・技術開発 ③持続可能な社会の実現に向けた価値観・ライフスタイルの変革 ④環境問題の解決に資する新たな技術シーズの発掘・活用 ⑤災害・事故に伴う環境問題への対応に貢献する研究・技術開発 ⑥グローバルな課題の解決に貢献する研究・技術開発(「海洋ブラスチックごみ問題への対応」)						
環境問題対応	型研究(一般課題、技術実証型)						
1-2301	マイクロプラスチックの水及び底質経由の曝露による海洋生物への影響評価	大嶋 雄治	九州大学				
1-2302	わが国の脱炭素社会実現に向けた都道府県の脱炭素計画に係る課題の統合的分析	金森 有子	国立研究開発法人国立環境研究所				
1-2303	自然外力の増加に適応する水環境保全に向けた有明海・八代海等の気候変動影響評価	矢野 真一郎	九州大学				
1-2304	Alとリモートセンシングがつなぐ街から海岸までの包括的プラスチックごみ観測網の構築	加古 真一郎	鹿児島大学				
1-2305	ICTを用いた地域の CO_2 の見える化システムと、それを用いた脱炭素事業拠点事業・脱炭素政策の評価プロセスの開発	藤田 壮	東京大学				
1-2306	連続監視と網羅分析による水質事故の検知・対策手法の開発と流域モニタリングの最適化	小坂 浩司	国立保健医療科学院				
1-2307	極端高温等が暑熱健康に及ぼす影響と適応策に関する研究	岡 和孝	国立研究開発法人国立環境研究所				
環境問題対応	型研究(ミディアムファンディング枠)						
1MF-2301	法学および工学的アプローチの連携による災害・事故時における化学物質と環境リスク管理制度並びに情報基盤に関する研究	鈴木 規之	国立研究開発法人国立環境研究所				
1MF-2302	農用地における被覆肥料由来マイクロプラスチックの排出実態の全容解明	勝見 尚也	石川県立大学				
1MF-2303	平時から災害事故時を対象とした化学物質リスクガバナンスに向けた基盤的手法の提案	東海 明宏	大阪大学				
1MF-2304	災害・事故に伴う迅速な化学物質曝露・リスク判断のための現地対応型評価デバイスの開発	三宅 祐一	横浜国立大学				
1MF-2305	地域脱炭素に向けたリベラルアーツ環境教育の展開と検証手法の構築	木原 久美子	熊本高等専門学校				
革新型研究開	発(若手枠) ※RF:年間支援規模600万円以内、RL:年間支援規模300万円以内						
1RF-2301	高速で駆動するグリーン水素とアジピン酸の同時合成プロセスの開発	小畑 圭亮	東京大学				
1RF-2302	環境調和型重水素化プロセスの開拓	矢崎 亮	九州大学				
1RF-2303	マイクロプラスチックと吸着物質の相互作用による海洋汚染促進効果の解明	野呂 和嗣	静岡県立大学				
1RF-2304	未利用熱を利用した大気中CO ₂ の直接・高効率化学転換システム	岸本 史直	東京大学				
1RL-2301	バイオ触媒による革新的CO₂資源化	草野 修平	国立研究開発法人理化学研究所				
気候変動領域	((気候変動部会)						
⑧気候変動へ	緩和策に係る研究・技術開発 の適応に係る研究・技術開発 現象の解明・予測・対策評価						
環境問題対応	型研究(一般課題、技術実証型)						
2-2301	北極気候に関わるエアロゾルの長期的変化の把握と放射・気候影響評価	松井 仁志	名古屋大学				
2-2302	気候変動適応と緩和に貢献するNbS-流域スケールでの研究-	西廣 淳	国立研究開発法人国立環境研究所				
2-2303	全国主要都市に対する暑熱・強風・雪の気候変動脆弱性アトラスの作成	稲津 將	北海道大学				
環境問題対応	型研究(ミディアムファンディング枠)						
2MF-2301	長良川流域における森・里・川の気候変動適応が中山間地域の生業の持続性とウェルビーイン グに与える影響の研究	原田 守啓	岐阜大学				
2MF-2302	底生動物の水質・底質の健全化に資する機能評価と彼らの減少がもたらす損害の推定	永田 貴丸	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター				
革新型研究開	発(若手枠) ※RF:年間支援規模600万円以内、RL:年間支援規模300万円以内						
2RF-2301	常温常圧中性におけるCO₂からギ酸へのパイオ資源化	宋和 慶盛	京都大学				
2RL-2301	閉鎖性水域の貧酸素化の予防改善方法の提案	公江 仁一	神戸大学				
		I	l .				

課題番号	研究課題名	研究代表者	研究代表機関		
資源循環領域	成(資源循環部会)				
①ライフサイク	共生圏形成に資する廃棄物処理システムの構築に関する研究・技術開発 ウル全体での徹底的な資源循環に関する研究・技術開発 り変化に対応した持続可能な廃棄物の適正処理の確保に関する研究・技術開発				
環境問題対応	た型研究(一般課題、技術実証型)				
3-2301	プラスチック循環の推進と調和する化学物質管理に向けた樹脂添加剤の循環実態の解明	梶原 夏子	国立研究開発法人国立環境研究所		
3-2302	無機酸と有機溶媒を代替可能な環境調和型レアメタルリサイクル溶媒の開発	後藤 雅宏	九州大学		
3-2303	最終処分場浸出水等に含まれるPOPs等の排出機構の解明とリスク低減技術の開発	矢吹 芳教	地方独立行政法人大阪府立環境農林 水産総合研究所		
3-2304	浄化槽システムの脱炭素化に向けた維持管理・転換方策の提案とシナリオ設計	中久保 豊彦	お茶の水女子大学		
3-2305	下水道資源等を利用した良質な飼料作物栽培で目指す地域循環共生圏	渡部 徹	山形大学		
環境問題対応	5型研究(ミディアムファンディング枠)				
3MF-2301	高電圧パルス破砕を利用した複合材料の効率的処理と樹脂の回収	飯塚 淳	東北大学		
3MF-2302	空間電力合成マイクロ波加熱を利用した有機廃棄物の高速炭化システムの開発	椿 俊太郎	九州大学		
革新型研究閉	引発(若手枠) ※RF:年間支援規模600万円以内、RL:年間支援規模300万円以内				
3RF-2301	ナノ空間制御による有害フッ素化合物の回収・分解に係る革新的技術の創出	滝本 大裕	琉球大学		
3RF-2302	ポリエステル繊維の低エネルギーケミカルリサイクル技術の開発	田中 真司	国立研究開発法人産業技術総合研究所		
3RF-2303	有機廃棄物の持続可能な高度分解処理を実現する光自己再生型不均一系フェントン触媒の開発	福 康二郎	関西大学		
3RF-2304	社会的受容性に着目したバイオマス資源循環利用促進のためのライフサイクル思考	兵法 彩	東京大学		
3RL-2301	バイオエタノールで動作するポータブル固体酸化物形燃料電池	山田 哲也	東京工業大学		
		1			
自然共生領域(自然共生部会)					
【重点課題】 ③生物多様性の保全に資する科学的知見の充実や対策手法の技術開発に向けた研究 ④生態系サービスの持続的な利用やシステム解明に関する研究・技術開発					
環境問題対応	5型研究(一般課題、技術実証型) ※G:技術実証型				
4-2301	ゲノム情報と正確な同定にもとづく維管束植物の統合データベース構築と多様性指標・保全優 先度の地図化技術の開発	矢原 徹一	一般社団法人九州オープンユニバーシ ティ		

環境問題対応型研究(一般課題、技術実証型) ※G:技術実証型							
4-2301	ゲノム情報と正確な同定にもとづく維管束植物の統合データベース構築と多様性指標・保全優 先度の地図化技術の開発	矢原 徹一	一般社団法人九州オープンユニバーシ ティ				
4-2302	生物多様性の時間変化をとらえるデータ統合と指標開発	角谷 拓	国立研究開発法人国立環境研究所				
4-2303	生物多様性保全・気候変動対策・地域振興を最適化させる自然公園設計:北海道東部・根釧地方における学際的研究と実践	仲岡 雅裕	北海道大学				
4-2304	TNFDに向けた生物多様性評価指標の開発とサプライチェーン分析ツールの開発	金本 圭一朗	総合地球環境学研究所				
4-2305	歴史が生み出す二次的自然のホットスポット:環境価値と保全効果の「見える化」	田中 健太	筑波大学				
4G-2301	ヒアリなどの侵略的外来生物の被害予測にもとづく効率的かつ確実な防除対策の研究開発	辻 瑞樹	琉球大学				
革新型研究閉	革新型研究開発(若手枠) ※RF:年間支援規模600万円以内、RL:年間支援規模300万円以内						
4RF-2301	生物多様性ビッグデータの持続的創出に資する環境DNA分析手法の高度化	中臺 亮介	国立研究開発法人国立環境研究所				
4RF-2302	有用天敵昆虫の保護に向けた、植物用殺菌剤散布による寄生バチ類の"見えざる死"の実態解明	藏滿 司夢	筑波大学				

課題番号	研究課題名	研究代表者	研究代表機関					
安全確保領域	忧(安全確保部会)							
【重点課題】 ⑤化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進に係る研究 ⑥大気・水・土壌等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明に関する研究								
環境問題対応型研究(一般課題、技術実証型) ※G:技術実証型								
5-2301	廃棄窒素削減に向けた統合的窒素管理に関する研究	仁科 一哉	国立研究開発法人国立環境研究所					
5-2302	データ非依存型取得法による環境汚染物質の定量デジタルアーカイブ手法の開発	中島 大介	国立研究開発法人国立環境研究所					
5-2303	実環境試料に基づく甲状腺ホルモン作用かく乱化学物質の同定・分級と複合的健康影響の評価 法開発	久保 拓也	京都大学					
5-2304	魚類急性毒性試験の動物福祉に配慮した試験への転換に向けた研究	山岸 隆博	国立研究開発法人国立環境研究所					
5G-2301	大気に浮遊するアスベストの自動計測装置の技術実証	黒田 章夫	広島大学					
環境問題対応	- - - 型研究(ミディアムファンディング枠)							
5MF-2301	2050カーボンニュートラル環境での国内地表オゾンの予測と低オゾン・脱炭素コベネフィット戦略の提示	永島 達也	国立研究開発法人国立環境研究所					
5MF-2302	自発性摂餌開始前メダカ仔魚を用いた甲状腺ホルモン系内分泌撹乱作用の新規in vivoスクリーニングと有害性評価法の検討:生態リスク評価のための両生類試験との相関性	小林 亨	静岡県立大学					
革新型研究開								
5RF-2301	環境水中の薬剤耐性菌の網羅的ゲノム解析	五味 良太	京都大学					
5RF-2302	ドローン計測とシームレス領域モデルに基づく越境する光化学オキシダントの立体構造の解明	板橋 秀一	一般財団法人電力中央研究所					
5RF-2303	メダカを用いた甲状腺ホルモンかく乱物質の検出試験法の開発	堀江 好文	神戸大学					
5RL-2301	日本人成人および小児の曝露係数データベースの構築に関する研究	高木 麻衣	国立研究開発法人国立環境研究所					
5RL-2302	LEDの光制御による睡眠および寿命に及ぼす影響に関する実験的研究	岡村 和幸	国立研究開発法人国立環境研究所					

予算と決算の対比

(単位:百万円)

区分	予算額	決算額	主な差額理由
収入			
運営費交付金	6, 871	6, 871	
国庫補助金	245	233	
その他の政府交付金	11, 062	11,042	
都道府県補助金		232	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への一部拠出留保 分に係る拠出が再開されたため
業務収入	27, 185	27, 828	
受託収入	60	62	
運用収入	904	879	
その他収入	150	521	過年度の研究費返還金受入分の増等があったため
計	46, 479	47,670	
支出			
業務経費	54, 326	47, 321	
公害健康被害補償予防業務経費	38, 027	32, 584	公害健康被害者の認定患者数の減少に伴う地方公共団 体への納付金の減等
うち人件費	331	243	業務の効率化による経費の縮減
石綿健康被害救済業務経費	5, 503	5, 266	石綿健康被害救済給付費が見込みを下回ったこと等に よる減
うち人件費	307	250	業務の効率化による経費の縮減
環境保全研究·技術開発業務経費	5, 341	5, 261	77.77
うち人件費	107	107	
基金業務経費	5, 156	4, 078	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理において中間貯蔵・環境 安全事業株式会社に対する助成金が見込みを下回った ことによる減
うち人件費	142	124	業務の効率化による経費の縮減
承継業務経費	298	131	仮差押保証金等の未執行や訴訟関係経費等が見込みを 下回ったことによる減
うち人件費	80	71	業務の効率化による経費の縮減
受託経費	60	62	
一般管理費	1, 160	1,050	
うち人件費	530	451	業務の効率化による経費の縮減
計	55, 546	48, 433	

経費削減及び効率化目標との関係

(単位:百万円、%)

	平成 30 年度		当中期目標期間								
区分	金額	令和え	元年度	令和2	2年度	令和 3	3年度	令和4	4年度	令和 :	5年度
	(中期計画)	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
一般管理費	90	74	△ 17.1	68	△ 23.8	79	△ 11.7	67	△ 25.3		
業務経費	1,550	1,360	△ 12.2	1,179	△ 23.9	1,256	△ 19.0	1,259	△ 18.8		

⁽注) 削減目標は予算ベースで設定しているため、損益計算書上の科目整理とは異なる。

(1) 一般管理費の効率化

区分	平成 30 年度 (中期計画) 予算 A
共通	89,696

(単位:千円、%						
EV	令和 4 年度 (年度計画)					
区分	В	中期計画比 (B/A)				
計画予算	83,827	△ 6.5				
	(80.0)					
実績	67,037	△ 25.3				

- (注1) B欄の上段() 書きは計画予算に対する執行率である。
- (注2) 上記は効率化対象経費のみである。

(2)業務経費の効率化

(単位:千円、%)

区分	平成 30 年度 (中期計画) 予算 A		区分	令和 4	4年度 計画) 中期計画比 (B/A)
			計画予算	290,987	△ 4.0
公健勘定	303,163			(83.6)	
			実績	243,340	△ 19.7
		計画予算		141,111	△ 35.3
石綿勘定	218,144			(105.8)	
			実績	149,244 **	△ 31.6
	240,521		計画予算	227,587	△ 5.4
研究勘定		240,521		(79.7)	
			実績	181,480	△ 24.5
			計画予算	751,053	△ 4.7
基金勘定	787,923			(91.1)	
			実績	684,436	△ 13.1
			計画予算	1,410,738	△ 9.0
合計	1,549,751			(89.2)	
	1,010,101		実績	1,258,501	△ 18.8

[※] 流用を行ったため、実績額が計画予算額を上回っている(中期計画の削減目標の範囲内にて流用)。

⁽注1) B欄の上段() 書きは計画予算に対する執行率である。

⁽注2) 上記は効率化対象経費のみである。

計画額及び実績額(令和4年度)

(1) -		
1	総計	別表-1
2	公害健康被害補償予防業務勘定	別表-2
3	石綿健康被害救済業務勘定	別表一3
4	環境保全研究・技術開発勘定	別表-4
⑤	基金勘定	別表-5
6	承継勘定	別表-6
(2) 4	汉支計画	
7	総計	別表-7
8	公害健康被害補償予防業務勘定	別表-8
9	石綿健康被害救済業務勘定	別表-9
110	環境保全研究・技術開発勘定	別表-10
11)	基金勘定	別表-11
12	承継勘定	別表-12
(3) }	資金計画	
13	総計	別表-13
(14)	公害健康被害補償予防業務勘定	別表-14
15	石綿健康被害救済業務勘定	別表-15
16	環境保全研究・技術開発勘定	別表-16
17)	基金勘定	別表-17
(18)	承継勘定	別表-18

別表-1

令和4年度計画予算(総計)

(単位:百万円)

	(単位:百万円)			
区分	計画額	実績額	差額	
収入				
運営費交付金	6,871	6,871	-	
国庫補助金	245	233	△ 11	
その他の政府交付金	11,062	11,042	△ 20	
都道府県補助金	-	232	232	
業務収入	27,185	27,828	643	
受託収入	60	62	1	
運用収入	904	879	△ 25	
その他収入	150	521	371	
찱	46,479	47,670	1,191	
支出				
業務経費	54,326	47,321	△ 7,005	
公害健康被害補償予防業務経費	38,027	32,584	△ 5,443	
うち人件費	331	243	△ 88	
石綿健康被害救済業務経費	5,503	5,266	△ 237	
うち人件費	307	250	△ 58	
環境保全研究·技術開発業務経費	5,341	5,261	△ 80	
うち人件費	107	107	0	
基金業務経費	5,156	4,078	△ 1,078	
うち人件費	142	124	△ 18	
承継業務経費	298	131	△ 167	
うち人件費	80	71	△ 10	
受託経費	60	62	1	
一般管理費	1,160	1,050	△ 110	
うち人件費	530	451	△ 79	
計	55,546	48,433	△ 7,113	

別表−2

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

(公害健康被害補償予防業務勘定) (単位:百万円)								<u>ī:白万円)</u>	
区分		補償事業		予防事業				合計金額	
<u></u> Δη	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
収入									
運営費交付金	346	346	-	-	-	-	346	346	-
国庫補助金	41	30	Δ 11	204	204	-	245	233	Δ 11
その他の政府交付金	6,767	6,767	-	-	-	-	6,767	6,767	-
業務収入	25,755	25,729	△ 26	-	-	-	25,755	25,729	△ 26
受託収入	-	-	-	60	58	△ 3	60	58	△ 3
運用収入	-	-	-	510	512	2	510	512	2
その他収入	0	4	4	-	0	0	0	4	4
計	32,909	32,875	△ 33	774	773	Δ1	33,682	33,649	△ 34
支出 業務経費									
公害健康被害補償予防業務経費	37,329	32,036	△ 5,292	698	548	△ 150	38,027	32,584	△ 5,443
うち人件費	205	148	△ 57	126	95	△ 32	331	243	△ 88
受託経費	-	-	-	60	58	△ 3	60	58	△ 3
一般管理費	190	163	△ 27	125	119	△ 6	316	282	△ 33
うち人件費	89	70	Δ 18	59	54	△ 5	147	124	△ 23
計	37,519	32,199	△ 5,320	884	725	△ 159	38,403	32,925	△ 5,479

別表−3

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

(省州健康似古教冯未勃到足)	I	1	(羊位:口刀门)	
区分	計画額	実績額	差額	
収入 その他の政府交付金 業務収入 受託収入 その他収入 計	4,295 133 - 25 4,454	4,275 133 4 163 4,576	△ 20 △ 0 4 138	
支出 業務経費 石綿健康被害救済業務経費 うち人件費 受託経費 一般管理費 うち人件費	5,503 307 - 382 173 5,885	5,266 250 4 341 143 5,611	△ 237 △ 58 4 △ 42 △ 30 △ 274	

別表−4

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
収入 運営費交付金 その他収入	5,508 -	5,508 152	- 152
計	5,508	5,660	152
支出 業務経費 環境保全研究・技術開発業務経費 うち人件費 一般管理費 うち人件費	5,341 107 170 76	5,261 107 155 66	Δ 80 0 Δ 15 Δ 10
計	5,511	5,416	△ 95

別表−5

(基金勘定) (単位:百万円)

(基立创正)	P)								(平位.	日万円)		
区分	t	也球基金事業	Ė	F	CB基金事業	ŧ	ŕ	維持管理事業	ŧ		合計金額	
△ 万	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
収入												
運営費交付金	944	944	-	34	34	_	39	39	_	1,017	1,017	-
都道府県補助金	_	-	_	_	232	232	_	_	_	-	232	232
運用収入	86	94	8	_	_	_	309	273	△ 36	395	367	△ 27
その他収入	23	29	6	12	13	0	-	0	0	36	42	6
計	1,053	1,067	14	47	278	232	348	312	△ 36	1,447	1,658	211
支出												
業務経費												
基金業務経費	891	808	△ 82	3,937	3,038	△ 899	329	232	△ 96	5,156	4,078	△ 1,078
うち人件費	113	99	△ 14	14	12	△ 2	14	12	Δ2	142	124	△ 18
一般管理費	156	143	△ 12	19	18	△ 2	19	18	△ 2	194	179	△ 15
うち人件費	73	64	△ 9	9	8	Δ1	9	8	Δ1	92	80	△ 12
計	1,046	952	△ 95	3,956	3,056	△ 901	348	250	△ 98	5,351	4,257	△ 1,093

別表−6

(単位:百万円)

(承継勘定)

区分	計画額	実績額	差額	
収入 業務収入 その他収入	1,297 90	1,966 161	669 71	
計	1,387	2,127	740	
支出業務経費				
承継業務経費	298	131	△ 167	
うち人件費	80	71	△ 10	
一般管理費	98	93	△ 5	
うち人件費	42	37	△ 5	
計	396	224	△ 172	

(注)総計および各勘定における各欄積算と合計の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4年度収支計画(総計)

別表−7

E /\	-1 e	rh 4± +=	₩ #∓
区分	計画額	実績額	差額
費用の部	56,858	50,325	△ 6,533
経常費用	56,858	49,650	△ 7,20
公害健康被害補償予防業務経費	38,026	32,551	△ 5,47
石綿健康被害救済業務経費	5,517	5,291	△ 22
環境保全研究·技術開発業務経費	5,345	5,149	△ 19
基金業務経費	5,164	4,158	△ 1,00
承継業務経費	1,464	1,507	4
受託業務費	60	58	Δ
一般管理費	1,082	721	△ 36
減価償却費	197	213	1
財務費用	3	3	
雑損	-	0	
臨時損失	-	674	67
収益の部	56,565	51,374	△ 5,19
経常収益	56,565	51,374	△ 5,19
運営費交付金収益	6,858	6,833	△ 2
国庫補助金収益	245	216	\triangle 2
その他の政府交付金収益	7,692	7,485	△ 20
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,919	4,775	△ 14
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	3,922	3,025	△ 89
業務収入	31,565	27,115	△ 4,45
受託収入	60	58	Δ
運用収入	904	892	Δ1
その他の収益	250	235	Δ1
貸倒引当金戻入	-	20	2
財務収益	59	556	49
雑益	89	164	7
臨時利益	-	0	
吨利益(△純損失)	△ 293	1,049	1,34
前中期目標期間繰越積立金取崩額	297	4	△ 29
総利益(△総損失)	4	1,053	1,04

別表-8

区 分		補償事業			予防事業		合計金額		
<u>ь</u> л	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
費用の部	37.529	32.806	△ 4.723	893	714	△ 180	38.422	33.519	△ 4,90
経常費用	37.529	32.132	△ 5.397	893	714	△ 180	38.422	32.845	△ 5.5
公害健康被害補償予防業務経費	37,323	31,988	△ 5,335	703	563	△ 140	38,026	32,551	△ 5,4
補償業務費	37,323	31,988	△ 5,335	_	_	-	37,323	31,988	△ 5,3
予防業務費	-			703	563	△ 140	703	563	Δ1
受託業務	-	-	_	60	54	△ 6	60	54	Δ
一般管理費	178	110	△ 67	117	83	△ 34	295	193	Δ1
減価償却費	28	33	5	12	13	1	40	46	
財務費用	0	0	△ 0	0	0	0	1	1	Δ
臨時損失	-	674	674	-	-	-	-	674	6
又益の部	37,527	32,903	△ 4,624	775	781	5	38,302	33,683	△ 4,6
経常収益	37,527	32,903	△ 4,624	775	781	5	38,302	33,683	△ 4,6
運営費交付金収益	366	366	△ 1	-	-	-	366	366	Δ
国庫補助金収益	41	20	△ 21	204	196	△ 8	245	216	Δ
その他の政府交付金収益	6,767	6,759	△ 8	_	-	-	6,767	6,759	Δ
業務収入	30,327	25,729	△ 4,597	_	-	-	30,327	25,729	△ 4,5
受託収入	-	-	-	60	54	△ 6	60	54	Δ
資産見返負債戻入	10	13	3	2	2	0	12	14	
賞与引当金見返に係る収益	11	8	△ 3	-	-	-	11	8	Δ
退職給付引当金見返に係る収益	5	4	Δ1	-	-	-	5	4	Δ
運用収入	-	-	-	510	528	19	510	528	
財務収益	0	1	1	-	-	-	0	1	
雑益	-	4	4	-	0	0	-	4	
屯利益(△純損失)	△ 2	97	99	△ 118	67	185	△ 120	164	2
前中期目標期間繰越積立金取崩額	4	4	-	118	0	△ 117	121	4	Δ1
総利益(△総損失)	2	100	99	-	67	67	2	168	1

別表-9

(石綿健康被害救済業務勘定)			(単位:百万円)
区 分	計画額	実績額	差額
費用の部	5,939	5,587	Δ 353
経常費用 	5,939	5,587	△ 353
│	5,517	5,291 4	△ 227 ₄
一般管理費	359	224	△ 135
減価償却費	62	67	5
財務費用	1	1	0
│ 臨時損失 │	-	0	0
収益の部	5,939	5,587	△ 353
経常収益	5,939	5,587	△ 353
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,919	4,775	△ 144
受託収入	-	4	4
その他の政府交付金収益	925	726	△ 199
資産見返負債戻入	34	38	5
賞与引当金見返に係る収益	37	31	△ 6
退職給付引当金見返に係る収益	25	13	△ 12
│ 臨時利益 │	_	0	0
純利益(△純損失)	_	-	-
総利益(△総損失)	-	-	-

別表-10

(環境保全研究・技術開発勘定) (単位:百万円) 区 分 計画額 実績額 差額 費用の部 5,557 5,314 △ 243 経常費用 5,557 △ 243 5,314 環境保全研究•技術開発業務経費 5,345 5,149 △ 195 一般管理費 107 △ 52 159 減価償却費 53 57 財務費用 0 0 0 収益の部 5,558 5,553 △ 5 経常収益 5,558 5,553 △ 5 運営費交付金収益 5,493 5,479 △ 14 資産見返負債戻入 41 45 賞与引当金見返に係る収益 15 15 Δ0 退職給付引当金見返に係る収益 8 14 6 純利益(△純損失) 238 239 総利益(△総損失) 239 238

資料_共通2

別表-11

(基金勘定)

(単位:百万円)

区分	地	球基金事	業	P	PCB基金事業			持管理事	業	合計金額		
<u>ь</u> л	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
費用の部	1,055	945	Δ 110	-,	3,055	△ 903	349	299	△ 51	5,362	4,299	
経常費用	1,055	945	Δ 110	3,957	3,055	△ 903	349	299	△ 51	5,362	4,299	△ 1,063
基金業務経費	897	833	△ 63	3,938	3,041	△ 897	329	284	△ 46	5,164	4,158	△ 1,006
地球環境基金業務費	897	833	△ 63	-	-	-	-	-	-	897	833	△ 63
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	-	-	-	3,938	3,041	△ 897	-	-	-	3,938	3,041	△ 897
維持管理積立金業務費	-	-	-	-	-	-	329	284	△ 46	329	284	△ 46
一般管理費	144	97	△ 47	18	12	△ 6	18	12	△ 6	180	122	△ 58
減価償却費	14	14	0	2	2	0	2	3	1	17	18	1
財務費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
臨時損失	_	0	0	-	-	-	-	-	-	-	0	0
収益の部	1,056	1,055	△ 2	3,958	3,059	△ 899	349	302	△ 47	5,363	4,416	△ 948
経常収益	1,056	1,055	△ 2	3,958	3,059	△ 899	349	302	△ 47	5,363	4,416	△ 948
運営費交付金収益	929	921	Δ8	32	31	Δ1	37	36	Δ1	999	989	Δ 10
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	-	-	-	3,922	3,025	△ 897	-	-	-	3,922	3,025	△ 897
地球環境基金運用収益	86	101	15	-	-	-	_	-	-	86	101	15
維持管理積立金運用収益	_	-	-	-	-	-	309	263	△ 46	309	263	△ 46
寄附金収益	17	15	Δ1	-	-	-	-	-	-	17	15	Δ1
資産見返負債戻入	2	2	0	0	0	0	0	1	1	2	3	1
賞与引当金見返に係る収益	14	12	△ 2	2	1	△ 0	2	1	Δ0	17	15	△ 3
退職給付引当金見返に係る収益	9	4	△ 5	1	0	Δ1	1	0	Δ1	11	5	△ 7
雑益	_	0	0	-	_	-	_	_	-	_	0	0
臨時利益	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	0	0
純利益(△純損失)	1	109	108	0	4	4	0	4	4	1	117	115
総利益(△総損失)	1	109	108	0	4	4	0	4	4	1	117	115

別表-12

٠,	7	如本	ĦΉ	÷	١

(単位:百万円)

(1		(単位:日万円)
区分	計画額	実績額	差額
費用の部	1,577	1,606	29
経常費用 承継業務費	1,577 1,464	1,606 1,507	29 43
一般管理費	90	75	Δ 15
減価償却費 財務費用	24	24 0	0 △ 0
推損 雑損	_	0	0
収益の部	1,402	2,136	734
経常収益	1,402	2,136	734
事業資産譲渡高	1,239	1,386	147
資産見返負債戻入 貸倒引当金戻入	15	15 20	20
財務収益	58	554	496
維益	89	161	71
 純利益(△純損失)	△ 176	529	705
前中期目標期間繰越積立金取崩額	176	-	△ 176
総利益(△総損失)	_	529	529

(注)総計および各勘定における各欄積算の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4年度資金計画(総計)

別表-13

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,331	3,823	7,154
業務活動による支出	△ 57,216	△ 49,716	7,501
業務活動による収入	53,885	53,539	△ 347
運営費交付金収入	6,871	6,871	-
国庫補助金収入	245	233	Δ 11
その他の政府交付金収入	11,062	11,176	113
都道府県補助金収入	-	232	232
業務収入	27,189	27,912	723
受託収入	60	4	△ 57
運用収入	942	912	△ 30
その他の収入	7,516	6,199	△ 1,316
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,050	△ 2,389	△ 9,439
投資活動による支出	△ 176,100	△ 174,089	2,011
投資活動による収入	183,150	171,700	△ 11,450
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 88	△ 87	1
財務活動による支出	△ 95	△ 95	0
財務活動による収入	7	8	1
 資金増加額(△資金減少額) 	3,631	1,347	△ 2,284
資金期首残高	21,844	11,609	△ 10,235
資金期末残高	25,475	12,956	△ 12,519

補償事業

1,641

1,030

2,097

759

(公害健康被害補償予防業務勘定)

区

資金期首残高

資金期末残高

分

別表-14

(単位:百万円)

合計金額

計画額 実績額 差額 計画額 実績額 差額 計画額 実績額 差額 業務活動によるキャッシュ・フロー △ 4,596 772 5,368 △ 105 21 127 △ 4,702 793 5,495 業務活動による支出 △ 37,509 △ 32,102 5,406 △ 879 △ 694 185 △ 38,388 △ 32,797 5,592 業務活動による収入 32,912 32,874 △ 38 715 33,590 774 △ 58 33.686 △ 96 運営費交付金収入 346 346 346 346 国庫補助金収入 41 30 Δ 11 204 204 245 233 Δ 11 その他の政府交付金収入 6,767 6,767 6,767 6,767 業務収入 25,758 25,728 △ 30 25,758 25,728 △ 30 受託収入 60 Δ 60 60 △ 60 運用収入 0 0 510 512 510 512 2 \triangle 0 2 その他の収入 0 0 投資活動によるキャッシュ・フロー 4,000 △ 2,095 △ 6,095 △ 4 4,000 △ 2,099 △ 6,099 △ 4 投資活動による支出 △ 21,000 △ 11,595 9,405 △ 4,100 △ 4,104 △ 4 △ 25,100 △ 15,699 9,401 投資活動による収入 25,000 9,500 △ 15,500 4,100 4,100 29,100 13,600 △ 15,500 財務活動によるキャッシュ・フロー △ 15 △ 15 0 Δ 10 △ 10 Δ0 △ 25 △ 25 0 △ 15 Δ 10 Δ 10 △ 25 △ 25 財務活動による支出 0 0 △ 15 Δ 0 資金増加額(△資金減少額) △ 726 △ 611 △ 1,338 △ 115 7 123 △ 727 △ 1,330 △ 604

予防事業

455

△ 271

1,225

1,110

1,231

1,238

5

128

2,867

2,140

3,328

1,997

461

△ 143

別表-15

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

(石种健康似音权消未伤刨处)			(単位:日刀口)
区分	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,728	△ 1,079	649
実務活動による支出	△ 6,181	△ 5,654	527
業務活動による収入	4,454	4,576	122
その他の政府交付金収入	4,295	4,409	113
業務収入	133	139	6
受託収入	-	4	4
運用収入	25	24	Δ1
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,100	3,943	1,843
投資活動による支出	△ 51,000	△ 50,157	843
投資活動による収入	53,100	54,100	1,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 31	△ 32	Δ 0
財務活動による支出	△ 31	△ 32	Δ 0
資金増加額(△資金減少額)	341	2,833	2,492
資金期首残高	3,128	2,383	△ 745
資金期末残高	3,469	5,216	1,747

別表-16

(環境保全研究・技術開発勘定)			(単位:百万円)
区分	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	10	446	437
業務活動による支出	△ 5,499	△ 5,214	285
業務活動による収入	5,508	5,660	152
運営費交付金収入	5,508	5,508	-
その他の収入	-	152	152
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	△ 23	△ 23
投資活動による支出	-	△ 23	△ 23
財務活動によるキャッシュ・フロー	Δ 13	△ 13	0
財務活動による支出	Δ 13	△ 13	0
資金増加額(△資金減少額)	Δ 3	411	414
資金期首残高	121	373	253
資金期末残高	117	784	667
	l .	l .	

資料_共通2

別表-17

(基金勘定) (単位:百万円)

(基金勘定)											(里1	<u>立:白万円)</u>
区分	地球基金事業			PCB基金事業			維	持管理事	業	合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 4	117	122	△ 3,909	△ 3,158	751	6,007	4,788	△ 1,219	2,094	1,748	△ 346
業務活動による支出	△ 1,050	△ 941	109	△ 3,956	△ 3,436	519	△ 1,751	△ 1,454	297	△ 6,757	△ 5,831	925
業務活動による収入	1,046	1,059	13	47	278	232	7,758	6,242	△ 1,516	8,850	7,579	△ 1,271
運営費交付金収入	944	944	-	34	34	-	39	39	-	1,017	1,017	-
都道府県補助金収入	-	-	-	-	232	232	-	-	-	-	232	232
運用収入	86	94	8	12	13	0	309	269	△ 39	407	376	△ 31
その他の収入	16	21	5	-	0	0	7,410	5,933	△ 1,477	7,426	5,954	△ 1,472
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	△ 4	△ 4	6,000	1,499	△ 4,501	△ 4,000	△ 3,704	296	2,000	△ 2,209	△ 4,209
投資活動による支出	△ 2,950	△ 3,004	△ 54	△ 17,000	△ 21,501	△ 4,501	△ 71,000	△ 73,704	△ 2,704	△ 90,950	△ 98,209	△ 7,259
投資活動による収入	2,950	3,000	50	23,000	23,000		67,000	70,000	3,000	92,950	96,000	3,050
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 6	△ 5	1	△ 2	△ 2	△ 0	△ 2	△ 2	△ 0	△ 9	△ 8	1
財務活動による支出	△ 13	△ 13	△ 0	△ 2	△ 2	△ 0	△ 2	△ 2	△ 0	△ 16	△ 17	△ 0
財務活動による収入	7	8	1	-	-		-	-	-	7	8	1
資金増加額(△資金減少額)	Δ 11	109	119	2,089	△ 1,660	△ 3,749	2,005	1,082	△ 923	4,084	△ 469	△ 4,553
資金期首残高	607	740	133	524	2,206	1,682	13,466	1,201	△ 12,265	14,597	4,147	△ 10,450
資金期末残高	596	848	252	2,613	546	△ 2,067	15,472	2,284	△ 13,188	18,682	3,678	△ 15,003

別表-18

(承継勘定)			(単位:百万円)
区 分	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	995	1,914	919
業務活動による支出	△ 391	△ 220	171
業務活動による収入	1,387	2,134	748
業務収入	1,297	2,044	747
その他の収入	90	90	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,050	△ 2,003	△ 953
投資活動による支出	△ 9,050	△ 10,003	△ 953
投資活動による収入	8,000	8,000	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	Δ 10	△ 9	0
財務活動による支出	Δ 10	△ 9	0
資金増加額(△資金減少額)	△ 64	△ 98	△ 34
資金期首残高	1,131	1,378	247
資金期末残高	1,067	1,280	213

(注)総計および各勘定における各欄積算の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画の実績及び自己評価

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 調達の全体像について

- ・ 独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)における令和4年度の契約状況は、表 1のようになっており、契約件数(少額随意契約の基準金額以下の調達を除く。)は42件、契約金額は522百万円であり、うち競争性のない随意契約は11件、契約金額は57百万円であった。
- ・ 令和3年度と比較して、全体の件数及び金額が減少しているのは、令和3年5月末に機構東京 事務所が川崎本部へ移転したことに伴うインフラ整備に係る調達や、汚染負荷量賦課金徴収・審 査システム(約224百万円、6年)、仮想基盤サーバの更新及び運用保守(約134百万円、4年)、 石綿健康被害救済認定・給付システム(約110百万円、4年)、研究情報管理システム(約81百万円、3年)等の各種業務に係るシステムの複数年度契約が多くあったことが主な要因である。
- ・ 令和3年度と比較して、競争性のない随意契約の件数及び金額が減少しているのは、東京事務所が川崎本部へ移転したことに伴う間仕切り工事(約20百万円)や原状回復工事(約12百万円)が令和3年度限りであったこと等が主な要因である。

表1 令和4年度の調達全体像

(単位:件、百万円)

Z PRODUCE TO COMPANY						
	令和3年度		令和4年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(52.0%)	(46.3%)	(64.3%)	(38.1%)	[3.8%]	[△56.6%]
脱 ず八九寺	26	459	27	199	1	△260
企画競争•公募	(18.0%)	(45.8%)	(9.5%)	(51.0%)	[△55.6%]	[△41.4%]
正四眾爭立為	9	454	4	266	△5	△188
競争性のある	(70.0%)	(92.1%)	(73.8%)	(89.1%)	[∆11.4%]	[△49.1%]
契約(小計)	35	913	31	465	△4	△448
競争性のない	(30.0%)	(7.9%)	(26.2%)	(10.9%)	[△26.7%]	[△26.9%]
随意契約	15	78	11	57	△4	△21
A =1	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	[∆16.0%]	[△47.3%]
合 計	50	991	42	522	∆8	△469

⁽注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(2) 一者応札・応募の状況について

機構における令和4年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、競争性のある契約のうち、一者応札・応募は5件、契約金額は71百万円であった。

なお、令和3年度と比較して、件数及び金額が減少しているのは、参加意思確認型公募による一者応募が、令和3年度は5件、約337百万円であったのに対し、令和4年度は1件、約48百万円であったこと等が主な要因である。

⁽注2) 各年度の上段()書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増△減欄の[]書きは増△減率である。

⁽注3) 少額随意契約の基準金額以下の調達を除く。

表2 令和4年度の一者応札・応募状況

(単位:件、百万円)

		令和3年度	令和4年度	比較増△減
2者以上	件数	26(74.3%)	26(83.9%)	0(-)
211以上	金額	550(60.2%)	394(84.7%)	△156[△28.4%]
1者	件数	9(25.7%)	5(16.1%)	△4(△44.4%)
11	金額	363 (39.8%)	71(15.3%)	△292[△80.4%]
△ =1	件数	35(100.0%)	31(100.0%)	Δ4(Δ11.4%)
合 計	金額	913(100.0%)	465(100.0%)	△448[△49.1%]

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- (注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、企画競争及び公募)を行った計数である。
- (注3) 各年度の()書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増△減欄の[]書きは増△減率である。

2. 重点的に取り組む分野(【】は評価指標)

一者応札・応募に関する改善

調達における競争性及び透明性を維持するため、以下の取組みを実施した。【実施割合:100%】

- ① 公告から入札までの期間について10営業日以上を確保した。
- ② 契約手続審査委員会による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務 範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を 置いた審査を実施した。
- ③ 調達情報に係るメールマガジンの活用等により、発注入札情報の更なる周知を図った。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

令和4年度に締結した随意契約11件については、契約手続審査委員会において、事前に審査を 行い、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達 手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委 員への事前説明を経た上で調達を行った。

【契約手続審査委員会による審査の件数:11件(全件)】

(2) 不祥事の発生の未然防止等のための取組み

機構職員に対し契約事務研修を実施し、適切な事務手順及び不正予防等コンプライアンスの維持に努めた。新たに採用された機構職員に対しても、契約事務に関する研修機会を設けた。また、環境省及び公正取引委員会から講師を招き、国の会計制度・契約制度等や官製談合防止法等に関する研修を実施した。

【実施結果:契約事務に関する研修(令和4年8月)、国の会計制度・契約制度等に関する研修(令和4年8月)、公正取引委員会による官製談合防止法等に関する研修会(令和4年11月)】

4. その他の調達事務における取組み

(1) 入札参加機会拡大のための取組み

令和4年度においては、入札参加機会拡大への対応として①・②の取組みを実施した。

- ① 環境省ホームページの入札等情報に機構の調達情報のリンクを掲載していただくとともに、機構ホームページに入札公告や発注見通しを掲載した都度機構のトップページに新着情報として表示し、入札参加機会の拡大を図った。
- ② 発注入札関係アンケートを機構ホームページに掲載し、調達情報の入手経路や入札参加状況を把握し、入札参加機会の拡大に努めた。

(2) ワーク・ライフ・バランス等推進企業への対応

令和4年度においては、ワーク・ライフ・バランス等推進企業への対応として、調達内容の品質の低下、事業の執行への支障等が生じない範囲で、総合評価落札方式及び企画競争(7件(全件))の評価加点項目として設定した。

(注)ワーク・ライフ・バランス等推進企業

- i) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性の職業生活における活躍の推進に 関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律その他 関係法令に基づく認定を受けた企業
- ii) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画 を策定した企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)

(3) 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応

令和4年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止への対応として、一般競争入札等における入札書の郵送による受付や入札説明書等の資料の交付をメール送信とすることを継続するとともに、入札説明会のほか提案書等に係るヒアリングの開催をオンラインとするなど、これまでの対面による調達事務について見直しを図った。

5. 自己評価の実施

令和4年度調達等合理化計画の実施状況は、上記1~4に記載のとおりであり、契約に係る競争の推進と調達に関するガバナンスの徹底について、所期の目標を達成したことから、自己評価は「B」とした。

6. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務部担当理事を総括責任者とする契約手続審 査委員会により、調達等合理化に取り組んだ。

また、契約手続審査委員会で令和4年度計画の実績及び自己評価を審議し、決定した。

総括責任者 財務部担当理事

副総括責任者 理事(2名)

メンバー総務部長、財務部長

(2) 契約監視委員会による審査

令和5年4月24日に契約監視委員会を開催し、新規の競争性のない随意契約、一者応札・応募案件及び令和4年度計画の実績等について、点検・評価を受けた。

以上

簡潔に要約された財務諸表 (法人全体)

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金 *1	86, 456	運営費交付金債務	87
有価証券	94, 100	引当金	104
割賦譲渡元金	1, 115	その他	3, 241
貸付金	29	固定負債	
その他	1, 123	資産見返負債	243
固定資産		石綿健康被害救済基金預り金	75, 816
有形固定資産	215	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金	23, 421
投資有価証券	132, 746	預り維持管理積立金	126, 299
破産更生債権等	0	引当金	708
その他	847	長期リース債務	66
		法令に基づく引当金等	
		納付財源引当金	13, 139
		負債合計	243, 124
		(純資産の部) *2	
		資本金(政府出資金)	15, 955
		資本剰余金	43,652
		利益剰余金	13, 901
		純資産合計	73, 508
資産合計	316, 632	負債純資産合計	316, 632

(2) 行政コスト計算書

(単位:百万円)

科目	金額
損益計算書上の費用	50, 325
経常費用 *3	49, 650
臨時損失 *4	674
その他行政コスト *5	_
行政コスト合計	50, 325

(3) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用 *3	49, 650
業務費	48, 693
一般管理費	954
財務費用	3
その他	0
経常収益	51, 374
運営費交付金収益等	21, 873
自己収入等	29, 501
臨時損失 *4	674
臨時利益	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	4
当期総利益 *6	1,053

(4) 純資産変動計算書

(単位:百万円)

科目	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	15, 955	43, 644	12, 852	72, 450
当期変動額	_	8	1, 049	1, 058
その他行政コスト *5	_	_	_	_
当期総利益 *6	_	_	1, 053	1, 053
その他	_	8	△ 4	4
当期末残高 *2	15, 955	43, 652	13, 901	73, 508

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	3, 823
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,389
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 87
資金増加額 (△資金減少額)	1, 347
資金期首残高	11, 609
資金期末残高 *7	12, 956

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位:百万円)

科目	金額
資金期末残高 *7	12, 956
定期預金	73, 500
現金及び預金 *1	86, 456

1~7の表中の*印は、それぞれの関連項目を示す。

財務情報 主要な財務データの経年比較

(単位:百万円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資産	321, 467	309, 019	316, 389	314, 505	316, 632
負債	233, 479	239, 421	245, 315	242, 055	243, 124
純資産	87, 988	69, 598	71, 074	72, 450	73, 508
行政コスト	-	55, 693	53, 236	55, 982	50, 325
経常費用	56, 225	54, 600	51, 911	55, 186	49, 650
経常収益	58, 013	55, 640	54, 705	57, 340	51, 374
当期総利益	2, 286	431	1, 479	1, 375	1,053

令和4年1月24日資金管理委員会

令和4年度運用方針

1. 共通の基本方針

- (1) 運用資金の安全性の確保を最重要視し、安全な金融商品により運用を行い、債券は発行体の信用力について、預金は金融機関の経営の健全性について十分留意すること。
- (2) 支払い等に支障をきたさないよう、必要となる資金を確保するとともに、 想定外の資金ニーズに備えた運用を行うこと。
- (3) 上記の安全性及び流動性を確保した上で、各資金の性格を踏まえ、普通預金に必要以上の資金を残さないよう効率的な運用を行うこと。
- (4) 債券を取得する際は、その使途が環境負荷の低減または社会的課題の解決等に資するものとし、各資金の需要に合う ESG 債は積極的に取得すること。

2. 各資金の運用方針

(1) 公害健康被害予防基金

令和4年度に償還される<u>債券41億円</u>について、金利変動リスクに対応できるよう償還時期に<u>特に</u>留意したうえで、20年を上限とした債券による運用を行うこと。

なお、債券の取得にあたっては、<u>今中期計画予算の利息を確保しつつ、</u>金 利状況や債券発行状況により柔軟に対応すること。

(2) 石綿健康被害救済基金

被害者救済のための基金であることを踏まえ、救済給付の支給に支障が生 じないよう留意したうえで、概ね1年以内の預金及び5年以内の債券を組合 せた運用を行うこと。

なお、債券保有額の合計は基金残高の5割までとし、単年度の新規取得額は100億円を上限とすること。

(3) 地球環境基金

令和4年度に償還される債券、預金の償還額及び基金余裕金の<u>計30億円</u>について、金利変動リスクに対応できるよう償還時期に<u>特に</u>留意したうえで、20年を上限とした債券または預金による運用を行うこと。

なお、債券の取得にあたっては、<u>今中期計画予算の利息を確保しつつ</u>、金 利状況や債券発行状況により柔軟に対応すること。

(4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法により廃棄物の処分期間が定められていることから、概ね1年以内の預金運用を行うこととし、資金の支払日に即した満期日の設定に留意すること。

(5) 維持管理積立金

積立者からの取戻し請求への支払に支障が生じないよう、短期及び長期の資金収支を踏まえたうえで、概ね1年以内の預金及び年限10年までの債券を組み合わせた運用を行うこと。

(6) その他

(1)~(5)以外の資金についても、支払い等に支障をきたさないよう支出の 時期に留意しつつ、普通預金に必要以上の資金を残さないよう、概ね1年以 内の預金運用を行うこと。

以上

令和4年度実施研修

種類	目的	主な研修	講座数
①「世の中の	D動向を先読みすること [*]	で環境問題に対するあらゆるニーズを把握し、そのニーズ	に柔軟に
応えられる	る人材」アプローチ		
(ア)基礎研	日ごろの職務遂行の	・法制執務研修・例規システム操作説明会(4月)	7
修	ために必須となる土	・法人文書管理研修(4月)	
	台づくりとその維持	・情報セキュリティ研修(4月・5月・8月・11 月・2	
		月)	
		・健康管理研修(6月)	
		・コンプライアンス・ハラスメント研修(8月・9月)	
		・内部統制研修(11月)	
		・環境の最新情勢についてのトピックス研修(3月)	
(イ)職制別	組織のマネジメント	・新入職員研修 (4月)	11
研修	力の向上のために、管	・採用内定者研修(8月、10月、12月、2月)	
	理職、昇格者、新入職	·人事院行政研修 課長補佐級 (8月)	
	員等の職制別に、自身	・キャリアデザイン研修(8月	
	の役割の実践及び今	・ストレスチェックフィードバック研修(12月)	
	後のキャリアアップ	・人事院行政研修 課長級(2月)	
	に必要な知識・技能・	・課長級研修(3月)	
	心構えを習得する	・3等級研修(3月)	
		・4等級研修(3月)	
		• 5 等級研修(3月)	
		・フォローアップ研修(3月)	
(ウ)スキル	各職員における機構	・資格取得支援(簿記・医療事務・メンタルヘルスマネ	1
アップ研修	のミッション達成に	ジメント検定等) (6 月~)	
	必要な知識・技能の向		
	上(全職員の主体的な		
	学習等の促進)		
(エ)環境専	環境行政に関する幅	・環境省(環境調査研修所)等が主催する研修	5
門性研修	広い知見を身につけ	(環境問題史現地研修(西淀川コース)、産業廃棄物対	
	る	策研修(基礎)代替措置、環境問題史現地研修(富山	
		コース)、環境問題史現地研修(四日市コース)、教職	
		員等環境教育・学習推進リーダー養成研修)	
②「機構の所	所掌業務の適切な運用に	必要な専門知識・技能を有した人材」アプローチ	
(才)業務専	機構の各業務に必要	・各部・室の業務に特有の知識・技能を学ぶ研修	65
門性研修	な専門的知識・技能を	(制度理解の研修、学会・シンポジウムへの参加、文書	
	身につける(各部・室	管理・契約事務等実務に直結する研修等)	
	において計画・実施)		

研修の効果に関しては、受講後アンケートにより、それぞれの研修が職員の行動変容や意識改革を促 していることを確認した。具体例は、次のとおり。

■ 受講後アンケートの回答(一部抜粋)

<コンプライアンス・ハラスメント研修>

- ・コンプライアンス遵守もハラスメント防止も日々の業務において、常に意識しておかなければならないことだと改めて認識しました。他課や他部のことだと思って見過ごしたりしないよう意識を持って業務にあたりたいと思います。
- ・上司同僚とのコミュニケーションのとりかたで「相手がどう感じるか」を意識的に考えていきたいと 思います。

<トピックス研修>

- ・熱中症の法整備を環境省にて行うことになった背景、なぜ今熱中症なのか、とこれまで漠然と抱いていた疑問が解消された。
- ・海外の熱中症 (熱波) の実情については、国内のニュースで深く取り上げられることが無い印象のため、勉強になった。

独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等 のため実行すべき措置について定める計画

> 平成20年1月8日 改正 平成27年4月28日 改正 平成29年10月24日 改正 令和5年3月14日

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和3年10月22日閣議決定。以下「政府実行計画」という。)及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(令和4年5月27日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)に準じ、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

I. 対象となる事務及び事業

本計画は、機構が行うすべての事務及び事業を対象とする。

Ⅱ. 対象期間等

本計画は、2030年度までの期間を対象とする。

Ⅲ. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、機構の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とする。

この目標は、機構の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

IV. 個別対策に関する目標

1. 雷動車の導入

機構は公用車を所有していない。公用車については、導入可能な電動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車)がない場合等を除き、新規導入については2022年度以降全て電動車とする。

2. LED照明の導入

既存設備を含めた機構のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。

3. 再生可能エネルギー電力の調達

1

電力の調達先は機構が入居している民間ビルにおいて決定しているが、賃貸借契約を締結している民間ビルの管理会社と継続的な協議を行い、2030年度までに機構が利用するする電力の60%以上を再生可能エネルギー電力となることを目指す。

4. 用紙の使用量

用紙の使用量を2030年度までに2013年度比で50%以上削減することに向けて努める。

5. 廃棄物の排出量

廃棄物の排出量について、2030年度までに2013年度比で30%以上削減すること及び廃棄物中の可燃ごみの量を2013年度比で増加させないように努める。

V 措置の内容

政府実行計画及び政府実行計画実施要領で定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。

1. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

賃貸借契約をしている民間ビル管理会社と更なる省エネルギー対策について継続的な協議を行う。

(2) 適切な室温管理

- ①空調設備の適切な運用により、執務室内における適切な室温管理(冷房の場合は28度程度、暖房の場合は20度程度)を行う。
- ②役職員においては、「クールビズ」、「ウォームビズ」を励行する。
- ③サーバ室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り 設定温度を上げる等の適切な運用に努める。

(3) 水の有効活用

手洗い時、トイレ使用時、洗い物においては、日常的に節水を励行する。

2. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

(1) 電動車の導入

機構は公用車を所有していない。導入可能な電動車がない場合等を除き、新規導入については2022年度以降全て電動車とする。

(2) LED照明の導入

既存設備を含めた機構全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。

(3) 再生可能エネルギー電力調達の推進

電力の調達先は機構が入居している民間ビルにおいて決定しているが、賃貸借契約を締結している民間ビルの管理会社と継続的な協議を行い、2030年度までに機構が利用するする電力の60%以上を再生可能エネルギー電力となることを目指す。

(4) 省エネルギー機器の導入等

- ① パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものについては廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、省エネルギー型のものを選択する。また、これらの機器等の新規購入に当たっても同様とする。
- ② 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図るとともに、機器の使用時間を縮減するなどによる節電を徹底する。

(5) その他

ア 自動車利用の抑制等

- ① Web会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、役職員及び来構者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ② 通勤時や業務時の移動において、極力、鉄道、バス等公共交通機関を利用する。
- ③ タクシー券の適切な管理を一層徹底し、不要不急のタクシー利用を行わないこととし、タクシーを利用する場合は、低公害車の優先利用を図る。
- ④ 来構者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

イ リデュースの取組やリュース・リサイクル製品の率先調達

- ① 物品の調達に当たっては、再生素材や再生可能資源等を用いた製品を積極的に購入する。
- ② その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。
- ③ 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ④ 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めると ともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。
- ⑤ プラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

ウ 用紙類の使用量の削減

- ① 書類の電子化や電子決裁の徹底により、ペーパーレス化を一層推進する。
- ② 機構の内部で使用する資料に加え、外部等に公表する資料等についても、ペーパーレス化を進めるとともに、やむを得ず用紙を使用する場合は、両面印刷・両面コピーを徹底するとともに、簡素化・規格の統一化を進め、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ③ 不要となった用紙類(ミスコピー、使用済文書、使用済み封筒等)については、再使用や再生利用を徹底する。特に、裏紙使用が可能な場合は、裏紙使用を徹底する。

また、シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。

- ④ コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、部単位など適切な 単位で把握・管理し、使用量の見える化を図ることで、削減を推進する。
- ⑤ FAXは、その他の媒体でのやりとりが困難である場合を除き、原則として使用しないこととする。

エ 再生紙の使用等

- ① 購入し、使用するコピー用紙等の用紙類については、再生紙とすることを徹底する。
- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

オ 合法木材、再生品等の活用

- ① 購入し、使用する文具類、機器類等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。
- ② 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた製品を使用する。
- ③ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

カ グリーン冷媒使用製品の購入・使用の促進

安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、グリーン冷媒(自然冷媒や低GWP冷媒)を使用する製品を積極的に導入する。

キ フロン類の排出の抑制

ハイドロフルオロカーボン (HFC) の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進、フロン類の排出の抑制等を行う。

ク 電気機械器具からの六ふっ化硫黄 (SF6) の回収 · 破壊等

事務所等の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力SF6の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の3R+Renewable

- ① 事務所等から排出されるプラスチックごみについては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、率先して排出の抑制、リサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。また、事務所等で使用するプラスチック使用製品については、再生素材や再生可能資源等への切替えを実施する。
- ② 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。

- ③ ワンウェイ(使い捨て)製品の使用や購入の抑制を図る。
- ④ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑤ 食べ残し、食品残滓などの有機物質について、再生利用や熱回収を行う。
- ⑥ 食ロス削減に関する役職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附 等の取組を積極的に行う。
- ⑦ 会議運営の庶務を外部事業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に則り、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

(2) 森林の整備・保全の推進

植林、保育、間伐等森林の整備や管理・保全の適切な推進を図る。

(3) 機構主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ① 機構が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用するなど、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行う。
- ② 機構が後援等をする民間のイベントについても、①に掲げられた取組が行われるよう促す。

5. ワークライフバランスの確保・役職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

- ① 計画的な定時退出の実施による超過勤務の縮減を図る。特に水曜日(一斉定時退出日)とノー残業デーは原則として定時、遅くとも午後7時までには退出する。
- ② 午後5時以降は、業務上やむを得ない場合を除き、原則として、会議の開催、作業の依頼、待機の指示は実施しないこととする。
- ③ 事務の見直しやシステム化等による業務の効率化や、有給休暇の計画的消化の一層の徹底を図る。
- ④ テレワークの推進やWeb会議システムの活用等により、多様な働き方を推進する。

(2) 役職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
- ②パンフレット、機構LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、役職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
- ③ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への役職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

(3) 役職員に対する脱炭素ライフスタイルの奨励

役職員に、太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与

する取組を促す。

VI. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の実施状況について、環境委員会において自主的に点検を行い、理事会へ報告するとともに、毎年の成果を取りまとめた上、事業報告書等適切な方法を通じ公表する。

【独立行政法人環境再生保全機構全体】 独立行政法人環境再生保全機構温室効果ガス削減計画

				2013 年度	2020 年度	2030 年度目標	
			(単位)				(13年度比)
公	用車畑	然料	kg-CO2	0	0	0	_
施設の		基礎排出係数使用	kg-CO2	151. 342	92. 702	47,750 (調整後)	-68.4% (調整後)
ロエネル	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	151. 342	92. 702	47,750 (調整後)	-68.4% (調整後)
ギ		(電気使用量)	kWh	285, 013	202, 848	171,000	-40%
使用		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0. 531	0. 457	0.25 (調整後)	-0.28kg- CO2/kWh (調整後)
	電気		kg-CO2	0	0	0	_
そ	その他 kg·CO2 0		0	0	0	_	
合	計	基礎排出係数使用	kg-CO2	151. 342	92. 702	47, 750 (調整後)	-68.4% (調整後)

独立行政法人環境再生保全機構温室効果ガス削減対策及び目標

		現状	2030 年度
	(単位)		目標
公用車に占める電動車の割合	%	_	100
	70	(2022 年度)	100
LED照明の導入割合	0/	0	100
	%	(2022 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エ	0/	0	60
ネルギー電力の割合	%	(2022年度)	60

令和4 (2022) 年度環境配慮のための実行計画

令和4年4月

独立行政法人環境再生保全機構は、「環境配慮に関する基本方針」及び「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画(以下「機構実施計画」という。)」(平成29年10月)に基づき令和4(2022)年度の業務活動がエネルギー及び資源の有効利用を図るものとなるよう、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」とともに、この実行計画を定め積極的に取り組むこととする。

2021 年度は、主に政府の緊急事態宣言等を受けた機構の BCP 発動によるテレワークの継続により、機構実施計画における用紙使用量等の削減目標が達成されたが、可燃ごみの削減目標については未達成となっている。また、電気の使用による温室効果ガス排出量については、昨年度に 2030 年度削減目標を達成したものの、今年度は昨年度よりも排出量が増加し 2030 年度削減目標に届かない見込みとなっている。さらに、2020 年度に政府が宣言した「2050 年カーボンニュートラル」の動向も踏まえ、今後はさらに環境配慮の促進が求められる。これらの状況を踏まえ、今年度も引き続き組織内の環境配慮の促進を図るためのコミュニケーションを活性化し、職員一人ひとりが自主的・積極的な行動を心がけるとともに、特に以下の 3 点の取組レベルの向上を目指すこととする。

- (1) 役職員に対して、環境配慮や環境保全に関する研修を実施する等、環境配慮に関する啓発を行う
- (2)機構実施計画における削減目標のうち、電気の使用による温室効果ガス排出量の削減について、昨年度は2030年度削減目標を達成したものの、今年度は昨年度よりも排出量が増加し2030年度削減目標に届かないことが見込まれることから、節電の取組みを徹底
- (3)機構実施計画における削減目標のうち、可燃ごみの排出量の削減について、2020年度未達成が 見込まれることから、廃棄を抑制する取組みを徹底するとともに、平成30年11月から実施してい るERCAのプラスチックごみ削減の取組を推進するため、マイバック・マイボトルの利用を促進 し、ペットボトル・レジ袋を削減
- (4) テレワークの継続及び年休取得の推進等により、ワークライフバランス及び環境に配慮した取組みを実施

【各項目における記号の意味】

◎:令和4年度に重点的に取組む事項 ○:定常的に取組む事項 太字:上記取組の関連事項

I エネルギー(電気使用量の削減)

		役職員	各部で	総務部
	項目	で取組	取組む	で取組
		むもの	もの	むもの
1	執務室内の照明は、必要な部分のみ点灯することとし、	0		
	始業前及び昼休みには原則、消灯する。			
2	残業時には、照明・電気機器等の集約的な使用に努める。	0	0	0
3	ロッカー室や倉庫等の照明は、普段は消灯し、使用時に	0		
	のみ点灯する。			

4	昼休み等、長時間パソコンを使用しない場合は電源又は	0		
	モニターの電源を切る。			
5	プリンター・複合機については、メインで使用するもの	0	0	
	以外、原則昼休み及び定時後の電源をオフにする。			
6	電化製品(テレビ、冷蔵庫等)は、極力台数を整理し、		0	0
	必要最低限の使用にとどめるように努める。			
7	冷蔵する物品の量を適切な範囲にとどめることにより、	0		
	冷蔵庫の効率的使用を図る。			
8	近隣階への移動にはエレベーターの使用を控え、できる	0		
	だけ階段を使用する。			
9	冷暖房は、冷房時は28℃、暖房時は20℃程度となるよう			0
	適正な温度管理を行う。			
10	ブラインドの利用等により、熱の出入りを調節する。	0	0	
11	百世によいより越生(2001年) 女地によいよりそい 笠然			
11	夏期における軽装(クールビス)、冬期における重ね着等			
	服装(ウォームビズ)を徹底し、冷暖房の使用を抑える。			
12	区画ごとの電気使用量を定期的(毎月)に職員へ周知す			0
	る。			

Ⅱ 省資源(用紙類の使用量削減)

	項目	役職員 で取組 むもの	各部で 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	内部で使用する各種資料は機構内LAN等を活用し、印刷を極力控える。	0		
2	身の回りの書類は基本的に電子ファイルで管理する。	0		
3	外部等に公表する資料等については、ホームページに掲載する等して、印刷物の作成は必要最小限の量とする。	0	0	
4	研修・講習会、説明会等では、プロジェクターの使用や 資料のコンパクト化を行う等、配付資料を少なくする工夫 をする。	©	©	
5	要綱等は、LAN上の文書管理システム等に登録・管理 し、極力、紙の使用量を少なくする。	0	0	
6	外部の機関等から印刷物で入手した資料等については、 複写せず、電子化又は回覧により関係職員と共有するよう にする。	©	©	
7	プリンターやコピー機で複数頁の印刷をする場合は、原 則として両面印刷として、可能な限り縮小・集約印刷を活 用する。	0		

8	プリンターやコピー機で印刷する際は、トレイを使い分	0		
	ける等して、可能な限り、裏紙(片面使用済みのコピー用			
	紙)を使用する。			
9	印刷を行う場合は、その頁数や部数が必要最小限の量と	0		
	なるように考慮し、極力、残部が発生しないように配慮す			
	る。			
10	印刷物等は、可能な限り軽量の紙を使用する。		0	0
11	資料等は、各人がそれぞれ保有することを控え、共有化	0	0	
	を図る。			
12	ポスター、カレンダー等の裏面が活用できる紙は、メモ	0		
	用紙等に利用するよう可能な限り工夫する。			
13	使用済み封筒の再利用に努める。	0	0	
14	各部の使用用紙量を定期的(毎月)に職員へ周知する。			0

Ⅲ 節水

		役職員	各部で	総務部
	項目	で取組	取組む	で取組
		むもの	もの	むもの
1	手洗い時、トイレ使用時、洗い物においては、日常的に	0		
	節水を励行する。			

IV 廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理

		役職員	各部で	総務部
	項目	で取組	取組む	で取組
		むもの	もの	むもの
1	使い捨て製品(紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等)	0	0	
	の使用や購入を抑制する。			
2	再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使	0	0	0
	用する。			
3	詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により製品等		0	0
	の長期使用を進める。			
4	コピー機、パソコン、プリンター等について、リサイク		0	
	ルしやすい素材を使用している製品を購入する。			
5	包装・梱包(段ボール等)の削減、再使用に取り組む。		0	
6	店で物を購入する際は、袋を持参するなどしてレジ袋を	0		
	受け取らないように努める。			

7	紙、金属缶、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック、 電池等のリサイクル可能なものについて、分別回収ボック スを適正に配置する等により、ごみの分別を徹底する。	0		©
8	保存年限を過ぎた文書類は、機密性の高い文書等を扱う		0	0
	専門のリサイクル業者に処理を委託する等、機密の保持と			
	リサイクルに取り組む。			
9	シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限	0		
	する。			
10	物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努め		0	0
	る。			
11	ごみ排出量を定期的(毎月)に職員に周知する。			0

V イベント等の実施における環境配慮

		役職員	各部で	総務部
	項目	で取組	取組む	で取組
		むもの	もの	むもの
1	イベント等の実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設	0	0	
	定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など温			
	室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの			
	自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、配布資料の削			
	減などの取組を可能な限り行う。			
2	機構が発注する事業等については、適切な環境保全の取		0	
	組みがなされるように、入札時及び発注時に必要な事項を			
	盛り込む。			

VI ワークライフバランスへの配慮

		役職員	各部で	総務部
	項目	で取組	取組む	で取組
		むもの	もの	むもの
1	17 時以降の会議、作業の依頼、待機の指示は原則として		0	
	行わない。			
2	全ての職員は、定時、遅くとも20時までに退出する。特	0		
	に水曜日(一斉定時退出日)とノ一残業デーは、原則とし			
	て定時、遅くとも 19 時までに退出する。			
3	全ての職員は、原則として、年間で年休を15日以上取得	0	0	
	する。			

VII グリーン購入の推進

	役職員	各部で	総務部
項目	で取組	取組む	で取組

		むもの	もの	むもの
1	再生材料から作られた製品を優先的に購入、使用する。		0	
2	間伐材、未利用資源等を利用した製品を積極的に購入、		(
	使用する。			
3	グリーン購入法の特定調達物品等の調達目標を 100%達		0	
	成するため、物品等購入請求書の決裁時には、グリーン購			
	入法適合品か否かが記載された明細書を添付し、非適合品			
	を誤って購入しないよう部内においてチェックする。			

Ⅷ 温室効果ガス排出量の把握

		役職員	各部で	総務部
	項目	で取組	取組む	で取組
		むもの	もの	むもの
1	機構が自ら行う事務・事業により排出する温室効果ガス		0	0
	排出量を把握し、年1回公表する。			

IX 役職員に対する啓発及び社会貢献

IX 160 5	(に対する日光及し日五兵脈			
		役職員	各部で	総務部
	項目	で取組	取組む	で取組
		むもの	もの	むもの
1	役職員に対して、環境配慮に関する啓発を行う。			0
	具体的には、			
	① 環境配慮や環境保全に関する研修を実施する。			
	② 役職員が日常の業務の中で環境配慮活動を実践			
	するために取り組むべき項目(チェックリスト)の			
	点検を年2回行い、その意識向上を図る。			
	③ 国等が主唱する環境関係の諸行事や NGO・NPO が			
	行う環境保全活動等へ役職員が参加しやすいよう必			
	要な情報提供を行う。			
	④ 役職員が家庭部門における温室効果ガスの排出			
	削減に寄与する活動に参加しやすいよう必要な情報			
	提供を行う。			
2	役職員は国等が主唱する環境関係の諸行事や NGO・NPO	0		
	が行う環境保全活動等へ参加するよう努める。			
3	家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する活	0		
	動に参加するよう努める。			

(案)

令和5 (2023) 年度環境配慮のための実行計画

令和5年4月

独立行政法人環境再生保全機構は、「環境配慮に関する基本方針」及び「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(以下「機構実施計画」という。)」(令和5年3月)に基づき令和5(2023)年度の業務活動がエネルギー及び資源の有効利用を図るものとなるよう、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」とともに、この実行計画を定め積極的に取り組むこととする。

2022 年度は、機構実施計画における廃棄物の排出量の削減目標は達成の見込みだが、用紙使用量の削減目標は未達成となっている。また、電気の使用による温室効果ガス排出量については、今年度は昨年度よりも排出量が増加し 2030 年度削減目標に届かない見込みとなっている。さらに、2020年度に政府が宣言した「2050 年カーボンニュートラル」の動向も踏まえ、今後はさらに環境配慮の促進が求められる。これらの状況を踏まえ、今年度も引き続き組織内の環境配慮の促進を図るためのコミュニケーションを活性化し、職員一人ひとりが自主的・積極的な行動を心がけるとともに、特に以下の4点の取組レベルの向上を目指すこととする。

- (1)機構実施計画における削減目標のうち、電気の使用による温室効果ガス排出量の削減について、2022年度は前年度よりも排出量が増加し2030年度削減目標に届かないことが見込まれることから、節電の取組を徹底
- (2)機構実施計画における削減目標のうち、用紙の使用量について、2022 年度は前年度よりも使用量が増加し、2030 年度削減目標に届かないことが見込まれる。今年度は、ペーパーレス化を一層推進するため、書類の電子化や電子決裁利用を徹底
- (3)機構実施計画における削減目標のうち、可燃ごみの排出量の削減について、今年度は達成が 見込まれる。今後も継続して廃棄を抑制する取組を徹底するとともに、平成30年11月から実 施しているERCAのプラスチックごみ削減の取組を推進するため、マイバック・マイボトル の利用を促進し、ペットボトル・レジ袋を削減
- (4) テレワークの継続及び年休取得の推進等による、ワークライフバランスの確保及び地球温暖 化対策に関する研修や啓発による、役職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励。

【各項目における記号の意味】

◎: 令和5年度に重点的に取り組む事項 ○: 定常的に取り組む事項 太字: 上記取組の関連事項

I エネルギー(電気使用量の削減)

		役職員	各部で	総務部
	項目	で取り	取り組	で取り
		組むも	むもの	組むも
		の		の
1	残業時には、照明・電気機器等の集約的な使用に努める。	0	0	0
2	ロッカー室や倉庫等の照明は、普段は消灯し、使用時に	0		
	のみ点灯する。			

3	昼休み等、長時間パソコンを使用しない場合は電源又は	0		
	モニターの電源を切る。			
4	プリンター・複合機については、メインで使用するもの	0	0	
	以外、原則昼休み及び定時後の電源をオフにする。			
5	電化製品(テレビ、冷蔵庫等)は、極力台数を整理し、		0	0
	必要最低限の使用にとどめるように努める。			
6	冷蔵する物品の量を適切な範囲にとどめることにより、	0		
	冷蔵庫の効率的使用を図る。			
7	近隣階への移動にはエレベーターの使用を控え、できる	0		
	だけ階段を使用する。			
8	冷暖房は、冷房時は28℃、暖房時は20℃程度となるよう			0
	適正な温度管理を行う。			
9	ブラインドの利用等により、熱の出入りを調節する。	0	0	
10	夏期における軽装 (クールビス)、冬期における重ね着等	0		0
	服装(ウォームビズ)を徹底し、冷暖房の使用を抑える。			
11	区画ごとの電気使用量を定期的(毎月)に職員へ周知す			0
	る。			

Ⅱ 省資源(用紙類の使用量削減)

	項目	役職員 で取り 組むも の	各部で 取り組 むもの	総務部 で取り 組むも の
1	書類の電子化や電子決裁の徹底により、ペーパーレス化を 一層推進する。	©		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
2	機構内部で使用する資料は基本的に電子ファイルで管理する。	0		
3	外部等に公表する資料等については、ホームページに掲載 する等して、印刷物の作成は必要最小限の量とする。	0	0	
4	研修・講習会、説明会等では、プロジェクターの使用や資料 のコンパクト化を行う等、配付資料を少なくする工夫をする。	0	0	
5	印刷をする場合は、原則として両面印刷として、可能な限り 縮小・集約印刷を活用する。	0		
6	不要となった用紙類 (ミスコピー、使用済文書、使用済み封 筒等) については、再使用や再生利用を徹底する。	0		
7	FAX は、その他の媒体でのやりとりが困難な場合を除き原則として使用しない。	0		
8	各部の使用用紙量を定期的(毎月)に職員へ周知する。			0

Ⅲ 節水

		役職員	各部で	総務部
	項目	で取り	取り組	で取り
		組むも	むもの	組むも
		の		の
1	手洗い時、トイレ使用時、洗い物においては、日常的に	0		
	節水を励行する。			

IV 廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理

		役職員	各部で	総務部
	項目	で取り	取り組	で取り
		組むも	むもの	組むも
		の		の
1	使い捨て製品(紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等)	0	0	
	の使用や購入を抑制する。			
2	再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使	0	0	0
	用する。			
3	詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により製品等		0	0
	の長期使用を進める。			
4	コピー機、パソコン、プリンター等について、リサイク		0	
	ルしやすい素材を使用している製品を購入する。			
5	包装・梱包(段ボール等)の削減、再使用に取り組む。		0	
6	店で物を購入する際は、袋を持参するなどしてレジ袋を	0		
	受け取らないように努める。			
7	紙、金属缶、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック、	0		0
	電池等のリサイクル可能なものについて、分別回収ボック			
	スを適正に配置する等により、ごみの分別を徹底する。			
8	保存年限を過ぎた文書類は、機密性の高い文書等を扱う		0	0
	専門のリサイクル業者に処理を委託する等、機密の保持と			
	リサイクルに取り組む。			
9	シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限	0		
	する。			
10	物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努め			0
	る。			
11	ごみ排出量を定期的(毎月)に職員に周知する。			0

V イベント等の実施における環境配慮

		役職員	各部で	総務部
	項目	で取り	取り組	で取り
		組むも	むもの	組むも
		の		の
1	イベント等の実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設	0	0	
	定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など温			
	室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの			
	自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、配布資料の削			
	減などの取組を可能な限り行う。			
2	機構が発注する事業等については、適切な環境保全の取		0	
	組がなされるように、入札時及び発注時に必要な事項を盛			
	り込む。			

VI ワークライフバランスへの配慮

		役職員	各部で	総務部
	項目	で取り	取り組	で取り
		組むも	むもの	組むも
		の		の
1	17 時以降の会議、作業の依頼、待機の指示は原則として行		0	
1	わない。			
	全ての職員は、定時、遅くとも 20 時までに退出する。特に	0		
2	水曜日(一斉定時退出日)とノー残業デーは、原則として定時、			
	遅くとも 19 時までに退出する。			
3	事務の見直しやシステム化等による業務の効率化や、有給	0	0	
٥	休暇の計画的消化の一層の徹底を図る。			
4	テレワークの推進や Web 会議システムの活用等により、多	0	0	
4	様な働き方を推進する。			

VII グリーン購入の推進

		役職員	各部で	総務部
	項目	で取り	取り組	で取り
		組むも	むもの	組むも
		の		の
1	再生材料から作られた製品を優先的に購入、使用する。		0	
2	間伐材、未利用資源等を利用した製品を積極的に購入、		(
	使用する。			
3	グリーン購入法の特定調達物品等の調達目標を 100%達		0	
	成するため、物品等購入請求書の決裁時には、グリーン購			
	入法適合品か否かが記載された明細書を添付し、非適合品			
	を誤って購入しないよう部内においてチェックする。			

WII 自動車利用の抑制等

		役職員	各部で	総務部
	項目	で取り	取り組	で取り
		組むも	むもの	組むも
		の		の
1	業務時の移動において、極力、鉄道、バス等公共交通機		0	0
	関を利用する。			
2	タクシーを利用する場合は、低公害車の優先利用を図る。		0	0

IX 温室効果ガス排出量の把握

		役職員	各部で	総務部
	項目	で取り	取り組	で取り
		組むも	むもの	組むも
		の		の
1	機構が自ら行う事務・事業により排出する温室効果ガス		0	0
	排出量を把握し、年1回公表する。			

X 役職員に対する啓発及び社会貢献

	100 (1 1 4 7 0 H 2 H 2 H 2 H 1 H 1 H 1 H 1 H 1 H 1 H 1			
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	役職員	各部で	総務部
	項目	で取り	取り組	で取り
		組むも	むもの	組むも
		の		の
1	役職員に対して、環境配慮に関する啓発を行う。			0
	具体的には、			
	① 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進す			
	ర 。			
	② パンフレット、機構 LAN 等により再生紙等の名			
	刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関す			
	る活動や研修など、役職員が参加できる地球温暖化			
	対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。			
	③ 役職員に、太陽光発電や電動車の導入など、脱			
	炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促			
	के .			
2	地球温暖化対策に関する活動や研修など、役職員が参加	0		
	できる地球温暖化対策に関する活動に参加するよう努め			
	る。			
3	役職員は太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライ	0		
	フスタイルへの転換に寄与する取組に努める。			

令和4年度その他の項目における業務実績等

第4 短期借入金の限度額

<主要な業務実績>

令和4年度は、短期借入を行わなかった。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当 該財産の処分に関する計画

なし

第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、または担保に供しようとするときは、その計画

なし

第7 剰余金の使途

<主要な業務実績>

令和4年度は、剰余金の使用実績はなかった。

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画なし

(2) 職員の人事に関する計画

<主要な業務実績>

常勤職員数:161人(令和5年3月末時点)

(3) 積立金の処分に関する事項

<主要な業務実績>

令和4年度は、公害健康被害補償予防業務勘定において、第3期中期目標期間以前に自己収入財源で取得した固定資産の減価償却見合い 4,198 千円を積立金より取り崩した。

- (4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項
 - ④ 中期目標期間を超える債務負担

<主要な業務実績>

令和4年度は、以下に係る調達(少額随意契約の基準金額以下のものを除く。) について、業務の必要性やスケールメリット等を考慮し、第5期中期目標期間に わたる契約を行った。

- ・「ぜん息・COPD 電話相談事業の実施請負業務」 (契約期間:令和4年4月~令和6年4月)
- ・「助成金積算システム改修及び運用保守業務」 (契約期間:令和4年4月~令和6年4月)
- ・「経理・債権管理システム構築及び運用保守業務」 (契約期間:令和4年6月~令和9年8月)
- ・「勤怠管理システムの導入及び保守業務」(契約期間:令和4年11月~令和10年3月)
- •「文書保存管理等業務」

(契約期間:令和5年1月~令和11年3月)

- ·「労働者派遣業務」(令和5年2月派遣開始:1名) (契約期間:令和5年2月~令和6年11月)
- ・「郵便料金計器の更新及び保守業務」(契約期間:令和5年3月~令和10年3月)

-130

第4期中期目標・第4期中期計画・令和4年度計画(抜粋)

第4 短期借入金の限度額

■第4期中期目標の趣旨

なし

第4期中期目標	第4期中期計画	令和4年度計画
	年度内における一時的な資金不足等に対応するため	令和4年度において、一時的な資金不足等が発生し
	の短期借入金の限度額は、単年度 4,800 百万円とす	た場合、その対応のための短期
	る 。	借入金の限度額は、4,800百万円とする。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和4年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和4年度計画
_	なし	なし

第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和4年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和4年度計画
_	なし	なし

第7 剰余金の使途

第4期中期目標	第4期中期計画	令和4年度計画
_	地球環境基金事業及び推進費による業務	地球環境基金事業及び環境研究総合推進費業務

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

■第4期中期目標の趣旨

なし

(1) 施設及び設備に関する計画

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和4年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和4年度計画
_	なし	なし

(2)職員の人事に関する計画

第 4 期中期目標	第4期中期計画	令和4年度計画
_	期初の常勤職員数 148 人	第4期中期目標期間の期初の常勤職員数 148人
	期末の常勤職員数の見込み 161 人	第4期中期目標期間の期末の常勤職員数の見込み
		148 人

<u>-1</u>33-

(3)積立金の処分に関する事項

第4期中期目標	第4期中期計画	令和4年度計画
_	第3期中期目標期間の最終事業年度において、独立	第3期中期目標期間の最終事業年度において、独立
	行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金	行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金
	があるときは、主務大臣の承認を受けた金額につい	が生じ、主務大臣の承認を受けた金額について、公
	て、公害健康被害予防事業、推進費による業務及び	 害健康被害予防事業、環境研究総合推進費業務及び
	承継業務の財源並びに第3期中期目標期間以前に自	 承継業務の財源並びに第3期中期目標期間以前に自
	己収入財源で取得し、第4期中期目標期間へ繰り越	 己収入財源で取得し、第4期中期目標期間へ繰り越
	した固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。	した固定資産の減価償却に要する費用等に充てるこ
		ととする。